

令和5年12月定例会

横芝光町議会会議録

令和5年	12月5日	開会
令和5年	12月12日	閉会

横芝光町議会

令和5年12月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
議案第1号ないし議案第13号の上程、説明	5
休会の件	37
散会の宣告	37

第 2 号 (12月8日)

議事日程	39
本日の会議に付した事件	39
出席議員	39
欠席議員	39
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	39
職務のため出席した者の職氏名	40
開議の宣告	41
一般質問	41
市原成一君	41
内田美穂君	58
森川貴恵君	73

宮 菌 博 香 君	90
秋 鹿 幹 夫 君	108
休会の件	125
散会の宣告	126

第 3 号 (12月12日)

議事日程	127
本日の会議に付した事件	128
出席議員	128
欠席議員	128
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	128
職務のため出席した者の職氏名	129
開議の宣告	130
諸般の報告	130
一般質問	130
川 島 富士子 君	130
山 崎 義 貞 君	148
議案第14号の上程、説明	165
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	168
議案第2号審議(質疑・討論・採決)	174
議案第3号審議(質疑・討論・採決)	175
議案第4号審議(質疑・討論・採決)	176
議案第5号審議(質疑・討論・採決)	176
議案第6号審議(質疑・討論・採決)	177
議案第7号審議(質疑・討論・採決)	177
議案第8号審議(質疑・討論・採決)	178
議案第9号審議(質疑・討論・採決)	179
議案第10号審議(質疑・討論・採決)	179
議案第11号審議(質疑・討論・採決)	186
議案第12号審議(質疑・討論・採決)	187

議案第13号審議（質疑・討論・採決）	187
議案第14号審議（質疑・討論・採決）	188
請願の件	189
日程の追加	191
発議第1号審議（質疑・討論・採決）	191
閉会の宣告	191
署名議員	193

1 2 月 定 例 会

(第 1 号)

令和5年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年12月5日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期決定の件
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 議案第1号ないし議案第13号について(町長提案理由説明)
 - 日程第 5 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	森	大地	君	2番	内	田	美	穂	君			
3番	霞	浩	子	君	4番	市	原	成	一	君		
5番	印	東	彦	治	君	6番	小	倉	弘	業	君	
7番	森	川	貴	恵	君	8番	秋	鹿	幹	夫	君	
9番	宮	菌	博	香	君	10番	山	崎	義	貞	君	
11番	鈴	木	和	彦	君	12番	鈴	木	輝	男	君	
13番	川	島		仁	君	14番	川	島	富	士	子	君
15番	鈴	木	克	征	君	16番	鈴	木	唯	夫	君	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤	晴彦	君	副	町	長	山田	智志	君					
総	務	課	長	及川	雅一	君	企	画	空	港	課	長	平山	貴之	君

財 政 課 長	向 後 和 彦 君	環 境 防 災 課 長	北 田 勝 也 君
税 務 課 長	佐 久 間 真 一 君	住 民 課 長	小 川 健 二 君
産 業 課 長	加 瀬 淳 一 君	都 市 建 設 課 長	若 梅 吉 伸 君
福 祉 課 長	古 作 健 二 君	健 康 こ ど も 長	野 村 浩 光 君
食 肉 セ ン タ ー 長	郡 司 勇 君	東 陽 病 院 長	越 川 直 樹 君
会 計 管 理 者	石 田 賢 一 君	教 育 長	實 川 睦 子 君
教 育 課 長	鈴 木 正 広 君	社 会 文 化 課 長	平 野 和 美 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 渡 邊 奨 書 記 椎 名 悦 子

◎開会の宣告

○議長（鈴木和彦君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより令和5年12月横芝光町議会定例会を開会します。

なお、本定例会中に議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木和彦君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木和彦君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

16番議員 鈴木 唯 夫 議員

8番議員 秋 鹿 幹 夫 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木和彦君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期、定例会の会期を、本日から12月13日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、今期、定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木和彦君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、議員派遣結果報告について、各常任委員会委員長連名による報告書の提出がありましたので報告します。

次に、請願の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました請願1件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したのでご報告します。

次に、教育委員会の点検・評価について、教育委員会から報告書の提出があり、これを受理したのでご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

11月9日に開催された令和5年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、川島富士子議員。

〔14番議員 川島富士子君登壇〕

○14番（川島富士子君） おはようございます。

去る11月9日に開催されました令和5年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は4件であります。

議案第1号は、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は24億2,313万4,193円、歳出総額は23億774万4,391円で、歳入歳出差引残額は1億1,538万9,802円となりました。

議案第2号は、令和4年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は7,197億7,364万4,767円、歳出総額は7,116億4,756万2,534円で、歳入歳出差引残額は81億2,608万2,233円となりました。

議案第3号は、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,871万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,112万4,000円とするものです。

議案第4号は、令和5年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66億9,257万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,513億1,497万4,000円とするものです。

提案されました議案は、いずれも原案のとおり認定、可決されました。

以上、令和5年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔14番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第13号の上程、説明

○議長（鈴木和彦君） 日程第4、議案第1号ないし議案第13号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、令和5年12月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄、ご多用の折にもかかわらず、ご参集いただき誠にありがとうございます。

また、平素より町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

月日の経つのは早いもので、今年も残すところあと1か月となりました。この1年を振り返ってみますと、依然と続くロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルとイスラム組織ハマスによる紛争や円安による物価の高騰が進み、生活への影響が大きなものとなっております。

こうした中、国においては内閣支持率が急落し、物価高騰に対する経済対策への遅れが懸念されます。一方、新型コロナウイルス感染症が感染法上の2類から5類に引き下げられたことにより、産業まつり等の各種事業が平常どおりの開催となり、5年ぶりに町民の皆様の笑顔を間近で拝見することができ、心より嬉しく存じます。

これから年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となります。議員各位、町民の皆様にはく

れぐれもご自愛の上、輝かしい新年をお迎えくださるようご祈念申し上げます。

それでは、12月議会定例会に当たり、町政の状況等、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、総務課関係についてであります。効率的な行政運営を行うことを主眼として、より一層の町民サービスの向上と優先的に取り組む必要がある課題を解決するため、段階的に組織改編を行ってまいりました。

令和6年度は、平成31年3月に策定した横芝光町土地利用ビジョンの重点戦略を具現化、加速化させるため、適切な部署へ事務分掌を分けるべく、本議会におきまして横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを提案させていただきました。

また、本年8月には人事院から、10月には千葉県人事委員会から、それぞれ国家公務員、千葉県職員の給与等に関する勧告が行われました。いずれの勧告も民間給与との較差等に基づく令和5年度における給与改定を内容としております。人事委員会を設置していない当町といたしましては、この勧告にのっとり、給与改定に関連する条例の改正について提案させていただいたところでございます。

続いて、企画空港課関係についてであります。従来の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と連続性のある物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、いわゆる重点支援地方交付金については、11月29日に成立した国補正予算に計上され、当町へは2億1,010万円、低所得世帯支援枠分1億4,975万6,000円、推奨事業メニュー分6,034万4,000円を限度額として交付されることとなりました。内閣府からは各自治体に対して、年内の予算化に向けた検討をいただきたい旨の通知が発出されていますので、早期に重点支援地方交付金に係る町一般会計補正予算案を町議会へお諮りしたいと考えているところです。

次に、成田国際空港周辺対策交付金の普通交付金、地域振興枠及びA滑走路特別加算金につきましては、9月期、3月期として年2回交付されます。今年度の9月期交付額は、対前年度同月期と比較して普通交付金は594万4,000円減の2億2,721万8,000円、地域振興枠は10万2,000円増の1億2,305万7,000円、A滑走路特別加算金は同額の1,000万円で、合計584万2,000円減の3億6,027万5,000円でした。

減額した主な要因ですが、普通交付金が上塚保育所の閉所のほか、横芝小学校の改築に伴い成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる成田財特法のメリットを生かし、成田国際空港株式会社の助成金よりも財政的に有利な文部科学省の補助金を活用することとしたため、公共施設割の算定対象となる施設が減少したことによるものです。今後もこの交付金を活用して、航空機騒音に係る環境対策はもちろんのこと、道路

や施設整備をはじめ、地域振興に資する施策を実施することで町の活性化に取り組んでまいります。

次に、横芝光インターチェンジ周辺開発につきましては、土地所有者や有識者などを委員とする横芝光インターチェンジ周辺まちづくり推進協議会を9月に設置し、事業化検討パートナーを公募いたしました。その結果、単体企業1社と共同企業体1グループからプロポーザルの参加意向表明がありましたので、今年19日にプレゼンテーション審査を行い、優先交渉権者を選定する予定です。事業化検討パートナーが選定されれば、事業手法や現地造成後の土地活用等について具体的な検討が始められるものと期待しております。

そして、11月28日の議会議員全員協議会にてご説明いたしましたが、横芝海のこどもの国跡地周辺の活用を探るため、活用検討パートナーの公募作業を進めております。当該跡地の有効活用は、横芝光インターチェンジ周辺開発や横芝駅周辺開発と並んで町土地利用ビジョンに掲げた3つの重点戦略のひとつでありますので、プロジェクトの具体化に向けて取り組んでまいります。

続いて、財政課関係についてであります。令和6年度予算につきましては、10月5日に職員に対して予算編成方針の示達を行い、現在は予算要求された各種事業の内容精査作業を行っているところであります。

新年度当初予算は骨格予算となりますが、歳入歳出の予算要求額には大きな乖離があり、厳しい予算編成になることが見込まれております。物価高騰の影響が長期化し、先行きを見通すことが依然として困難な状況であります。真に必要な事業に重点的に取り組み、今後の社会経済状況の変化にも対応し得る持続可能な財政構造を確立すべく鋭意努力する所存でございます。

続いて、環境防災課関係についてであります。10月22日の日曜日に実施しました栗山川周辺環境ボランティアでは、参加をいただいた町民の皆様や各種団体、事業所の皆様により堤防の草刈作業やポイ捨てごみの回収作業が行われました。雨天により予備日での開催にもかかわらず、多くの方々にご参加をいただくことができました。町のシンボルである栗山川の環境保全のため、今後も町民の皆様や企業、団体のご協力をいただきながら美化活動を推進してまいります。

また、11月26日の日曜日に実施した町内一日清掃にも大勢の町民の皆様にご協力をいただき、地域のポイ捨てごみの回収や清掃作業により町を綺麗にすることができました。栗山川周辺環境ボランティア及び町内一日清掃に参加いただきました皆様にご心から感謝申し上げます。

とともに、今後も町内の環境美化推進のため、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続いて、産業課関係についてであります。11月19日に第18回横芝光町産業まつりを開催し、開会式には議員の皆様をはじめ、姉妹町の松田町本山町長、姉妹都市の千曲市小川市長のご列席をいただき、友好都市の光市を含めた各市町の特産品を展示するなど、盛大に執り行うことができました。改めて厚く御礼申し上げます。

令和元年台風15号や新型コロナウイルス感染症の影響により中止が続き、5年ぶりの開催となりました。当日は好天にも恵まれ、約1万7,000人が来場し、各ブースに長蛇の列ができるなど、大盛会のうちに終了することができました。ご協力いただきました交通安全協会、防犯協会の皆様をはじめ、山武郡市農業協同組合、ちばみどり農業協同組合、横芝光町商工会、農業振興会など、多くの関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

続いて、福祉課関係についてであります。国の重点支援地方交付金を活用し、住民税非課税世帯等へ1世帯当たり3万円を給付する物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金につきましては、2,598世帯に対して給付を行い、支給率は95.6%でありました。なお、重点支援地方交付金につきましては、低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、1世帯当たり7万円を追加することで、合計10万円の支援を行うことが決定されました。追加の給付金につきましても、対象の方へ早期に届けられるよう準備を進めてまいります。

次に、障害福祉計画についてであります。令和6年度から令和11年度を計画期間とする第4次障害者基本計画と、この基本計画の前期の個別計画となる第7次障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定を進めております。

本計画は、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、アンケート調査、関係団体等へのヒアリング調査を実施し、障害者計画等策定委員会でご審議をいただきながら進めております。

次に、介護保険事業計画についてであります。令和6年度から令和8年度を計画期間とする高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定を進めております。

本計画は、団塊の世代が75歳を迎える令和7年を控え、高齢者が安心して生活ができるよう各種介護サービスの必要量を推計するほか、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を念頭に、介護サービスのニーズを中長期的に見据え、計画策定委員会である介護保険運営協議会でご審議をいただきながら進めております。今後、これら2つの計画のパブリックコメントを実施し、広く意見を集約する機会を設けながら今年度末までに策定いたします。

続いて、社会文化課関係についてであります。10月8日に横芝光スポーツフェスタ2023が開催され、さわやかな秋空の下、約1,100人がふれあい坂田池公園陸上競技場に集いました。初めてのスポーツフェスタでしたが、会場は大いに盛り上がり、スポーツを通じて楽しく過ごすことができました。スポーツフェスタ2023の準備や運営にご尽力いただいたスポーツ協会をはじめとする関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

次に、11月11日、12日に町民会館と町体育館で行われた町文化祭と図書館で行われた図書館まつりは、数多くの作品展示、芸能発表、イベント等が開催され、2日間で約4,700人の来場者がありました。

続いて、東陽食肉センター関係についてであります。11月末現在のと畜頭数は、豚が6万9,362頭、牛が3,082頭で、昨年同時期と比較して豚は7,827頭の増、牛は325頭の増となりました。

豚のと畜頭数につきましては、近年PEDいわゆる豚流行性下痢などの家畜疾病や猛暑などの影響により下落傾向にありましたが、本年3月より食肉センターを利用する問屋が新たに1事業所増えたことにより、処理頭数が増加したものです。引き続き関係者と協力しながら、と畜頭数の確保に努めてまいります。

最後に、東陽病院関係についてであります。9月議会定例会において可決、承認いただきました損害賠償事案につきましては、令和5年9月21日付で相手方代理人弁護士を通じて和解契約を締結し、解決金につきましては10月10日に支払いをさせていただきましたので、ご報告いたします。今後このようなことがないように、改めて非常勤医師の勤務条件通知書の内容及び手続方法の確認を行い、また非常勤医師の位置づけの関係につきましても、令和2年4月1日の地方自治法の一部改正で地方自治体職員の任用要件が厳格化された際、個人との契約と分類したところではありますが、現在専門家の意見を聞きながら検討をしているところでございます。最終的に結論を出すまでには今しばらく時間を要しますが、最善となる方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上、現在の各種事業の進捗状況等についてご説明させていただきました。議員各位には、今後とも更なるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の令和5年12月横芝光町議会定例会提案理由説明書をご覧ください。

議案第1号 横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は企業誘致に関する事務分掌を企画空港課から産業課へ移管するため、横芝光町行政組織条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第2号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は令和5年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給割合に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第3号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は令和5年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給割合に準じ、町特別職の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第4号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は令和5年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、地方公務員法第24条第2項の規定により、職員の給与改定を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第5号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う所用の改正を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第6号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことに伴い、人事院規則において新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例が廃止されたことから、所要の改正を行うため、横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第7号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部

を改正する法律の公布に伴い、国民健康保険加入世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合において、当該世帯の世帯主に対して課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額することとなることから、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第8号 横芝光町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてであります。本案は公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を的確に把握し、人口減少や施設の老朽化に適切に対応するため、横芝光町農業集落排水事業を特別会計から公営企業会計へ移行し、地方公営企業法を適用するため、横芝光町農業集落排水事業の設置等に関する条例を制定すべく提案したものでございます。

議案第9号 指定管理者の指定について（光B&G海洋センター、光しおさい公園）であります。本案は横芝光町社会体育施設及び公園の一部の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものでございます。

議案第10号 令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）についてであります。本案は給与改定に伴う人件費のほか、介護給付・訓練等給付事業、子ども医療費助成事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億4,978万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億6,524万2,000円とすべく提案したものでございます。

議案第11号 令和5年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は一般被保険者に係る療養費のほか、産前・産後期間の国民健康保険税免除措置に伴うシステム改修に要する経費及び過誤納還付金に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ317万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,117万4,000円とすべく提案したものでございます。

議案第12号 令和5年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は東陽病院における清掃業務委託、警備業務委託及び医事業務委託について、令和6年度の契約の相手方を令和5年度中に決定する必要があるため、債務負担行為を設定すべく提案したものでございます。

議案第13号 財産の無償貸付けについてであります。本案は旧横芝中学校プールの跡地を活用するため、土地を無償で貸し付けるに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものでございます。

以上、この度提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号ないし議案第3号について、総務課長。

〔総務課長 及川雅一君登壇〕

○総務課長（及川雅一君） おはようございます。

それでは、議案第1号及び議案第2号から議案第3号について、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の議案つづり1ページをお願いいたします。あわせて、黄色の議案関係資料1ページをお願いいたします。

初めに、議案第1号 横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本案は企業誘致に関する事務分掌を企画空港課から産業課へ移管するため、横芝光町行政組織条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

制定の概要によりご説明いたします。

議案関係資料1ページをお願いいたします。

根拠法令等は記載のとおりで、表の中段の内容の要旨ですが、企業誘致に関する需要の高まりにより、平成31年4月から、産業課の事務分掌に「企業誘致に関すること」を加え、取り組んできました。

令和3年4月からは、横芝光町土地利用ビジョンの重点戦略を具現化するため、計画部門である企画空港課へ本事務分掌を移管し、一体的に企業誘致を推進してきました。

これまでの一体的な計画を経て、各重点戦略を個別具体的に促進するため、適切な部署へ事務分掌を分け、本事務分掌については移管前の産業課へ戻すべく改正するものでございます。

横芝光町土地利用ビジョンの重点戦略は、記載されている3項目になります。

1番目としまして、成田空港へ直結する幹線道路の整備促進、2番目としまして、空港関連施設の就業者等、新規定住者のための新たな居住地の整備、3番目としまして、こどもの国跡地の有効活用、その他参考事項としまして、横芝光町行政組織条例第1条に規定する課の内部組織（班等）やその細かな事務分掌については、第3条の規定により、横芝光町行政

組織規則で定めます。

ピンク色の議案つづり 3 ページと議案関係資料 2 ページをご覧ください。

改正する条文については新旧対照表のアンダーライン部分で、現行欄の第 2 条中、企画空港課の項第 6 号の「企業誘致に関すること。」を削り、改正案の欄の同条中、産業課の項に第 4 号「企業誘致に関すること。」を加えるものです。

附則で、施行日を、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行すると規定いたしました。

次に、議案第 2 号から議案第 3 号は、令和 5 年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の給与改定を行うこととしました。あわせて、町議会議員及び町特別職においても、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給割合に準じ、それぞれの期末手当の支給割合を改正すべく提案したものであります。

ピンク色の議案つづり 5 ページをお願いいたします。

初めに、議案第 2 号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本案は町議会議員の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

ピンク色の議案つづり 7 ページと黄色の議案関係資料 3 ページをお願いいたします。

制定の概要についてご説明いたします。

根拠法令等は記載のとおりで、表の中段の内容の要旨ですが、令和 5 年人事院勧告並びに千葉県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告において、民間給与との均衡を図るため、一般職の職員の期末・勤勉手当を年間 0.1 月分引き上げることから、その引上げに準じて、町議会議員の期末手当の支給割合の改正を行うものであります。

1 つ目としまして、令和 5 年度の期末手当支給割合は表のとおりで、12 月期の「2.20 月」を「2.30 月」に改め、0.1 月分引き上げ、年間支給割合の「4.40 月」を「4.50 月」に改めるものであります。

2 番目といたしまして、令和 6 年度以降の期末手当支給割合は表のとおりで、令和 5 年度 12 月期で 2.30 月と 0.1 月分引き上げたものを、6 月期及び 12 月期の期末手当それぞれ 2.25 月に改めるものであります。

議案関係資料 4 ページをご覧ください。

新旧対照表の（第 1 条関係）では令和 5 年度の改定を規定しており、アンダーライン部分が改正する条文で、現行の欄の第 5 条第 2 項中「100 分の 220」を改正案の欄のとおり「100

分の230」に改めます。

議案関係資料5ページに移りまして、新旧対照表の（第2条関係）では令和6年度の改定を規定しており、アンダーライン部分が改正する条文で、現行の欄の第5条第2項中「100分の230」を改正案の欄のとおり「100分の225」に改め、6月期及び12月期の期末手当を2.25月とするものです。

ピンク色の議案つづり7ページの附則としまして、第1項で施行期日を定め、第1号で、第1条の規定は公布の日から施行し、第2号で、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するとしております。

第2項で、第1条の改正規定は令和5年12月1日から適用するとし、第3項では期末手当の内払いを規定しております。

続きまして、ピンク色の議案つづり9ページをお願いいたします。

続きまして、議案第3号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本案は町特別職の期末手当の支給割合を改正するため、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案つづりの11ページと黄色、議案関係資料6ページをお願いいたします。

制定の概要についてご説明いたします。

根拠法令等は記載のとおりで、表の中段の内容の要旨ですが、一般職の職員の期末・勤勉手当を年間0.1月分引き上げることから、その引上げに準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合の改正を行うものであります。

1つ目としまして、令和5年度の期末手当支給割合は表のとおりで、12月期の「2.20月」を「2.30月」に改め、0.1月分引き上げ、年間支給割合の「4.40月」を「4.50月」に改めるものであります。

2つ目としまして、令和6年度以降の期末手当支給割合は表のとおりで、令和5年度12月期で2.30月と0.1月分引上げたものを、6月期及び12月期の期末手当それぞれ2.25月に改めるものであります。

議案関係資料7ページの新旧対照表（第1条関係）では令和5年度の改定を規定しており、アンダーライン部分が改正する条文で、現行の欄の第3条第2項中「100分の220」を改正案の欄のとおり「100分の230」に改めます。

議案関係資料8ページに移りまして、新旧対照表の（第2条関係）では令和6年度の改定

を規定しており、アンダーライン部分が改正する条文で、現行の欄の第3条第2項中「100分の230」を改正案の欄のとおり「100分の225」に改め、6月期及び12月期の期末手当を2.25月とするものであります。

ピンク色の議案つづり11ページを見ていただきまして、附則としまして、第1項で施行期日を定め、第1号で、第1条の規定は公布の日から施行するとし、第2号で、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するとしております。

第2項で、第1条の改正規定は令和5年12月1日から適用するとし、第3項では期末手当の内払いを規定しております。

以上、議案第1号及び議案第2号から議案第3号について、補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時といたします。

（午前10時42分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

○議長（鈴木和彦君） 提案理由説明を続けます。

議案第4号ないし議案第6号について、総務課長。

〔総務課長 及川雅一君登壇〕

○総務課長（及川雅一君） それでは、議案第4号ないし議案第6号について、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の議案つづり13ページをお願いいたします。

初めに、議案第4号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本案は地方公務員法第24条第2項の規定により職員の給与改定を行うため、横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

ピンク色の議案つづり15ページと黄色の議案関係資料9ページをお願いいたします。

制定の概要についてご説明いたします。

根拠法令等は記載のとおりで、表の中段の内容の要旨ですが、令和5年人事院勧告等に基づき、民間給与との均衡を図るため、初任給及び若年層に重点を置いた月例給（給料表）の引上げ、並びに期末・勤勉手当を引き上げるべく改正を行うものであります。

1つ目としまして、給料表の改定ですが、行政職の初任給について、大学卒で1万700円、高校卒で1万2,000円の引上げ、若年層に重点を置いた月例給の引上げ改定、改定率は1.3%を予定しております。

続きまして、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して引き上げます。

議案関係資料10ページをご覧ください。

2つ目としまして、期末・勤勉手当の引上げですが、表の（年間月数）欄の波線部分になります。

1つ目としまして、一般職、年間支給月数「4.40月分」を「4.50月分」、0.1月分引き上げます。期末・勤勉手当それぞれ0.05月分増となります。

2つ目としまして、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員を含め、年間支給月数「2.30月分」から「2.35月分」、0.05月分引き上げます。期末・勤勉手当それぞれ0.025月分の増となります。

3番目としまして、特定任期付職員、年間支給月数「3.30月分」から「3.40月分」、0.1月分引き上げます。期末手当0.05月分の増となります。

期末・勤勉手当支給割合は表のとおりで、所要の改正を行うものであります。

ピンク色の議案つづり15ページと議案関係資料11ページをご覧ください。

改正する条文について、新旧対照表の内容を表で説明させていただきます。

新旧対照表の（第1条関係）では令和5年度の改定を規定しており、アンダーライン部分が改定する条文になります。

初めに、一般職の期末手当になります。

第24条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、続きまして定年前再任用短時間勤務職員の期末手当関係になります。同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改めます。

議案関係資料12ページに移りまして、一般職の勤勉手当関係になります。

第27条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、続きまして定年前再任用短時

間勤務職員の勤勉手当関係になります。同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改め、一般職の12月期の期末・勤勉手当を0.1月分、定年前再任用短時間勤務職員の12月期の期末・勤勉手当を0.05月分引き上げるものでございます。

ピンク色議案関係つづり15ページから22ページまでの別表1及び22ページから32ページまでの別表2は、若年層に重点を置いた月例給の引上げに伴い、月例給を改めるものであります。また、議案関係資料の12ページから36ページまでの別表も同様のものでございます。

続きまして、ピンク色の議案関係つづり32ページをお願いいたします。あわせて、黄色の議案関係資料37ページをご覧ください。

新旧対照表の（第2条関係）では令和6年度の改定を規定しており、アンダーライン部分が改正する条文になります。

初めに、一般職の期末手当関係です。

第24条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、続きまして定年前再任用短時間勤務職員の期末手当関係になります。同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、議案関係資料38ページに移りまして、初めに一般職の勤勉手当関係になります。第27条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、続きまして定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当関係になります。同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改め、一般職の6月期及び12月期の期末手当を1.225月に、勤勉手当を1.025月とするものであり、また定年前再任用短時間勤務職員の6月期及び12月期の期末手当を0.6875月に、勤勉手当を0.4875月とするものであります。

ピンク色の議案つづり33ページと議案関係資料、申し訳ございませんが、10ページと39ページを比べて見ていただきたいと思います。

次に、横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、新旧対照表の（第3条関係）では令和5年度の改定を規定しておりまして、アンダーライン部分が改正する条文で、初めは特定任期付職員の期末手当関係になります。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改め、特定任期付職員の12月期の期末手当を1.75月とするものであります。

続きまして、議案つづりは33ページになりますが、議案関係資料は10ページと40ページをお願いいたします。

新旧対照表の（第4条関係）では6年度の改定を規定しており、アンダーライン部分が改正する条文で、特定任期付職員の期末手当関係になります。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改め、特定任期付職員の6月期及び12月期の期末手当を1.70月とするものであります。

ピンク色の議案つづり33ページから34ページにかけまして、附則として、第1項の第1号で、第1条及び第3条の規定は公布の日から施行し、第2号で、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行するとしております。

第2項は、第1条の改正規定を定め、別表第1及び別表第2の改正規定による改正後の給与条例の規定は令和5年4月1日から、第24条第2項、同条第3項及び第27条第2項の改正規定による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用すると施行期日等を定めております。

第3項では、令和5年4月1日前の異動者の号給調整を、第4項では給与の内払いを、第5項では委任を規定しております。

その他参考事項としましては、横芝光町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第4条、第16条、第19条及び第25条の規定により、会計年度任用職員の給料額、報酬額及び期末手当について、一般職に準じて改定が適用されます。

議案関係資料の10ページをお願いいたします。

3番目に書かれております改定による影響額の概算関係について、説明をさせていただきます。

初めに、一般職関係ですが、3,074万円になりますが、その職員の人数についてですが、これにつきましては令和5年4月1日に遡っての人数になります。延べ326人になります。内訳としましては、一般職215人、病院職111人、計で326人になります。

2つ目の定年前再任用短時間勤務職員につきましては、延べ14人になります。これにつきましては一般職14人です。

(3)の特定任期付職員、これにつきましては高度な専門職関係で、例えますと弁護士などになります。これにつきましては、対象者はありません。

(4)の会計年度任用職員は延べ50人で、一般職46人、病院職4人で延べ50人となります。ピンク色の議案つづり35ページをお願いいたします。

議案第5号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本案は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正すべく提案したものであります。

ピンク色の議案つづり36ページと議案関係資料41ページをご覧ください。

制定の概要についてご説明いたします。

根拠法令等は記載のとおりで、表の中段の内容の要旨ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、地方公共団体の事務の代行等の対象事務が「新型インフルエンザ等緊急事態措置」から「特定新型インフルエンザ等対策」へと拡充されたことに伴い、当該対策の実施のために派遣された職員に支給することができると思われる手当の名称を、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改正するものです。

議案つづり37ページと議案関係資料42ページと43ページをご覧ください。

改正する条文としましては新旧対照表のアンダーライン部分となりますが、目次、第4条第1項及び第3章第5節の説明中、現行の欄の「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を改正案の欄の「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、43ページになりますが、第17条第3項中、現行の欄の「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を改正案の欄の「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、現行の欄の「第43条」を改正案の欄の「第26条の7（同法第38条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、現行の欄の「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を改正案の欄の「特定新型インフルエンザ等対策」に改め、同条第4項中、現行の欄の「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を改正案の欄の「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるものであります。

附則としまして、施行日を、この条例は、公布の日から施行すると規定いたしました。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に、令和2年3月改正により、新型コロナウイルス感染症関係も追加されております。

次に、ピンク色の議案つづり39ページをお願いいたします。

議案第6号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本案は新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが変更されたことに伴い、業務に係る防疫等作業手当の特例が廃止されたことから、条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案つづり41ページと議案関係資料44ページをご覧ください。

制定の概要についてご説明いたします。

根拠法令等は記載のとおりで、表の中段の内容の要旨ですが、新型コロナウイルス感染症について、本年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことに伴い、人事

院規則において感染症防疫等作業手当の特例が廃止されたことから、所要の改正をするものです。

廃止される作業内容と手当額は表のとおりになります。

(1) としまして、感染患者又はその疑いのある者の治療・看護・これらの補助作業、
(2) の感染患者又はその疑いのある者が使用した場所等の消毒作業やPCR検査場等における受付作業等に対し、特例として支払われていた手当を廃止するものでございます。

その他参考事項として、横芝光町職員の特殊勤務手当に関する規則も併せて改正します。

ピンク色の議案関係つづり41ページと議案関係資料45ページから46ページになります。

改正する条文としましては新旧対照表のアンダーライン部分になりますが、現行の欄の附則第3項の前の見出し及び同項から附則第5項までを削るものです。

附則として、施行日を、この条例は、公布の日から施行すると規定いたしました。

以上、議案第4号ないし議案第6号についての補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔総務課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第7号について、税務課長。

〔税務課長 佐久間真一君登壇〕

○税務課長（佐久間真一君） 議案第7号の補足説明をさせていただきます。

初めに、黄色の表紙、議案関係資料つづりをお願いいたします。

47ページをご覧ください。

47ページは、本条例の制定の概要でございます。

内容の要旨でございますが、出産を予定している、または出産した国民健康保険被保険者の国民健康保険税の所得割額、均等割額の減額を行うものでございます。

3の免除期間は、例にありますとおり、出産月を基準に単胎妊娠・出産の場合は最長4か月、多胎妊娠・出産の場合は最長6か月を免除期間とし、出産被保険者に係る年税額を月割りで免除するものでございます。なお、令和5年度につきましては、11月の出産から該当になります。

また、本改正案による該当者は、令和5年11月末現在で4名を確認し、試算をした結果、減額される額は総額で6万円でございます。

下に参りまして、その他参考事項の減額相当額に係る負担でございますが、それぞれの割合に応じて国・県の負担額は国民健康保険基盤安定負担金として一般会計で受け入れ、一般

会計から町負担分を加え、国民健康保険特別会計に繰り入れるものでございます。

改正内容につきましては、ページをめくっていただいて、48ページからの新旧対照表により説明をいたします。

なお、いずれも出産被保険者に係る規定の追加でございますので、右側の改正案、アンダーライン部分について説明をいたします。

初めに、第21条は国民健康保険税の減額に関する規定で、第3項に出産被保険者の減額に関し、新たに項を追加するものでございます。

第1号は、基礎課税額の所得割額に関する減額の算定方法について、第2号は基礎課税額の均等割額に関する減額の算定方法について定めるものでございます。

以下、同様に、第3号、次の49ページ、第4号は後期高齢者支援金等課税額について、第5号、第6号は介護納付金課税額について、それぞれ所得割額、均等割額の算定方法を定めるものでございます。

下に参りまして、第22条の3は、出産被保険者の届出に関する規定を追加するものでございます。

次に、改正条例の附則の説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり47ページをお願いいたします。

47ページ下段の附則第1項は施行期日で、この条例は令和6年1月1日から施行するものでございます。

ページをめくっていただいて、48ページ、附則の第2項は適用区分となりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で議案第7号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 佐久間真一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第8号について、産業課長。

〔産業課長 加瀬淳一君登壇〕

○産業課長（加瀬淳一君） 議案第8号 横芝光町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の議案つづり49ページをお願いいたします。

本案は、横芝光町農業集落排水事業を特別会計から公営企業会計へ移行し、地方公営企業法を適用するため、横芝光町農業集落排水事業の設置等に関する条例を制定すべく提案した

ものであります。

黄色の議案関係つづり51ページをご覧ください。

制定の概要によりご説明させていただきます。

根拠法令等は記載のとおりとなります。

内容の要旨につきまして、1、制定の経緯と目的でございますが、人口減少による料金収入の減少や保有する施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、公営企業の経営環境は厳しさを増しております。

公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を的確に把握し、経営戦略を策定することが公営企業の経営に不可欠な取組であるとして、平成31年1月25日総財公第9号、総務大臣通知「公営企業会計の適用の更なる推進について」が発出されました。

この中で、人口3万人未満の市区町村においても、平成31年度からの5年間で農業集落排水事業を含めた下水道事業の公営企業会計への移行に重点的に取り組むように求められました。

当町においても、令和6年度から農業集落排水事業に公営企業会計を適用するため、横芝光町農業集落排水事業の設置等に関する条例を新規制定するものです。

2、主な内容につきまして、現在横芝光町特別会計条例により設置されている農業集落排水事業を地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づく設置とし、公営企業会計を適用するため、必要な事項を規定いたします。

また、本事業が特別会計ではなくなることで、特別会計が横芝光町営東陽食肉センター事業のみとなることから、附則第2項により横芝光町特別会計条例の一部を改正いたします。

ピンク色の議案つづり51ページをお願いいたします。

各条項について、説明をさせていただきます。

第1条は、趣旨として、地方公営企業法と同法施行令の規定に基づき、農業集落排水事業の設置等に関し必要な事項を定めるとしております。

第2条は、公衆衛生の向上と水質保全のため、事業を設置するとしております。

第3条は、地方公営企業法の財務規定を適用するとしております。

第4条第1項では、経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営するということと、第2項では、基本事項として、対象となる面積、人口、処理能力を示しております。

第5条は、組織の規定であり、地方公営企業法第7条の規定では、事業ごとに管理者を置くとしておりますが、ただし書により、条例で定めることでこれを行うことができると規定

しております。本条では、この規定により、農業集落排水事業に管理者を別に置かず、町長が管理者の権限を行うものとなります。

52ページをお願いいたします。

第2項では、法第14条の規定により、地方公営企業としての農業集落排水事業の事務を処理させる組織として、産業課を規定しております。

第6条は、事業により生じた利益の処分方法として積立金とできること、第2項各号で、積立金の使途を償還、建設改良、欠損の補填と規定しております。

第3項は、議会の議決により、上記の目的外の使途に使用できること、第4項では、利益が生じた積立金を償還及び建設改良にした場合は、その金額を資本金として組み入れることとしております。

第7条は、動産、不動産などの資産を取得、処分するに当たって、700万円以上、土地については1件5,000平方メートル以上の案件は予算で定めることとしております。地方公営企業法第40条では、地方自治法の適用除外が規定されております。この中で、財産の取得、管理及び処分については適用除外であり、議会の議決を要しないとされております。本条の規定により、処分等に当たって議会の議決は要しませんが、あらかじめ予算で定め、予算を議会の議決を得ていくことで、円滑に事業を進めるようにするものでございます。

第8条は、職員の賠償責任を免除するに当たり、議会の同意を得なければならないのは、賠償額が10万円以上の場合としております。

第9条は、第7条で説明した地方自治法の適用除外につきまして、負担つきの寄附または贈与と損害賠償額も適用除外であるとされておりますが、いずれも10万円以上のものは議会の議決を要すると規定しております。

第10条は、会計事務の処理のうち、各号で示すとおり、収納支払いの一部、保管については町の会計管理者に行わせることについて規定しております。事務の詳細については、年度内に訓令として整備をいたします。

53ページから54ページにかけては、第11条は、業務状況を説明する書類を年2回作成し、第2項に示すとおり、説明書類の記載事項と決算の状況、予算の概要と経営方針を明らかにすることとしております。

附則といたしまして、施行期日を令和6年4月1日とし、内容の要旨で触れましたとおり、特別会計条例を改正いたします。

特別会計条例の改正内容につきまして、黄色の議案関係資料つづり52ページの新旧対照表

をご覧ください。

左側が現行条例、右側が改正案となります。改正箇所については、アンダーライン部分となります。

右側の改正案をご覧ください。

題名を「横芝光町営東陽食肉センター特別会計条例」と改め、第1条中「規定により、」の次に「横芝光町営東陽食肉センターの」を加え、「次の特別会計」を「横芝光町営東陽食肉センター特別会計（以下「特別会計」という。）」に改め、同条各号を削除いたします。

第2条中「前条各号に掲げる」を削除し、「当該各号に掲げる事業」を「当該事業」に改めます。

第3条中「第1条各号に掲げる」を削除いたします。

なお、本条例案は、国から示されている準則と近隣の先行団体で制定した条例を踏まえて作成をしております。

以上、議案第8号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔産業課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第9号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 平野和美君登壇〕

○社会文化課長（平野和美君） 議案第9号 指定管理者の指定についての補足説明をさせていただきます。

ピンク色の議案つづり57ページをお開きください。

本案は、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

現在、光B&G海洋センター、光しおさい公園のテニスコート、サッカー場、芝生広場につきましては、株式会社フクシ・エンタープライズに指定管理者として平成31年4月から5年間の管理運営を委託しております。来年3月末で指定期間が満了することから、次期指定管理者を本年9月27日から10月25日までの間、公募により参加業者を募り、その後11月8日に指定管理者選定委員会において業務提案内容の説明を受け、審査した結果、株式会社フクシ・エンタープライズを指定候補者とさせていただいたところでございます。

なお、今回の指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔社会文化課長 平野和美君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時といたします。

（午前11時39分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（鈴木和彦君） 提案理由説明を続けます。

議案第10号について、財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） 議案第10号 令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております一般会計補正予算書をご用意いたします。

令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,978万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億6,524万2,000円とし、第2条では繰越明許費の設定を行い、第3条では債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を行おうとするものです。

2ページをお願いいたします。

2ページから4ページまでは、第1表歳入歳出予算補正です。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表は繰越明許費で、今補正予算で設定するのは5款農林水産業費、2項林業費の小規模治山緊急整備事業です。本事業を実施するに当たり、測量設計業務委託を行い、その結果をもって工事費を積算したところ予算額に不足が生じ、今定例会での増額補正予算が必要となりました。事業実施につきましては、予算を確保した上で千葉県への補助金変更手続を行い、その後に工事を発注するため、今年度内に事業が完了しない見込みとなったことから繰り越すものです。

6ページをお願いいたします。

第3表は債務負担行為補正で、今回追加する債務負担行為は4件です。

1つ目の庁舎警備員業務委託は、現在の契約期間が今年度末で終了することから、来年度以降の契約事務を今年度中に進めるため、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定しようとするものです。

次の町有バス運行管理業務委託は、運転士不足に対応し、町バス2台の適正な運行を確保するための運行管理業務委託をするもので、来年度以降の契約事務を今年度中に進め、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定しようとするものです。

次の移住子育て世帯住宅賃貸借は、旧横芝中学校プール跡地活用事業により、事業者が建設する集合住宅を町が家賃収入を得ながら30年間借り上げるもので、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定しようとするものです。

次の自動運転実証調査業務委託は、今年度に引き続き自動運転対応電気バスの導入により持続可能な移動サービスを推進する実証調査事業を委託するもので、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定しようとするものです。

次の7ページから9ページまでは事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

13款1項1目農林水産業費分担金の小規模治山緊急整備事業分担金は、工事費の増額に伴う受益者負担の増額計上です。

14款2項1目総務手数料の印鑑証明書等交付手数料と1つ下の戸籍住民基本台帳謄抄本手数料は、コンビニエンスストアでの証明書発行数が増えていることから、それぞれを増額するものです。

15款1項1目民生費国庫負担金の補装具費支給事業負担金は申請件数の増により、次の介護給付・訓練等給付事業負担金は利用者数の増により事業費が増額する見込みになったことから、それぞれを増額するものです。

15款2項1目総務費国庫補助金の2つの社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、どちらも行政手続法における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正に伴うもので、1つ目の法務省分は戸籍情報システム改修業

務に係る補助金、次の総務省分は戸籍附票システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの改修業務に係る補助金で、補助率はいずれも10分の10です。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金は、障害者総合支援法の一部改正に伴う障害者総合支援システム改修業務に係る補助金で、補助率は2分の1です。

2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金は、制度改正により病児保育事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の交付基準額が増額されたことに伴い増額するものです。

次の保育対策総合支援事業費補助金も制度改正によるもので、令和5年4月まで遡及し適用することとされ、熱中症対策事業、感染症対策のための改築整備等事業及び保育環境向上事業に対してはそれぞれ3分の1が交付され、安全対策事業に対しては2分の1が交付されます。

3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金と、次の出産・子育て応援交付金は、会計年度任用職員の給与改定に伴う増額計上です。

16款1項2目民生費県負担金は、11ページにかけてとなります。1節社会福祉費負担金の補装具費支給事業負担金は申請件数の増により、11ページ、介護給付・訓練等給付事業負担金は利用者数の増により事業費が増額する見込みになったことから、国庫負担金と同様にそれぞれを増額するものです。

16款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の重度心身障害者（児）医療費給付事業補助金は、給付件数の増加に伴う増額計上です。

2節児童福祉費補助金のひとり親家庭等医療費等補助金は、助成件数の増加に伴う増額、次の子ども・子育て支援補助金は、国の制度改正により病児保育事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の交付基準額が増額されたことに伴い増額するものです。

次の子ども医療費助成事業補助金は、助成件数の増加に伴う増額、次の保育対策総合支援事業費補助金は国の制度改正に伴うもので、国庫補助金と同様に熱中症対策事業、感染症対策のための改築整備等事業及び保育環境向上事業に対して、それぞれ3分の1が補助されます。

3目衛生費県補助金の出産・子育て応援補助金は、会計年度任用職員の給与改定に伴う増額計上です。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の飼料用米等拡大支援事業補助金は、飼料

用米や麦、大豆など、様々な取組による補助対象面積の実績見込みに合わせて増額するものです。

次の農業次世代人材投資資金は、補助対象として見込んでいた新規就農者が親元就農となり、補助対象外となったことにより減額、次の農地利用効率化等支援事業補助金は、農業機械等の導入に対する補助金で、国の審査において不採択となったことにより減額するものです。

2節林業費補助金、小規模治山緊急整備事業補助金は、工事費の増額に伴う増額計上です。

18款1項1目一般寄附金の企業版ふるさと納税寄附金は、株式会社合同資源から栗山川活用高度事業化のために100万円が寄附されたこと、3目教育費寄附金の教育寄附金30万円は、光ライオンズクラブから光中学校の教育振興のために20万円、銚子商工信用組合から教育振興のために10万円が寄附されたことから計上したものです。

19款2項4目教育振興基金繰入金は、奨学資金事業で、新たに1名の申請があったことによる増額計上です。

20款1項1目繰越金は、本補正予算の財源とするため、計上しました。

12ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

まず、各事業のご説明の前に、本補正予算の共済組合負担金を含む一般職及び会計年度任用職員の給与費関係につきましては、令和5年度人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づく調整を行っております。

給与月額については、本年度4月に遡及して計上したほか、一般職の期末・勤勉手当を年間4.4月分から4.5月分に、会計年度任用職員の期末手当を年間2.4月分から2.45月分に改定し、計上しております。このことから、一般職及び会計年度任用職員の人事院勧告等に基づく調整による給与費等に係る各科目での説明は省略をさせていただきます。

それでは、説明欄の事業ごとに説明をさせていただきます。

2款1項1目一般管理費の特別職給与費は、令和5年人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた一般職の支給割合の改正に準じ、調整を行っております。

次の一般職給与費、3節職員手当の2つ目、通勤手当（会計年度任用職員分）と次の期末手当（会計年度任用職員分）は、新規に2名を採用したことによる増額計上です。

13ページをお願いいたします。

3目文書管理費、法規管理事業のマイナンバー法等の施行に伴う例規整備支援業務委託料は、マイナンバー法等の一部改正に伴い、マイナンバーカードと健康保険証の一体化等に関して町例規の改正等が必要になることから、全庁的な影響調査や例規の案等を含む検討資料の提供や関係例規の整備等支援業務を委託するもの、次のアナログ規制の点検・見直し支援業務委託料は、国ではデジタル化を阻害する書面、対面といったアナログ的な手法、いわゆるアナログ規制として残る法律やルール等を、デジタル原則を踏まえた点検・見直しを行うとしていることから、法令等の改正内容を確認し、その内容に応じた例規の改正や町独自の要領、マニュアル等の見直しを行うための支援業務を委託するものです。

7目財産管理費の本庁共用事務備品管理事業は、コピー用紙や印刷機、消耗品等の価格の高騰により、予算に不足が見込まれることから増額するものです。

10目地域振興費の集会施設保全事業は、二又区への集会施設改築に係る補助金であります。二又区から取下げの申出があったことから減額するものです。

次は、2款3項1目戸籍住民基本台帳費です。

一般職給与費の減額は、職員1名分を3款1項5目国民健康保険費の一般職給与費に組み替えたことによるものですが、3節職員手当の2つ目、時間外勤務手当は執行見込みによる増額計上です。

14ページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳事業はマイナンバー法等の一部改正に伴うもので、戸籍情報システム改修委託料は戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されたことにより、次の戸籍附票システム改修委託料は戸籍附票の記載事項に氏名の振り仮名が追加されたことにより、システム改修を行うものです。

次の住民基本台帳ネットワークシステム事業、11節役務費はコンビニ交付発行手数料で、コンビニエンスストアでの証明書発行交付件数が増加していることから増額するもの、12節委託料はマイナンバー法等の一部改正に伴うもので、住民票等に氏名等の振り仮名を記載し、またマイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記等をするため、システムの改修委託料を計上しました。

次は、3款1項社会福祉費です。

15ページをお願いいたします。

2目老人福祉費の高齢者生きがい対策事業は、老人憩の家、光風館のエアコンが故障していることから、交換するための経費を計上しました。

3目障害者福祉費の重度心身障害者（児）医療費給付事業は、給付件数の増加に伴う増額計上、次の補装具費支給事業は、新たに電動車椅子の交付申請があったことから増額するものです。

次の地域生活支援事業は、地域活動支援センターたんぽぽの玄関、引き戸網戸の戸車等が故障しているため修繕費を計上、次の介護給付・訓練等給付事業は、共同生活援助や施設入所支援、生活介護等の利用者が増加していることから増額計上するものです。

次の障害者自立支援特別対策事業は、障害者総合支援法の一部改正による報酬改定に伴い、システム改修を委託するものです。

5目国民健康保険費の一般職給与費の増額は、人事院勧告等に基づく調整はあるものの、主に職員1名分を2款3項1目住民基本台帳費の一般職給与費から組み替えたことによるものであります。

16ページをお願いいたします。

1行目、時間外勤務手当は、執行見込みによる増額計上です。

6目後期高齢者医療費の一般職給与費、3節職員手当は、執行見込みによる増額計上です。

次の広域連合負担金は、令和4年度後期高齢者医療給付費精算による追加負担金です。

次は、3款2項1目児童福祉総務費です。

児童福祉総務事務費は、保険料及び児童クラブ保険料のコンビニエンスストアでの収納を令和6年度から開始するための準備に要するもので、10節需用費は納入通知書等に係る経費を、12節委託料は電算処理に係る経費を計上しました。

次の子ども・子育て支援交付金事業、17ページをお願いいたします。地域子育て支援拠点事業補助金、一時預かり事業補助金及び病児保育事業補助金は、光町保育園への補助金で、国の制度改正に伴う増額計上です。

次のひとり親家庭等医療費等助成事業は、助成件数が増加し、予算に不足が生じる見込みになったことから、11節役務費と19節扶助費を増額するもの、次の子ども医療費助成事業も助成件数が増加し、予算に不足が生じる見込みになったことから、役務費と扶助費を増額するものです。

次の養育医療費給付事業は、令和4年度分事業費の精算による国庫負担金の返還金です。

3目児童福祉施設費の児童遊園地維持管理事業は、老朽化により使用できなくなった遊具を撤去しようとするもので、今回撤去するのはすみれ児童遊園のシーソーです。

4目保育所費、2つ目の事業、保育対策総合支援事業は、国の制度改正に伴い、熱中症対

策事業、感染症対策のための改築整備等事業、保育環境向上事業及び安全対策事業に対し補助金を交付するものです。520万3,000円の内訳としましては、フタバ保育園が行うエアコンの更新に係る補助金102万9,000円、日吉保育園ほか5つの保育園等が行う使用済み紙おむつの自園処理に係る補助金202万9,000円、白浜保育園と横芝まさご幼稚園が行う保育環境の向上を図るための備品等の購入に係る補助金177万円、白浜保育園の午睡中の事故防止対策に係る補助金37万5,000円となります。

18ページをお願いいたします。

旧町立保育所施設管理事業は、上堺保育所跡地の有効活用を図るため、土地の境界確定、測量及び登記業務に係る委託料を計上しました。

5目学童保育費の学童保育事務費は、ひかり児童クラブで令和5年度から日吉小学校高学年の受入れを開始し、部活対応による送迎を増便したことにより、送迎車両用燃料費の不足が見込まれることから増額するものです。

4款1項1目保健衛生総務費、2つ目の事業、保健衛生総務事務費は、コピー用紙の価格の高騰により、予算に不足が見込まれることから増額するものです。

3目健康づくり費、子育て世代包括支援センター事業は、19ページにかけてとなります。令和4年度分事業費の精算による国庫補助金の返還金です。

次は、5款1項農業費です。

20ページをお願いいたします。

3目農業振興費の水田農業構造改革対策事業は、県補助金を受けて実施する飼料用米等拡大支援事業補助金で、飼料用米や麦、大豆など合わせて約415.5ヘクタールの取組があったことにより増額、次の水稲病虫害等防除対策事業は、薬剤購入への補助金で、水稲生産目安達成者及び作付面積が増えたことにより増額するものです。

次の農業次世代人材投資資金事業は、新規就農者への補助金ですが、独立就農を目指していた対象者2名が親元就農となり、補助金対象外となったことから減額、次の農地利用効率化等支援事業は、生産の効率化に取り組むために必要な農業機械等の導入に対する補助金で、トラクターの購入を予定していた1事業者が国の審査で不採択となり、補助事業を取りやめたことから減額するものです。

5目農地費の土地改良施設維持管理適正化事業は、令和6年度からの土地改良施設維持管理適正化事業に加入し、屋形排水機場の遊水地しゅんせつ工事と木戸排水機場のじん芥設備修繕工事を実施するため、対象施設の調査等を行う業務委託を計上しました。

次の地域排水管理事業、14節工事請負費は、中台地区にある排水路のU字溝布設替工事費と栗山地先にある排水路ののり面補修工事費を計上しました。

18節負担金、補助及び交付金は、千葉県大利根土地改良区が事業実施主体となる原方地先及び宮川地先の排水路の補修工事に事業費の50%を負担するものです。

21節補償、補填及び賠償金は、大布川樋門の浸水被害で賠償額の合意に至った4件の対象者に支払う賠償金を計上しました。

21ページをお願いいたします。

2項1目林業振興費の小規模治山緊急整備事業は、繰越明許費を設定する事業で、12節委託料は、契約実績により測量設計業務委託料を減額し、14節工事請負費は、測量設計業務委託の結果から工事費を積算したところ、予算額に不足が生じたことから増額するものです。

6款1項1目商工振興費、2つ目の事業、中小企業振興資金利子補給事業は、申請件数が増加したことに伴う増額計上です。

次の企業誘致促進事業（創生）は、横芝海のこどもの国跡地を中心とした沿岸部活用の可能性を探るための活用検討パートナー選定に係る選定審査委員会、住民代表4名分の報償費を計上しました。

次は、7款2項3目道路新設改良費です。

22ページをお願いいたします。

1つ目の黒丸、交通安全対策事業は、交通死亡事故が発生した町道Ⅰ-14号線と町道Ⅰ-22号線との交差点部、長塚地先への交通安全対策工事費と、町道Ⅰ-7号線富下地先に道路冠水時に注意喚起するための標識を設置する工事費を計上しました。

次の町道Ⅰ-10号線道路改良事業（宮川地先）は、次の町道Ⅱ-10号線道路改良事業（横芝地先）で道路予定地内にある物件調査が必要になったことから、工事請負費を減額し、町道Ⅱ-10号線道路改良事業の委託料を増額するものです。

次は、8款1項2目非常備消防費の消防施設整備事業です。

小川台区にある町指定消防水利の外周フェンスが基礎部土砂の流出により傾き、危険であることから、工事費を計上しました。

23ページをお願いいたします。

4目災害対策費の防災対策事務費は、津波避難階段等に設置してある停電バッテリーつきLED照明器具が、塩害などにより劣化が著しいことから交換等を行うもので、10節需用費で上塚小学校及び白浜小学校に係る経費を計上し、14節工事請負費で屋形地区津波避難タワ

一に係る経費を計上しました。

9款1項2目事務局費の特別職給与費は、令和5年度人事院勧告並びに千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた一般職の支給割合の改正に準じ、調整を行っております。

次の一般職給与費、3節職員手当の扶養手当と児童手当は、新規認定による増額計上です。

次の事務局事務費は、光ライオンズクラブからの寄附金20万円と銚子商工信用組合からの寄附金10万円を教育振興基金に積み立てるものです。

次の奨学資金事業は、9月補正で増額したところではありますが、さらに新規1名の申請があったことから増額するものです。

24ページをお願いいたします。

3つ目の事業、部活動地域移行事業は、部活動地域移行を令和6年1月から試行的に行うことから、地域移行の活動に係る運営団体への委託料を計上しました。

9款2項2目教育振興費の横芝小学校教育振興事業から25ページにかけての白浜小学校教育振興事業までは、令和6年度から教科書改訂に伴う教員用教科書及び指導書の購入費で、来年4月から使用するためのものであります。

次は、26ページをお願いいたします。

9款5項2目体育施設費の光スポーツ公園一般管理事業は、県道に架かる歩道橋、メロデューブリッジのひび割れ修復工事で、新たな補修箇所が見つかったことから工事費を増額するものであります。

次のふれあい坂田池公園一般管理事業、10節需用費は、野球場照明の自動点灯用制御リレーと陸上競技場散水栓が故障していることから修繕に係る経費を計上、17節備品購入費は、陸上競技場に備えている指揮台が老朽化により使用できないことから、指揮台の購入費を計上しました。

11款1項2目利子の利子償還事業は、令和4年度分借入れの利率の確定及び利率見直しによる増額計上です。

歳出の説明は以上となります。

27ページから32ページまでは給与費明細書、33ページは追加した債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書となりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第11号について、住民課長。

〔住民課長 小川健二君登壇〕

○住民課長（小川健二君） 議案第11号 令和5年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊の議案第11号補正予算書をご用意いたします。

令和5年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,117万4,000円とし、第2条では、債務負担行為の追加を目的に、債務負担行為補正を行おうとするものでございます。

1ページお進みください。

2ページと3ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。

このたびの補正では、こちらの表のとおり、歳入では5款国庫支出金、6款県支出金、9款繰越金に、3ページ、歳出では、1款総務費、2款保険給付費、8款諸支出金に補正を行おうとするものでございます。補正予算の内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いします。

4ページは、第2表債務負担行為補正で、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託を追加するものです。来年度業務の契約事務を本年度中に進めるため、期間を6年度とし、限度額を124万5,000円で設定しようとするものです。

5ページからは事項別明細書となります。

5ページと6ページは、総括で、款ごとの補正の状況であります。総括の説明は割愛させていただきます。

7ページをお願いします。

歳入の補正についてご説明申し上げます。

5款1項9目健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金6万6,000円の増額は、令和5年4月1日から出産育児一時金の支給額が50万円に引き上げられたことに伴い、今年度交付されることとなった臨時補助金です。

6款1項1目保険給付費等交付金の1節普通交付金は、歳出予算保険給付費のうち、療養費に係る予算の補正に伴い、155万4,000円を増額するものです。

2 節特別交付金の特別調整交付金分（市町村分）132万円の増額は、令和6年1月1日に施行されます産前・産後の期間における国民健康保険税を免除する措置に対応するため、システムの改修に対する交付金で、改修に係る経費と同額が交付されます。

9 款 1 項 1 目前年度繰越金は、このたびの補正予算の財源に充てるため、計上いたしました。

8 ページをお願いします。

歳出の補正についてご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費132万円の増額は、電算システムの改修に係る計上で、国民健康保険システムを令和6年1月1日に施行される産前・産後の期間における国民健康保険税を免除する措置に対応する改修を行うため、計上いたしました。

2 款 1 項 3 目一般被保険者療養費は、本年度の医療費動向を踏まえ、今後不足が見込まれることから、155万4,000円を増額するものであります。

2 款 4 項 1 目出産育児一時金は、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金が交付されることとなったため、これを財源として充当することとし、財源振替を行うものです。

8 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金は、国民健康保険の資格を遡って喪失した方に対する国民健康保険税の過誤納還付金であります。還付の対象となった方のうち、還付額の大きい方が複数名あったことから、今後予算の不足が見込まれるため、30万円を増額するものであります。

9 ページをお願いします。

9 ページは、第2表で追加しました債務負担行為、国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託に係る令和6年度の歳出予定額等に関する調書であります。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 小川健二君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第12号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君） 議案第12号 令和5年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第12号の補正予算書をお願いいたします。

1 ページでございますが、第1条は総則でございます。

第2条は債務負担行為の補正で、令和6年3月末で契約期間が満了となります。清掃業務、警備業務、医事業務につきまして、本年度中に新たな業者の選定を行い、その後3か年の業務委託とするため、令和6年度から令和8年度までの期間で債務負担行為を設定し、係る経費の限度額を清掃業務は3,630万円、警備業務は2,677万円、医事業務は1億2,782万1,000円と定めるものです。

2ページは、債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書となっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 越川直樹君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 議案第13号について、企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 議案第13号につきまして、補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり59ページをご覧ください。

議案第13号 財産の無償貸付けについてであります。

本案は、旧横芝中学校プール跡地活用事業に係る公募型プロポーザルの実施により、応募のあった企画提案について、本年9月26日に開催されたプロポーザル審査委員会において、契約候補者に選ばれました提案者へ旧横芝中学校プール跡地の土地を無償で貸し付けるに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

貸付けの相手方である提案者は、近隣在住で複数の事業展開をされている方であり、旧横芝中学校プール跡地活用事業の提案内容としましては、移住子育て世帯を対象とした集合住宅を整備するものであります。そのため、土地を町は30年間無償で貸し付け、貸付期間経過後は町財務規則第235条第2項に定めている土地の貸付上限30年以内で更新できることから、協議により、令和57年3月31日までとするものです。

この活用内容については、去る10月21日に開催いたしました地区住民を対象とした説明会においてもご説明をさせていただいたところです。旧横芝中学校プール跡地を活用し、横芝光町の魅力が引き出される住環境の整備、移住定住に向けたPRや地域の活性化にもつながる事業であると考えております。

それでは、議案に記載の1、財産の名称は、旧横芝中学校プール跡地。

2、財産の所在は、横芝光町古川及び横芝の計5筆。

3、無償で貸し付ける財産の種類は、土地で、地目は雑種地、地積は1,550.05平米であります。

4、貸付期間は、令和5年12月20日から令和35年12月19日。ただし、令和35年12月19日の経過時に協議により令和57年3月31日まで更新することができる。

最後に、5、契約の相手方は、〇〇〇氏であります。個人情報保護の観点から、住所については省略させていただきます。

以上、議案第13号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木和彦君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月6日から12月7日までは議案調査のため休会したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、12月6日から12月7日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木和彦君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月8日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時45分）

1 2 月 定 例 会

(第 2 号)

令和5年12月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年12月8日(金曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	森	大地	君	2番	内	田	美穂	君	
3番	霞	浩子	君	4番	市	原	成一	君	
5番	印	東彦	治君	6番	小	倉	弘業	君	
7番	森	川	貴恵	君	8番	秋	鹿	幹夫	君
9番	宮	菌	博香	君	10番	山	崎	義貞	君
11番	鈴	木	和彦	君	12番	鈴	木	輝男	君
13番	川	島	仁	君	14番	川	島	富士子	君
15番	鈴	木	克征	君	16番	鈴	木	唯夫	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦	君	副町長	山田智志	君
総務課長	及川雅一	君	企画空港課長	平山貴之	君
財政課長	向後和彦	君	環境防災課長	北田勝也	君
税務課長	佐久間真一	君	住民課長	小川健二	君
産業課長	加瀬淳一	君	都市建設課長	若梅吉伸	君

福祉課長	古作健二君	健康こども	野村浩光君
食肉センター長	郡司勇君	課東陽病院長	越川直樹君
会計管理者	石田賢一君	事務局長	實川睦子君
教育課長	鈴木正広君	教育課長	平野和美君
		社会文化課長	

職務のため出席した者の職氏名

局長 渡邊 奨 書記 椎名悦子

◎開議の宣告

○議長（鈴木和彦君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎一般質問

○議長（鈴木和彦君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 市 原 成 一 君

○議長（鈴木和彦君） 通告順に発言を許します。

市原成一議員。

〔4番議員 市原成一君登壇〕

○4番（市原成一君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、議席番号4番、市原成一が今回は町の人口減少問題をベースに、子供ファーストを意識した政策展開と健全な財政運営を求め、一般質問をさせていただきます。

まずは、人口問題から。

日本の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じました。この町の人口はといいますと、国より13年早く、1995年の2万6,814人をピークに減少に転じ、本年10月には2万2,423人と、ピーク時から28年間で約4,400人減り、年平均で150人から160人程度減少し続けています。このままでは、将来的に町が衰退しかねないことを大変危惧をいたしております。

人口減少問題がクローズアップされる以前の平成初期には、超高齢化社会への対応として、老人保健福祉計画が自治体ごとに策定され、保健福祉サービスの充実を図りながら、現在の介護保険制度に移行してまいりました。

その後、少子化現象が加わり、少子高齢化社会の人口構造が問題となり、65歳以上が人口の半数以上を占め、地域の社会活動が難しくなると言われる限界集落という言葉がメジャー

となりました。

これは人口の減少とともに、少子高齢化により人口ピラミッドが壺の形になり、理想的な人口構造からかけ離れ、社会活動に様々な課題、問題が発生することへの警鐘であったと記憶をいたしております。

そして、今からおよそ10年前の2014年5月に、産業界や研究者らでつくる有識者団体、日本創成会議が全国の市区町村の約半数に当たる896の自治体が、このままでは将来消滅する可能性があると発表いたしました。

日本創成会議では、2010年の人口データをベースに、20歳から39歳までの女性が30年後の2040年にどのぐらい減少するかを推計し、50%以上減少する自治体は、有効な手段を講じなければ将来的に消滅する可能性がある都市と。そして、さらには女性の減少率に加え、総人口が1万人を切ると予測された自治体を消滅する可能性が高い都市と指摘したものでございます。

当町も人口1万人を切ることはないにせよ、減少率58.5%と推計され、漏れなく消滅可能性都市としてリストアップをされました。消滅可能性都市の発表がなされてから10年弱、また、これまでの間、平成27年には横芝光町まち・ひと・しごと創生推進本部が設置され、人口減少の克服、地域経済の維持、活力ある地域経済への課題に取り組んでまいりましたが、その効果はいかかなものであったのでしょうか。

先日、平成25年から10年間の町の出生数データをいただき、その数値に愕然といたしました。平成25年度には年間163人の出生数が、コロナ前の平成元年で出生数102人と、平成25年に比べ、6年間で37%減少し、昨年の令和4年では82人と、9年間で半減をいたしております。これはコロナ感染症の影響により、当初の推計を上回るスピードで少子化が進んでいるのではないのでしょうか。このままでは日本創成会議から指摘があったとおり、消滅する可能性がますます高まり、より一層の対策を講ずる必要があるものと考えます。

横芝光町は、これまでも人口減少対策の一環として、子育て世帯に着目し、子育て支援サービスの充実を図ってまいりました。特に、子供医療費や給食費の無償化など、先駆的に取り入れ、子育て世帯の経済的負担軽減に取り組み、その結果、子育て世帯の転入も見受けられるなど、一定の効果はあったものと推察をいたしております。

先般も、定住促進策として、借り上げ賃貸住宅事業の説明がありました。このほかにも策はあると思います。私も定住促進策には協力をしたい気持ちでおりますが、まずは執行部が一丸となり、全部職員が常に町が衰退することへの危機感を持ちつつ、英知を結集して対応

いただくことを期待をいたします。

ここで、消滅可能性都市から早期脱却に成功した一例を挙げさせていただきますと、ご存じとは思いますが、東京23区の中で唯一、消滅可能性都市にリストアップされた豊島区です。指摘されたときには、まさか池袋を中心に人流が多いこのまちがと、庁舎内に衝撃が走ったそうです。この指摘に対し、強い危機感を感じ、速やかに庁舎内に対策本部を立ち上げるとともに、住民女性をメンバーとした、としまF1会議を立ち上げ、女性の視点で打開策を練り、その策を実行し、短期間で消滅可能性都市から脱却を成功させたそうです。

もともと復活するだけのポテンシャルがあったのかもしれませんが、そのポテンシャルを引き出し、そして人口増加につなげる成果を上げたことはすばらしくもあり、羨ましくも感じました。

この対策のメインテーマが、子供と女性に優しいまちづくりであります。今年はこの基本法が施行された節目の年でもあります。さらに、子育て世帯を取り込む定住促進のために、集合住宅の賃貸事業をスタートしようとしているときでもございます。

これらのことから、この子供というワードを基軸に、大綱1と2の質問をさせていただきます。

今年施行されたこども基本法は、子供や若者の声を聞きながら、全ての子供や若者が幸せに暮らせる社会にしましょう。そのために、多くの方がこども施策について理解と関心を深め、公共のこども施策に協力することを国民の努力義務として提唱いたしております。

このことから、今後の町の施策展開は、子供ファーストを意識しながら、子供たちの歓声が聞こえ、そして子育てしやすい町として選ばれることを目指し、努力していただくことを望みます。

子育てファミリーを取り込むことは、将来的な人口減少の抑止効果と、懸念されるマンパワー不足を解消する効果が併せて期待されるものと思っております。我が町も、子供施策以外のサービスをおろそかにすることなく、将来を見据え、各分野にわたり、ぜひ子供たちに配慮した施策展開をしてくださるようお願いし、まずは大綱1のこども基本法について伺いをいたします。

このこども基本法に関しては、9月議会で内田美穂議員からも質問がありましたので、重複する部分があるかもしれませんが、その点はお許しをいただきたいと思います。

この基本法ですが、既に児童福祉法などの子供に関する法律があるにもかかわらず、後追いでなぜ今このこども基本法を制定するのか、いささか疑問を感じておりましたが、よくよ

く読んでみますと、この法律に言う基本とは、簡単に言うと、子供たちを基本に考え、その権利を改めて周知するとともに、こどもまんなか社会の実現を目指し、みんなで協力、努力しましょうというものでございました。法の規定では、地方公共団体の責務も規定されております。

そこで、お伺いします。

1点目として、こども基本法施行後に、行政展開に変化はありましたか。また、変化させようとお考えですか。現時点でのお考えをお伺いをいたします。

2点目として、こども基本法第10条に規定する市町村こども計画の策定を、現時点ではどのように進めようとお考えですか。

3点目として、第11条に規定する子供たちの意見聴取を行う考えはありますか。

続いて、大綱2点目、児童厚生施設についてお伺いをいたします。

子育て支援サービスでは、冒頭申し上げましたように、子供医療費や給食費の無料化など先駆的に取り組まれ、経済的な負担軽減策として、子育て中の家庭からは大変喜ばれていると感じています。

このような経済的支援に加え、保育所サービス、学童保育サービスなどのソフト事業は、ニーズを満たしつつあるものと感じております。反面、ハード面はというと、保育施設などは民間法人が中心となり施設整備がされておりますけれども、児童厚生施設として代表的な児童遊園は、荒廃をしているのではないのでしょうか。

この廃れた姿を批判しようとしているわけではございません。少子化現象と子供の遊び志向の変化という社会現象に加え、使えるものは使うといったもったいない精神から、今日のような姿になっていることは理解をいたしております。

遊具が古くなったから交換すればよいといった判断は、子供の数が減少した今日、費用対効果の観点からは、望ましい姿ではないと思います。民生文教常任委員会の決算調査の際にも、内田議員からの質問に対し、担当課長は、町の方針として、各区にある児童遊園の遊具は撤去した後の新設は行わず、町の3つの公園を利用してもらうよう進めていく方針であると回答されております。私もこの方針には賛同をいたします。

今後も各児童遊園の古くなった遊具は撤去していくことと思いますが、危険性が増す前に、早め早めに地元区と協議をし、撤去されるようお願いをいたします。

また、町の公園利用を促すのであれば、公園への新しい遊具整備も並行して、積極的に行っていく必要があると思います。遊具は子供たちの成長過程において、必ず必要な道具です。

この必要性は執行部、特に教育者である實川教育長は十分ご承知のことと思います。

子供たちにとっては、児童遊園などの外遊びを通じ、学校の友達以外の子供たちとの触れ合い、遊具を順番に使うなどの社会ルールを身に付けたり、体力をつけたりするなど、心身ともに成長するための学びのツールでもあると言われております。

また、今の子供たちは外遊びの機会が少なくなったことから、親世代よりも体格は勝るが体力は低下しているとも言われております。公園遊具の充実を望む者として、町の後期基本計画や実施計画を拝見しても、公園の整備とは記載をされておりますが、再整備内容がよく分かりません。

もし遊具整備のお考えがあれば、子供たちを外遊びに誘導できるよう、魅力あふれる整備をお願いいたします。これは、子育て支援の観点から、公園の遊具を使って親子で遊びながら子育ての喜びを実感してもらうためのツールともなり得ると思っております。

これらの考え方にご配慮いただきながら、各公園の遊具充実をぜひ実現くださるよう、重ねてお願いしつつ、具体的な質問に入らせていただきます。

1点目、児童遊園の現状はどのような状況でしょうか。現在の箇所数、遊具数、管理方法など、点検調査の結果等についてお伺いをいたします。

2点目に、過去5年以内に廃止した児童遊園があれば、その廃止理由や箇所数及び撤去した遊具についてお示しく下さい。

3点目に、児童厚生施設以外の公園等への遊具の設置状況について教えてください。これも概略で結構です。

4点目に、今後の遊具整備について、具体的な計画があればお示しく下さい。

続いて、大綱3点目、令和6年度の予算編成方針についてお伺いをいたします。

今の日本経済は穏やかな回復傾向にあると言われながらも、金融不安や円安傾向、さらなる物価上昇など、先行きの不透明な部分があります。町財政では、歳出面で横芝小学校改築事業などの大規模事業があり、そのほか物価高騰による工事費や施設運営費の増額を見込まれるなど、それとともに人口減少抑止策として定住促進事業にも予算投入が必要となると思っております。

限りある予算の中で、まさしく選択と集中による事業精査が強く求められる時期が到来したのではないのでしょうか。職員それぞれが将来にわたり健全な財政基盤の堅持を目指し、自らの目で客観的的事业評価をしつつ、無駄、無理、ムラのない予算要求をすべきと思います。

そこで、1点目。編成方針に町の将来を考え、具体的に方針を示されましたか、事務事業

評価等を反映した要求となるよう、指示をされましたでしょうか。

次に、令和6年度予算は骨格予算でのスタートになると思いますが、幾ら骨格予算スタートといえども、新年度全体の予算ボリュームを把握しなければ、骨格予算編成も難しいと思います。

2点目として、新年度予算全体を把握しつつ、骨格予算として編成することとした予算案でよろしいでしょうかについて、質問をさせていただきます。

以上、3点について明快な回答をお願いしつつ、壇上からの質問といたします。

〔4番議員 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

早速、市原成一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、大綱3点目、令和6年度予算編成方針についてにお答えをし、その他のご質問につきましては、担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、編成方針に町の将来を考え具体的に方針を示されましたかと、事務事業評価等を反映した要求となるよう指示されましたかについてであります。令和6年度予算編成方針では、物価高騰の影響が長期化し、先行きを見通すことが依然として困難な状況であるが、引き続き、まちの将来像の実現に向け、第2次横芝光町総合計画後期基本計画を着実に推進することを基本方針とし、限られた財源を有効に活用するため、各事業の成果を検証し事業の廃止・休止といった積極的な見直しを行い、選択と集中により真に必要な事業に重点的かつ効率的に取り組み、持続可能な財政運営を進めるとしました。

また、予算編成の基本的な考え方として、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、行政評価等による事業の見直し、DXの推進などを掲げましたが、ご質問にあります事務事業評価等を反映した要求につきましては、行政評価等による事業の見直しの中で、議会の審議や決算審査意見、行政評価報告、まち・ひと・しごと創生プロジェクトの評価結果などに留意し、課題の解決に向けてより効果的な取り組みを検討するとともに、事業の見直し結果を予算案に反映させるよう指示したところでございます。

次に、新年度の予算全体を把握しつつ、骨格予算として編成することとした予算案は編成

されますかについてであります。令和6年3月に町長選挙があることから、予算要求段階においては、年間予算を見積り要求するものとしながらも、令和6年度当初予算案には、政務報告で申し上げましたとおり、継続している事業や経常的経費を中心とした骨格予算を編成するところでございます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 野村浩光君登壇〕

○健康こども課長（野村浩光君） おはようございます。

市原成一議員ご質問の大綱1点目、こども基本法についてにお答えいたします。

初めに、こども基本法の施行により、今後の行政展開に変化はありますか又は変化させようと考えますかについてであります。令和5年4月1日に施行されましたこども基本法では、すべてのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、こどもの意見が尊重され、こどもの利益が優先されることなどを基本理念に掲げられており、こどもの権利としての一層の福祉の充実と、よりこどもの視点に立った施策の展開に対応していかなければならないと考えます。

当町で現在、展開しております様々なこども・子育て施策の効果を十分に検証しつつ、子育てを取り巻く社会環境の変化等を把握しながら、国や県の制度の変化に対応し、必要に応じて施策の内容を改め、地域の実情に応じた施策の更なる構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、こども基本法第10条に規定する市町村こども計画の策定を現時点では、どのように進めようとお考えですかについてであります。市町村こども計画は、年内に国が定めるこども大綱と、都道府県が策定するこども計画のそれぞれを勘案すること。また、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができるものとされています。

本計画につきましては、現行計画の計画期間を鑑みて、適切な策定期間を見極め、かつ、現代社会を取り巻く子育て環境等も考慮し、関連分野における他の計画の整合性を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、こども基本法第11条に規定するこども等の意見聴取を行う考えはありますかについてであります。こども視点のこども施策づくりを実現するためにも、当事者であるこどもの意見を聞き、その意見を尊重し、適切に反映することが必要であると考えます。

今後、家庭や学校等の協力を得ながら、こどもたちが意見を表明しやすい手法の工夫や雰囲気づくり、聴く側の大人の理解やスキルの向上、こどもたちとともに活動する民間団体との連携等、様々な面で意見聴取の方法を模索してまいります。

〔健康こども課長 野村浩光君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

〔福祉課長 古作健二君登壇〕

○福祉課長（古作健二君） おはようございます。

市原成一議員ご質問の大綱2点目、児童厚生施設についてのうち、児童遊園の現状は、どのような状況ですか。箇所数、遊具数、管理方法や点検調査の結果等と、過去5年以内の廃止した児童遊園があれば、その廃止理由や箇所数及び撤去した遊具についてお示しくださいにお答えします。

初めに、児童遊園の現状はどのような状況ですか。箇所数、遊具数、管理方法や点検調査の結果等についてですが、現在、横芝光町児童遊園条例に基づく児童遊園は18箇所、全体で43の遊具があります。日常の管理につきましては、地元行政区にお願いをしておりますが、遊具の安全点検調査につきましては、毎年、町から専門業者へ業務委託をし、実施をしております。

今年度の遊具の安全点検の結果ですが、すみれ児童遊園のシーソー1基が塗装剝離や腐食などの劣化により、使用の禁止及び撤去の判定であったことから、地元行政区へ説明をしましたところ、撤去の同意が得られましたので、本12月議会定例会での一般会計補正予算案に撤去工事費用を計上させていただきました。

次に、過去5年以内の廃止した児童遊園があれば、その廃止理由や箇所数及び撤去した遊具についてお示しくださいについてですが、過去5年以内に廃止した児童遊園は、令和5年3月に廃止した篠原児童遊園の1箇所、安全点検の結果に基づき地元行政区と協議をし、鉄棒及び鉄柵を撤去いたしました。この撤去により篠原児童遊園には遊具がない状況となりましたので、横芝光町児童遊園条例の一部を改正し、当該児童遊園を廃止したものです。

なお、児童遊園につきましては、これまで福祉課で担当しておりましたが、令和6年度からは健康こども課の所管となる予定です。

〔福祉課長 古作健二君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 平野和美君登壇〕

○社会文化課長（平野和美君） 市原成一議員ご質問の大綱2点目、児童厚生施設についてのうち、児童厚生施設以外の公園等への遊具の設置状況について教えてくださいと、今後の遊具施設整備について、具体的な計画があればお示しくださいについてお答えします。

初めに、児童厚生施設以外の遊具の設置状況ですが、社会文化課所管の公園では、ふれあい坂田池公園と光スポーツ公園に設置しています。

ふれあい坂田池公園には、複数の遊び要素や構造を組み合わせた複合遊具を2基、ブランコなど独立した遊び要素で構成される単独遊具を9基設置しています。なお、平成5年度竣工時から設置されているものが複合遊具1基と単独遊具8基で、その後、平成22年度に複合遊具1基、令和3年度に単独遊具1基を新設しています。また、平成21年度に単独遊具1基と、令和2年度に単独遊具1基を更新しています。

光スポーツ公園には、複合遊具2基と単独遊具12基を設置しています。なお、平成4年度竣工時から設置されているものが複合遊具2基と単独遊具8基で、その後、平成22年度に単独遊具2基と、令和4年度に単独遊具2基を新設しています。

各遊具の点検については、専門業者に委託し年1回の定期点検を実施するほか、日常点検を公園管理委託業者と町職員が行っております。今年度の点検結果については、頭部または首の挟み込みの危険性を指摘された遊具が2基ありましたが、安全対策対応済みであり、現在使用できない遊具はありません。

次に、今後の遊具施設整備についてですが、各遊具の耐用年数等による明確な整備計画は定めておりませんが、専門業者による定期点検や町職員による日常点検の結果を踏まえ、今後も町民の皆様が親しまれる公園の維持・管理に、努めてまいりたいと考えております。

〔社会文化課長 平野和美君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） それでは、質問席からのお尋ねをさせていただきます。

まず、こども基本法の関係なんですけれども、計画策定のところから入りますと、ほかの計画と一体でつくってもいいですよというところで、そちらのほうに行くのかなというのは、私も賛成でございます。

あと、関連する計画との整合性を取りながらやっていただくというのも、これはもちろんのことでございますが、ぜひとも子供たちの意見を反映したような計画づくりをしていただきたいというものと、私もよく経験していたんですが、計画づくりすると、どうしても理想像だけを追ってしまうことも、ときにあります。実現性、実効性のあるものを計画の中に含

めて、実現に向けた推進をしていただきたいというお願いをさせていただきます。

それと、1つこの関係で、子供ファーストという言葉を使わせていただきましたけれども、今職員の中で子供ファーストという言葉まだ浸透はしていないのかなというふうに思いますが、その辺浸透させながらというお考えはありますかというところ。

あともう一つ、このこども基本法施行されてから、職員の皆さんって、この法律、認識しているのかなというのちょっと分からないので、当然、自分の守備範囲の仕事を一生懸命やっていますから、ほかのところは分からないよというのも、これはやむを得ない話かもしれませんが、今、国が提唱しているのは、横断的なのということで、横の連絡を取りましょうということも言っていますので、その辺も浸透させていただけるとありがたいなと。この意識づけと計画というか、法律をちゃんと見ていただきたいというところなんですけど、その辺、庁議を通じて、これからでも結構ですから、やっていただくというのはできますでしょうか。お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 法律が今年できた、今年度できたということの中で、子供ファーストというその認識、また、職員の認識、またその浸透されていることについて、いささか十分ではない部分もあるのかなという部分もありますし、まずは研究をしている状況でもあるかというふうに認識しています。まず、それについては、何らかの形でぜひそれを進めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） ただいま議員のほうで、今、意識づけというところがございます。

今年度から、新たに子ども・子育て支援事業計画、こちらアンケート調査を行う予定です。来年度、令和6年度に本格的に策定作業に入ります。

つきましては、この策定段階におきまして、職員の皆さんにも意識づけをさせるように、こちらのほうも努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） すみません、その辺、じゃ、よろしくお願ひいたします。

私は県の計画がこれからつくられる、まだまだ作成中、その前に、国の大綱がまだ発表さ

れていない中でこういう質問をして申し訳なかったんですが、多分同じ方向で進めていただけるのかなということで、また、県との計画の整合性も取っていただけるのかなと期待しつつ、この質問を終わらせていただきまして、次に入らせていただきます。

児童遊園なんですけど、大分古い遊具も見受けられます。こちらは児童遊園の遊具が、私ちょっと何か所か回らせていただいたんですが、さびた鉄のオブジェ状態になっているところもありますので、危険が増す前に、先ほど言いましたけれども、各区と協議をしながら撤去を進めたほうがいいのかというふうに思っております。

また、公園の遊具も結構古いものがあるって、多分、専門業者の点検の中では指摘をされているのかなというのがありますが、即座に撤去するまでは至っていないというものが残されているというふうに拝見をいたしました。

これから子供たちを公園の遊具のほうへ誘導したいということであれば、もっと積極的に遊具の更新なり、増設なりしていくべきなのかなというふうに思いますが、その辺、たしか公園の整備って空港の交付金も充当できるかなと、すみません、記憶で話して申し訳ないんですが、そういうところを活用しながら進めていただけないでしょうかというお願いです。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 公園整備について、空港の交付金を充当可能かという観点から言いますと可能でございますので、それをまた執行部内で協議してまいりたいと思います。以上です。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） 空港からの交付金も限りある、額が決まっているでしょうから、よく全体を見渡した中で、もし充当できるのであれば、そういうものを充当しながら、積極的に進めていただければありがたいです。

それと、もし空港からの交付金が充当できるのであれば、そういう充当していることを公園の遊具か何かにやっぱりプレートを貼って、どんどんPRをしていくべきなのかなというふうに思っています。

子供のときから、また若いお母さん、お父さんにも、空港を身近に感じてもらうという必要もあるのかなと思いますが、その辺、公共施設にそういうプレートをつけるのは、何か問題があるのかな。そういうところがもし分かれば、調べていただきながら、なるべくPRをして、すぐそばに世界への玄関口ありますよという具合にお知らせをしていただけると、身近に感じられるかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 周辺対策交付金の活用につきましては、毎月広報でお知らせしたり、決算とか予算のときにこういうのに充てますということでお知らせしているんですけども、いろいろな事業に用いていますので、道路だとかなんとか、いろいろなものがございまして、それについては今後の検討課題というか、全体の中で考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） 予算調整権をお持ちの町長に、その辺の充当先、よろしく願いをいたします。

また、全体的に遊具を見渡しますと、幼児用の遊具というのがちょっと少ないかなという気がしないでもないです。この幼児用の遊具って、たしか9月議会でも川島富士子議員から、インクルーシブ遊具のお話があったと思うんですが、そういうものと兼用できるものもありますので、その辺をちょっと研究をしながら増設をしていただけるとありがたいなというふうに思いますので、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 社会文化課長。

○社会文化課長（平野和美君） 遊具の更新等、設置する場合に、そういう遊具の選定の中で、いただいたご意見も踏まえながら、確かに現在1人で、小学校低学年の子が1人で遊ぶような遊具はたくさん充実していると思うんですが、お母さんと一緒に来る幼児だとか、そういった子たちが一緒に遊べるような遊具なども今後検討しながら整備をしていきたいとは考えております。

検討させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） それでは、遊具の選択のほうもよろしく願いいたします。

次に、新年度予算編成の関係なんですけれども、しっかりと方針を示されて、かつ、来年は特殊な予算の組み方であるということも抑えていただいておりますので、安心をいたしました。

今この予算に、決算のときにも申し上げたんですけれども、将来的なことってすごく先の先の話のような感じもしますけれども、人口ビジョン、その中での人口推計というのを皆さんご覧になったと思うんですが、私も見ました。

20年、25年すると、人口が1万5,000ぐらいまで減って、その際にどういう現象が起きるかというのと併せて、老年人口は上り調子のまま、生産年齢人口は下降線のまま、20年から25年の時にそれがクロスをするということになります。

そうすると、一般財源の確保がどういう状況になるかと、人口は減ります、老年人口は増えます。それに加えて、扶助費の話はあまりしたくないんですが、扶助費の1人当たりの単価も増えますよという推計もしっかりとされています。その辺をしっかりと職員、特に、幹部職員から、管理職から、部下にはしっかり伝えておいていただいたほうがいいのかなというふうに思っています。

これは企画担当や財政だけの問題ではなく、全ての職員がやっぱり認識をしておくべき時期が来ているんじゃないですかというお話を、ちょっと舅根性を出したような言い方で申し訳ないんですが、その辺を浸透させておいていただけるとありがたいと思います。

それから、もう1点、ちょっと私だけなのかな、気になるのが、さっき計画を進めていくというお言葉をいただきましたけれども、計画外のところがここに来て2点ほど入ってきていますが、その辺をどのようにお考えかなというふうに思っておりますが、予算執行権、調整権をお持ちの町長にお伺いをいたしますけれども、頻繁に今までもこのように臨時的に政策的なものを入れなければいけなかったのか、過去にもそういうものがあったのでしょうかという点がまず1点。

それって財政推計を狂わせてしまう結果にもなりかねませんが、財政推計を、私は財政推計というのは将来の財政の計画でもあるというふうに自分で勝手に思い込んでいたのかもしれないんですが、財政推計をどのように捉えていらっしゃるのかなというところもお伺いをしたいと思います。

それと、もう1点は、補正によってやってはいけないということではないんですが、やっぱり緊急性のあるものは、これからも入れていきますというところをお伺いしておきたいと思います。

これは昔の予算の執行の考え方と違って、国も年度末に来て補正予算を取って、それを繰越ししながら4月から地方自治体で活用してもらおうとか、そういう方法も国でも取っていますので、いけないということではないんですが、それはどういうときに補正要求によってスピーディーにしたいというお考えを持っているか、この3点。今までもしていましたでしょうか。財政推計に対する見方と、それと、これからも臨時的にスピーディーにやらなければいけないものはやるよというお考えをお持ちなのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 3点今、ご質問をいただいたというふうに考えています。

その計画外にあったものというのは多分例えばモビリティ、自動運転事業ですとか、駅の北側の問題ですとかというような話なのかなというふうに推察をしますけれども、そういうチャンスが来たときに、どれだけしっかりとそれを受け止めながらできる、まず、財政的な裏づけと、職員の両方のポテンシャルの問題に合わせて、それこそ一番今議員おっしゃられるとおり、人口推計の中で極めて危機的な状況にあるという認識の中で、ただ、この成田国際空港、3本目の空港による容量の拡大の問題は、この横芝光町にとっても本当にもう千載一遇のチャンスであるという中で、その関連から、そういうような新たな模索といたしましうか、ものが生まれてきたという認識の中で、やれるものはしっかりと、将来のために、それこそ、3番目のこの後の財政推計の問題もございますけれども、どういう10年、取りあえず10年の財政推計はよしとしながらも、20年後、30年後がどうなるかというのは、今のところ不確実な状況の中で、そのために横芝光町の、我が町のポテンシャルをどれだけ上げられるかというのも、将来に大きな影響をもたらすものだというふうに認識をしている中で、せっかく来たチャンスをしっかりと受け止めながら頑張っていこう、職員一致した中で、正直申し上げて私が1人で勝手に進めていることをございませぬので、そここのところはちょっとご理解いただきながら進めていきたいというところで、ご理解を賜ればなというふうに思っております。

また、補正予算の緊急性の問題につきましては、いかんせん国の方向が非常に正直言っても我々としても右往左往しているところをございます。本当にこのたび、この後の新しい町長になるのかな、いいのかな、追加の補正予算のこともございましてね、本当にその1人2,500円を配らせていただくのに、同じことを2度3度、どういう考えで国のほうがやっているのかといたら、非常にちょっと理解をしづらいところがあるんですが、それについては、確かに町民の皆さんのお一人お一人が、この物価高騰対策の中で大変な思いをなされているなと思いの中で、せっかく国が手当てしてくれたものについては、正直言っても職員も大変です。しかしながら、これはやっぱりしっかりと対応していかなければならないという思いの中で、こういう状況になっているところをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） すみません、千載一遇のチャンスを逃すなど、その気持ちは同調しま

す。職員、確かに大変だと思いますが、その辺は頑張ってくださいとして、選択するのは町長でございますので、よろしくお願いします。

これは関連もしていないような話になってしまうので答弁は結構なんですが、もし臨機応変、千載一遇のチャンスを逃すなで事業を展開したいというお考えをお持ちであれば、できればなんですが、もうちょっと議会の中に配っていただく資料を詳しく示していただけるとありがたいというふうに思います。これは答弁は結構です。

私、先般の住宅事業のこの表を見たときに、これ、業者さんがつくった提案資料、これ、使っちゃいけないということじゃないです。こういう資料はハード事業をやる時なんかの図面やなんかは、やっぱり業者さんがつくった資料じゃないとできないので、使ってはいけないということじゃなくて、こういう官民の連携の事業を初めてやるのであれば、町の考えとして、こういう考えでスキームを組んでこうなんだよ、結果こうなりますよというところを、追加で何か資料をつけていただくとありがたかったなというふうに思っています。

私がすごく大きな勘違いをしたのが、この中で債務負担行為の額と、間接収入の額の比較がありました。30年間、89%の部屋の稼働率で、プラマイゼロです。うまく入れば、5,000万のプラスです。それは50年後の話ですということで説明があったんで、そのときに、この住宅ってポンプ機能なんですよという、要は、移住定住という具合に地元に住んでもらうためのポンプ機能ですという説明があったんですが、その辺のスキームはどうも私理解できなくて、危なくこの89%の利用でプラスマイナスゼロですよと言ったときに、じゃ、住民に対する行政コストを入れたらマイナスじゃんと思って、危なくこれ、反対意見を述べてしまうところだった。

でも、今、議会議員というのは自分で調べる時代だというふうにこの間の研修でも言われましたので、自分なりにポンプ機能のサイクルつくって計算し直したら、すごくいい事業だというふうに思いました。思えます。

これはうまくポンプ機能が発揮してくれば、すごくすごく効果があるということで、まずはマイナスにはならないな、30年間の債務負担期間中にマイナスにならないなというふうな積算を私、自分なりにしました。

それをなるべく短時間、短期間のうちに、方向性を議会も合わせて同じ方向を向きたいのであれば、もうちょっと詳しい資料を頂けるとありがたいということです。これは実はバスの無人運転の実証運行の際にもそれを感じたので、何度も何度も私が言ったおかげで全協を開く結果になってしまったということもあって、先般のこの住宅事業の説明のときには、

あまり言うのはやめようということで、自分で計算しようということで計算をしてみたら、これ、結構いい事業だと思います。

ただ、私が冒頭壇上から申し上げました、毎年の150人、160人の人口減少には、結果としては程遠いものであります。かといって、これを頻繁にそこらじゅうでやってしまうと、保育所が今度間に合わなくなってしまうとか、弊害が起きますので、その辺はじっくりと考えて進めていただければありがたいなということでございます。それはあくまでも要望です。

それともう一つ要望で、幾らかでも提出よくし、これ、すみませんと全くの関連もないような話で、空港との関係なんですけれども、今4万3,000人の空港関係のマンパワーが、コロナ期間中に7,000人減って3万6,000人現状。それを2028年度末でしたか、空港のさらなる機能強化が完了したときには、30万回を50万回にするということで、マンパワーが7万人必要だという話をニュース報道していました。

これは説明会のときにもありましたけれども、現にコロナが終わってからの各航空会社からの増便要望にも、マンパワーが足りなくて応えられないという話もありました。今、躍起になってPRをしているようで、その中で、映画づくりに入っているそうです。映画をもってマンパワーの増員を図りましょうということで、これ、短編映画なので、二、三十分じゃないかなと思っているんですけれども、やっぱり映画の効果というのは結構大きいと思いますので、アンダンテ稲の旋律にゲスト出演された町長が、例えばなんですけれども、学校の中でそういうものを使って、就業場所いいところがあるんだよという具合に認識しておいてもらう、これから先の青年にですね。それと、成人式のときに、学校は東京へ行っているけれども、Uターンして成田空港勤めるよというふうな意識にも持っていけるかなと思うので、効果があると思います。

ただ、有料なのか、無料なのかも分かりません。その辺は企画空港課長に情報を取ってもらいながら、これから先の展開を今から考えていただけるとありがたいなというふうに思っています。

でも、実際映画を公開するのは来年8月なので、今年の成人式は絶対間に合わないですから、それで今何で言ったかという、もし学校で使えるのかと、多分学校の行事計画って、1月頃には始まるのかなと思ったんで、早めに、すみません、通告外の話をして申し訳なかったんですが、以上お願いをしまして、時間はまだちょっと早いですが、以上で、ごめんなさい、失礼しました。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ご質問ではないというお話でございましたけれども、せっかくの機会でございますので、ちょっと私も二、三気になるところがございましたので、発言をさせていただきたいと思っておりますけれども、映画については、ちょっと申し訳ございません。ちょっと存じ上げません。知らなかったんで申し訳ない。

ただ、せんだって空港財団、成田空港共生財団の光中学校で、講演会が行われました。その際、私も出席させていただいて、ご挨拶をさせていただいたわけでありましてけれども、きっとその講演の前の挨拶だったもので、きっと子供たち、生徒たちがわくわくするような話があるのかなと思って、これから横芝光町は夢のある大きな発展をしようと今努力しているよという話をさせてもらった後、何かよく分からない講演になってしまって、早速そこについては、直接財団に言うのも何だかなと思ったので、県の空港担当とN A Aには、もうちょっと子供たちがわくわくするような講演をやったらどうだいというお話をさせていただいて、実際あれはN A Aの職員、若い女性の職員が15分程度、20分程度の空港を案内するようなことだったんですが、あれじゃ誰もわくわくしねえんじゃねえのと話をして、何か空港、せんだっての共生部長との話の中で、ちょっと私どももそういう感はなくもございませんというような返事をいただいたので、次に期待をしたいなというふうに思って、ご発言をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 市原成一議員。

○4番（市原成一君） すみません、通告外のお話をしてしまいまして、大変申し訳ありませんでした。人口問題から入ったもので、どうもそちらのほうへ話が最後に行ってしまいました。

ちょっと、決められた時間の前ですけれども、そろそろ終わりにさせていただこうかなと思います。本当に予算要求事務ですとか、編成事務、大変お忙しい中で、答弁の準備をさせていただきまして、誠にありがとうございました。以上をもって、質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木和彦君） 以上で市原成一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時5分といたします。

（午前10時53分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 04 分）

◇ 内 田 美 穂 君

○議長（鈴木和彦君） 一般質問を続けます。

内田美穂議員。

〔2 番議員 内田美穂君登壇〕

○2 番（内田美穂君） 議長のお許しをいただきましたので、私、内田美穂が通告に従いまして、一般質問させていただきます。

さて、10月4日に発表された児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、令和4年度の全国の不登校児童生徒数が約29万9,000人、また、いじめの認知件数が約68万2,000件という結果が明らかになりました。不登校に関して、10年連続増加で過去最多、いじめの認知件数も過去最多の数となっております。

それを受け、文部科学省は10月17日に不登校・いじめ緊急対策パッケージを発表し、地方公共団体においても対策を講じるよう求めています。

そこで、その内容に関し、当町における現状をお尋ねしたく8点質問させていただきます。

1点目、学校内外の多様な学びの場を確保するよう努めることとあります。この点において、学校外、学校内に分けて、それぞれ質問したいと思います。

まずは、学校外の学びの場についてですが、6月の議会で、学校外の学びの場との連携について質問させていただいたときに、現状の分析を進め、実現に向けて検討するとのことをご回答をいただきました。その後の状況について教えてください。

もう一つは、学校内の学びの場についてですが、落ち着いた空間で学習、生活できる環境を学校内に設置することとあります。いわゆるサポートルームのようなところですが、当町の各小中学校における設置状況を教えてください。

2点目、学校内外で支援が受けられていない児童生徒が、オンラインで自宅等から学べるようICT環境を整備するとありますが、当町における環境整備の状況を教えてください。

3点目、どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、教育支援センターのアウトリーチ機能など、自治体における総合的拠点機能の強化を国は推進しようとしています。当町における状況を教えてください。

4点目、情報発信をより強化していくために、各教育委員会において作成した地域の相談

支援機関等に関する情報を、国は文部科学省ホームページで一括配信するとのことですが、この地域の相談支援機関等に関する情報を集約した資料はあるのか、教えてください。横芝光町単体のものより、広域で分かりやすい資料があるといいと思っておりますが、そのようなものはありますでしょうか。

また、県レベルでは、不登校サポートガイドがございますが、6月に一般質問をさせていただいたときに、全家庭に配布してはどうかと提案させていただきましたが、その後の配布状況はどうなっていますでしょうか。

5つ目、不登校やいじめなど、心の小さなSOSの早期発見のため、1人1台端末を活用したアプリ等による子供のSOS相談窓口の集約・周知とありますが、当町における状況を教えてください。

6つ目、いじめ対策についてですが、いじめ対策組織にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで、組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりを推進することとありますが、当町における状況を教えてください。

7つ目、国は、学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校設置推進を図っており、設置のノウハウや課題の共有のための全国会議を開催し、設置経験者を自治体に派遣し、相談、助言が受けられる制度の創設をするそうです。当町において、今後学びの多様化学校の設置を検討する意思はあるか、教えてください。

8つ目、学校改革についてですが、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策COOLOプランの中で、自ら学びたくなる授業、一人一人に合った個別最適な学び、学校のルールづくりに子供たちが主体的に参加することなど、学校の在り方を見直す項目がございます。学校の在り方を見直すという視点で、当町での取組が何かあるのか、あればどのような取組をしているのか、教えてください。

以上、私の壇上からの質問といたします。明快なご答弁よろしく願いいたします。

〔2番議員 内田美穂君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 實川睦子君登壇〕

○教育長（實川睦子君） それでは、内田美穂議員のご質問にお答えします。

なお、私からは、大綱1点目、不登校・いじめ緊急対策パッケージについてのうち、学校

内外の多様な学びの場の確保についてと、どこにもつながっていない児童生徒の支援体制の強化について、いじめ対策組織について、学びの多様化学校の設置推進について、学校改革についてにお答えし、その他のご質問については、教育課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

文部科学省は、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果を踏まえ、児童生徒が安心して学ぶことができる、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組の緊急強化を図るため、令和5年10月に、不登校・いじめ緊急対策パッケージを発出したところでございます。

初めに、学校内外の多様な学びの場の確保についての学校外の遊び場との連携についてでございますが、現在、山武郡市広域行政組合教育委員会が運営するハートフルさんぶ横芝光教室との連携が最も多い事例となっております。また、民間との連携につきましては、フリースクールの利用など、保護者や児童生徒本人からの問い合わせに応じ、紹介しているところでございます。

次に、学校内のサポートルーム等の設置状況についてでございますが、校内教育支援センターの設置につきましては、不登校支援加配教員が学校に設置されない状況では、教員の授業時数の関係で実現が困難であります。現在、町内の両中学校におきましては、それぞれ不登校支援教員が配置されているため、校内教育支援センターが設置されているところであります。

一方、町内小学校では、不登校支援教員が配置されていないため、校内教育支援センターは未設置となっております。

いずれにいたしましても、千葉県からの不登校支援教員が配置されない状況では、校内教育支援センターの設置は難しいことから、今後も配置について要望してまいります。

次に、どこにもつながっていない児童生徒の支援体制の強化についてでございますが、長期欠席児童生徒がいる家庭がどこにもつながらず孤立することがないように、学校では、校内長欠対策委員会を設置しており、担任を窓口としてつながりを保つよう、留意しているところでございます。また、長期化する兆しが見られた場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、東上総児童相談所、千葉県警外房地区少年センター、健康こども課等、関係機関の参加もいただき、適切な対応ができるよう当該家庭と関係機関が連絡を取れるようにしております。

しかしながら、家庭の事情を理由として、学校からの連絡に応じていただけないケースも

あり大変苦慮しているところでございますが、そのような場合には、教育課職員が仲介し、学校または関係機関との連携が図れるよう努めているところでございます。

次に、いじめ対策組織についてでございますが、いじめ防止対策推進法に基づき、町では平成29年に横芝光町いじめ問題対策連絡協議会等条例を施行しており、本条例では、横芝光町いじめ問題対策連絡協議会、横芝光町いじめ問題調査対策委員会、横芝光町いじめ問題再調査委員会を置くこととしております。

次に、学びの多様化学校の設置推進についてでございますが、本緊急対策パッケージによりますと、不登校緊急対策の情報発信の強化として、国は、学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校の設置ノウハウや課題の共有のための全国会議の開催、設置経験者を自治体に派遣し相談・助言を受けられる制度の創設に取り組むこととしております。

しかしながら、当町単独での設置につきましては、教育課程の編成や教職員の人員配置等から、現状では学びの多様化学校の設置については、難しい状況でございます。今後も、国や千葉県及び近隣市町の動向に注視してまいります。

次に、学校改革についてでございますが、学校経営については、学校長の裁量権に含まれ、学校改革についても同様であります。学校の実態や地域の特性等、それぞれの良さを生かした学校経営をするためには、保護者や地域住民、学校長等の協力が大切であり、町教育委員会としては最小限の介入に留めたいと考えているところでございます。

また、COCOLOプランにある、自ら学びたくなる授業や一人一人に合った個別最適な学びにつきましては、教職員の授業改善や資質向上の研修や自己研鑽により、改善が進められているものと考えております。教材研究や授業準備にかかる時間と労力を考慮しますと、全ての授業で導入することは困難な状況ではあります。少しずつではありますが進展しておりますので、今後も継続してまいります。

学校のルールづくりについては、中学校では現行のルールについて、普段の学校生活の中から生徒に意見や疑問を聞き、改正が必要と判断されたものについては、生徒総会等で見直すこともしております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 實川睦子君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

〔教育課長 鈴木正広君登壇〕

○教育課長（鈴木正広君） 内田美穂議員ご質問の大綱1点目、不登校・いじめ緊急対策パッ

ケージについてのうち、オンラインで自宅等から学べるICT環境の整備状況についてと、情報発信の強化について、1人1台端末を利用したSOS窓口の集約・周知についてにお答えいたします。

初めに、オンラインで自宅等から学べるICT環境の整備状況についてでございますが、町では国のGIGAスクール構想に基づき、令和3年3月に1人1台のタブレット端末を整備し、学校内での活用はもとより、家庭においても学習を継続できる環境整備を推進し、各家庭のWi-Fiへの接続や貸出可能なWi-Fiルーターを整備したところでございます。

端末でのインターネット検索は学習に関するもののみとし、学校と家庭では同様のインターネット接続制限となります。また、各家庭では、家庭で使う場合にタブレット活用のルールとして、保護者の責任・監督の下で使用することや、使用する時間や決まりは保護者とよく話し合って決めることなど、安全な使用方法をルール化し周知しているところでございます。

オンライン授業につきましては、感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、タブレット端末の活用により家庭において学習しており、長期欠席児童生徒につきましても、タブレット端末を配布し自宅からオンライン授業を受けられるよう環境を整備しており、配信できる体制は整っている状況でございます。オンライン授業につきましては、今後も引き続き、対応してまいります。

次に、情報発信の強化についてでございますが、千葉県教育委員会が作成した千葉県版不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイドは、よりよいささえ合う子どもの未来のための資料であり、これを当町では適用しているため、現段階では、当町独自の資料を改めて作成することは考えておりません。

本資料につきましては、当初、千葉県教育委員会より紙媒体の送付があり、その後に電子版での送付がありましたので、町内小中学校に配布し、また、各校においては、家庭等からの要望等がありました際には対応できるようにしております。

次に、1人1台端末を利用したSOS窓口の集約・周知についてでございますが、令和5年10月に文部科学省から発出された不登校・いじめ緊急対策パッケージでは、心の小さなSOSの早期発見やいじめの早期発見の強化など、不登校・いじめ緊急対策として、1人1台端末を活用した、子供のSOS相談窓口の集約・周知を謳っているところでございます。

紙媒体で提供されているものは、児童生徒を通じて各家庭へ配布しており、また、QRコードやURLのあるものは、紙媒体のみならず、学校と保護者とのデジタル連絡ツールによ

り配信し、周知しているところでございます。

現在、タブレット端末は学習に関するものに活用しておりますが、子供たちへの相談窓口の提供が必要であると認識しておりますことから、タブレット端末を活用した相談窓口等の提供につきましては、情報を収集し検討してまいります。

〔教育課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ご答弁ありがとうございます。では、通告順に再質問させていただきます。質問よりも願いのほうが多くなってしまいかもしれませんが、ご容赦ください。

まず、学校外の学びの場との連携についてですが、現在、ハートフルとの連携が最も多い事例となっていて、町内のフリースクールも問合せに応じて紹介されているということですが、ハートフルと町内のフリースクール以外で連携しているところはございますでしょうか。分かれば教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） それでは、内田議員のご質問にお答えします。

不登校支援等の学校以外での学びの場というのは、先ほどお話ししましたように、山武郡市広域行政組合、教育相談センターの中のハートフルさんぶ横芝光教室がほぼほぼですがけれども、あと、フリースクールNPO法人みんなの居場所ありのままさんが最近お世話になっておりまして、これ以外の連携については、教育委員会としては特にございません。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ご答弁ありがとうございます。

次に、学校内のサポートルームの設置状況なんですけれども、中学校は横芝中、光中ともにサポートルームが設置してあるとのことで、とてもありがたく思っております。ただし、設置してあるだけでは安心して過ごせる場になっているとは限らないので、いま一度、子供たちが安心して過ごせているかどうか、子供たちの声を聞いていただいて、さらに過ごしやすい場所にしていただけたらうれしいです。

これを言うと、サポートルームが居心地よかったら不登校のほうが教室に戻ってこないんじゃないとか、不登校を助長することにつながるかというふうに言われてしまうことがもう本当に多々あるんですけれども、不登校になっている子供たちは心のエネルギーが、特に初期は全くない状態、ゼロの状態なんです。下手するとマイナスの状態なので、安心・

安全な場で充電することで、社会とつながるエネルギーや学習しようと思えるエネルギーがたまります。なので、急がば回れではないんですけども、不登校の児童生徒にまず一番に必要なのは休養です。

教育機会確保法にも休養の重要性が書いてあるので、それを念頭に置いて、サポートルームを心から休養できるような、居心地のよい空間となるよう努めていただけたらと思います。

このサポートルームに関してなんですが、他の都道府県や市町村で様々な先進的な取組がなされているところがあるんですが、そのようなところの視察や研修があるのか、なければ今後研修を行う予定があるのかをお聞きしたいです。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木和彦君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） それでは幾つかご質問がありましたので、内田議員のご質問にお答えいたします。

不登校についての研修で県外という、そういう研修につきましては、今のところそういうことはありませんけれども、研修につきましては、不登校支援の担当職員がおります。その担当者は、県の施設である子どもと親のサポートセンターの主催する地区教育相談ネットワーク連絡協議会で、担当職員は研さんを積んでおります。

ネットいじめは単独で扱われることがありますけれども、いじめについては不登校とも関わりが大分あるかと思ひますけれども、いじめに特化した研修というのはございません。ただ、校内においては、定期的に生徒指導委員会とか、あと教育相談、それから長欠対策等の研修におきまして、時間を取って扱っていることがあります。

あとは、千葉県の県の教育庁、それから、あとこの横芝光町管轄である東上総教育事務所から指導主事が不登校児童生徒の支援推進校ということで、本町2校、横芝中学校と光中になっておりますので、そちらのほうに見学とか、指導についての助言をしていただいております。

それで、先ほど今お話しした不登校児童生徒支援推進校ですけれども、令和5年度、今年度で、県のほうではその推進校が県内130校あります。そのうち、東上総教育事務所管内では9校あり、その中の2校が横芝中学校と光中入っております。ほぼほぼ中学校が130校のうち多く、2校かな、ちょっと小学校があったようですけれども、中学校のほうはそのような形で、事務所のほうからご指導や助言をいただいております。

それから、校内のサポートルームということで、先ほどご答弁しましたけれども、小学校でのサポートルームの設置ということで、これはやはりサポートルームを設置すると、1人

教員が必要になってきます。それで、小学校は担任以外の教員というのは管理職、教務主任、養護教諭しかおりませんので、例えば1人教員が配置された場合には、大体週28時間から29時間の授業が必要となってきます。

例えば少人数指導とか専科指導になりますと、19時間から20時間ぐらいしか持っておりません。そうすると、例えばそのサポートルームの専門の方が来ると、20時間のうち1日28時間か29時間となると、残りの8時間から9時間については、小学校では教頭、教務辺りが入るということで、非常に厳しい。

そんな中で、この出された不登校・いじめ緊急対策パッケージの中では、国のほうで、ついこの間11月30日に県のほうから出ていましたけれども、かなりの予算を補正予算ということで決められたそうですので、そこからまた県を通じて、そういうサポートの先生が配置されるような状況になるんじゃないかなというふうに確認をしておりますので、やはり国や県の動向を確認しながらということ、できればこれは必須の状況だと思っておりますので、そのようなことで答弁させていただきたい。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ご答弁ありがとうございます。

小学校のほうにつきましては、加配がついていないということですが、補正予算が10分の10でついているものもあったりとか、いろいろと、もしサポートルームが実現しないのであれば、別の方向で考えるということも可能なのかなというふうに思ったのが、国が10分の10支給するという補正予算で出ているのが、NPOとの連携で子供の居場所をつくるというようなところがあったので、校内フリースクールという形で、民間と連携して公設民営でつくるという可能性もあるのかなということを考えました。

ただ、予算がついて加配がつけば、学校のほうで設置していただけるということであれば、そのほうが安心ですので、いいと思います。

あと、研修についてなんですけれども、私が知っている限りで広島県がかなり先進的な取組をされているなというふうに感じているんですけれども、広島県のとある学校の取組がネット記事に載っていたんですが、その学校の先生がおっしゃることに物すごく共感したんですけれども、学校に行きにくい子供たちの中には、学校にネガティブなイメージを持ってしまっているのが、学校らしく見えないように工夫しているんだそうです。

例えばソファを置いたりですとか、ぬいぐるみを置いたりとか、個別スペースができる

ようにテントを張ってみたりとか、ハンモックを置いてみたりとか、そこまでやるかというふうにも思えるかもしれませんが、それぐらい安心・安全の場というのをつくっているそうです。それはもう教育長主導でやっているらしいので、ぜひ積極的にいろいろなサポートルームを見ていただいて、取り入れていっていただけたらなというふうに思います。

次に、オンラインで自宅から学べるICT環境の整備状況についてなんですけれども、不登校児童生徒の各家庭で、オンライン授業が受けられる環境が既に整備されているとのことは非常にありがたいと思います。

これは質問というよりはお願いなんですけれども、オンライン授業は子供たちが学びたいと主体的に思ったときの一つの選択肢である必要があると思うんです。休養が必要な状態の生徒に、学校に来れないなら家で授業を受ければよいよというふうにタブレットを配布することで、子供たちを追い込んでしまう可能性もあるということを、ぜひ念頭に入れておいていただけたらなというふうに思います。

あと、タブレット端末はかなりルールが敷かれているようなんですけれども、そのルールも子供たちとぜひ一緒に話し合っ決めて決めるような体制も必要かなというふうに、こども基本法的に言うと、そう思います。

次に移ります。

あと、3つ目のどこにもつながっていない児童生徒の支援体制の強化についてなんですけれども、町でも試行錯誤しながら、すごく一生懸命対応されているなというのが答弁から伝わってきました。

学校内外で相談や支援を受けていない児童生徒が38%いるという数値が出ていますので、ぜひ今後ともいろいろな関係機関と連携を取って、どこにもつながっていないということがないように対応していただけたらと思います。

ただ、ご答弁でもありましたけれども、拒否されてしまうという点なんですけれども、本当に一人一人の先生はいい先生ばかりなんですけれども、学校が苦手なお子さんは学校という看板をしょっているだけで、先生に会いたくないという子もいたりします。あと、そもそも人が怖くて会えないという状態になってしまっている子も不登校では珍しくないです。

なので、子供と会えないのであれば、無理に本人と会おうとせずに、ご家庭を支えたりとか、学校という看板をしょっていないスクールソーシャルワーカーの方ですとか、プラムの方ですとか、民間ですとか、学校だけでなく、関係機関とチームで、今後も一人一人のお子さんを支えていっていただけたらなというふうに思います。お願いします。

次に、4つ目なのですが、この近隣の相談支援先や居場所などの情報を収集した資料についてなんですけれども、資料をつくることは県のサポートガイドがあるので考えていないということだったんですが、不登校の子を持つ親御さんから取ったアンケートって、50%ぐらいの保護者の方が、どこに相談したらいいか分からなかったという回答をしております。

不登校サポートガイドは本当にとってもいい冊子なんですけれども、範囲が広過ぎるという声もございます。本当に簡単な紙切れ1枚のものでもいいんですけれども、例えば相談窓口が教育委員会で、相談できるのはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、訪問相談員の方なんかもありますよとか、居場所は町内にここにあって、ハートフルもあるというような簡単なものでもいいんですけれども、こういうのも全くないでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） お答えします。

先ほどその作成の考えはございませんというお話をさせていただいたところですが、引き続き研究のほうはさせていただきます。お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

前にもお伝えしたかもしれませんが、大網白里市の教育委員会が出している情報が、そんなに出せる資料ではないんですけれども、本当に簡単なものなんですけど、よくまとまっていたなというふうに思いましたので、ぜひ参考にさせていただければなというふうに思います。文部科学省からも、町からもしっかり発信していただければと思います。

あと、県レベルの情報冊子、不登校サポートガイドですが、6月に一般質問をさせていただいたときに、全家庭にPDF版を配布してはどうかというふうに提案させていただきましたが、全戸に配布した学校はありますか。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） 全ての児童生徒に配付したのは、光中ということでございます。

こちらにつきましては、各学校の判断によりお願いしたところでございます。お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

光中以外の学校で、全校配布されないのには何か理由があるのでしょうか。分かれば教えていただきたいなと思います。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） お答えいたします。

まず、教職員の考えというのものもあるんですが、元気に登校している児童生徒もおります。また、踏ん張って、頑張って登校している児童生徒もおります。そんな中で、このサポートガイドは本当にいい資料なんですけど、ちょっと間違えた、間違えてというか、不登校に流れるような、そんなような懸念だとか、心配だとかされたというような先生がいらっしゃるということは承知しております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） ありがとうございます。

不登校に流れてしまうのではないかと懸念を持たれるのも理解できます。もちろん、必要ないご家庭もあるでしょうし、全戸配布はどうかというふうなご意見もあるのも分かるんですけども、もう本当に不登校は誰にでも起こり得るんです。いじめと同じで、いじめに関してはいろいろ情報を届けようとしてくださるのに対して、不登校に関しては、不登校を助長してはいけないと考えるというのは、まだまだ社会で多くの方が不登校は問題行動だと思っているからだと思うんです。

不登校サポートガイドの表紙に、不登校は問題行動ではないと書いてあるんですが、心から問題行動ではないと思えるのは、親でも本当に時間がかかりますし、経験者でしか、もしかしたら、ぴんとこないのかもしれないです。でも、学校に行っている子供が頑張っていて、学校に行っていない子は頑張っていないというのは間違いだと思いますので、本当に学校に行っていない子も必死に闘っています。

学校に行けないことで、自己否定をしている子とかもたくさんいますし、幾ら明るく、学校が終わる頃になって元気になるという子もいたとしても、本当に苦しんでいるので、繰り返になりますけれども、不登校はどの子にでも起こるので、皆様のお子さんやお孫さんがそうならないという可能性は、なるという可能性がゼロだとは言いきれないと思うんですね。

なので、そうなったときに苦しむ期間は少ないほうがいいですし、相談できる場所はたくさんあったほうがいいですし、その情報は知っていたほうがいいと私は思います。なので、ぜひ、いじめに関する情報と同様に、必要になるかもしれないという視点で、せっかくなので、いい資料がございますので、全国配布をいま一度ご検討いただけたらと思います。

次に、1人1台端末を活用したSOS窓口の相談、集約の周知なんですけど、非常に前向き

なご答弁ありがとうございます。

一応情報としてこんなのもありますよという程度にお知らせしますが、2017年に柏市が匿名で相談できるアプリを全中学校に導入して、相談件数が電話とメール相談の約9倍に達したということです。それに限らずとも、ぜひいろいろと検討して、アプリのほうを検討して進めていただけたらなというふうに思います。よろしく願いいたします。

あと、6つ目、いじめ対策組織についてですが、条例が既に施行されて、組織が置かれているとのことですが、条例が制定されてから、これまで委員会で扱われるような事例はありましたでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） それでは、いじめについてのご質問ですので、お答えさせていただきます。

いじめ問題対策連絡協議会というのは、設置して、実際あります。いじめというのは、本当に早期発見ということで、非常に難しいというか、対応が大変になってきて、まず気づかなきゃいけないという状況の中で、それがちょっとしたところで大きな問題になるというところで、実際にいじめ問題調査対策委員会は設置しております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） 今後も何か重大な事例が出ないことを願いますが、もし重大な事例が発生したら、組織的にかつ迅速に対応してくださればなというふうに思います。

では、次に移ります。

学びの多様化学校の設置推進についてなんですけれども、横芝光町単独での設置は考えていないとのこと、私も今すぐ、そして町単体での設置というのは現状では難しいだろうなというふうに思っています。

ですが、学びの多様化学校の設置は難しいかもしれないんですけれども、学びの多様化自体は将来的にも必要だと私は考えています。明治時代、日本人全員を等しく平等に教育することを目的に公教育が始まったわけなんですけれども、成熟社会を迎えて、多様化が叫ばれる時代に、平等だけれども、画一的な教育だけでいいのだろうかという声が多くなっているのを感じています。

近年、オルタナティブスクールが少しずつですが設置されており、そのような教育に関心のあるご家庭が年々増えているということがデータにも現れています。オルタナティブ教育

を提供している学校や特色ある公教育を提供している地域に、その教育を子供に受けさせた
くて移住者が増えるという現象もございます。

現在、横芝光町は、空港機能強化を踏まえた新たな移住者の獲得を目指しているところだ
と思います。先日頂いた資料の中に、新たな移住者獲得に向けた目指すべき将来像というも
のがありました。ぜひここに特色ある教育を加えることで、移住者を引っ張ってくるよう
なことがあればいいなというふうに思っております。

最後に、学校改革についてなんですけれども、私事なんですけれども、自分の子供が不登校に
なって、学校から離れたところで生活するようになったとき、学校以外にも学びはたくさん
あるんだなということに気づきました。

いろんな場所で、いろんな方法で私たちは学べます。でも、実は学校ってすごいんですよ。
学校に行けばいろいろな教科のプロフェッショナルな先生たちがいろいろ教えてくださいま
すし、学べる環境がばっちりそろっています。先生方も教科のことだけでなく、一生懸命子
供たちに関わってくださっていると思っています。給食はおいしいですし、同年代の子供と
もたくさん関わられます。

不登校を経て、心の充電が完了して、子供たちが動き出したときに、学校に戻る子も当然
のことながらいるんですけれども、学校を能動的に利用し始める子が結構多いんです。これ
を経験したときに、学校を変えるのではなくて、学んでいる側の意識が変わればいいのか
なというふうに思ったんです。

これが子供が主体的に学ぶということなんだと思うんですけれども、ただ、先生たちが子
供は教え導かないといけない存在として子供の声を聞かないと、これは成り立たないとい
うふうに思うんですね。子供の声を聞いて、大人は子供の思いを邪魔をしなければ、教育が主
体的に、子供を主体的に、子供ファーストに変わっていくんだと思います。これが今必要な
改革なんじゃないかなというふうに思っています。

ご答弁で、先生方が授業の改善や質向上のために日々努力されていて、少しずつ進展して
いるというふうになりました。本当にありがたく感じています。また、学校改革においては、
教育委員会の介入は最小限にとどめるべきで、保護者や地域住民と学校との協力が大切とい
うふうにおっしゃっていました。本当にそのとおりだと思います。

子供主体の学びに変えていくには、先生が子供の声を聞けることが大事ですし、そうして
くださっている先生を保護者が理解して、地域が支えて、学校と協力し合っていく必要があ
ると思います。学校やってくれではなく、私たち一人一人が関わって変えていくべきことだ

と思いますので、ぜひ私も地域住民の一人として、今後も協力させていただきたいと思っております。

最後に、これから横芝光町がどういう教育を目指していくのかについて、教育長の思いを一言いただけたら幸いです。

○議長（鈴木和彦君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） それでは、最後に一言ということで、一言になるかどうか分かりませんが、平成29年3月に、文科省から出された学習指導要領には、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成ということで、横芝光町はまず、教職員の資質、能力の開発向上は不可欠と考え、3つの柱を立てました。

1つは学力向上、2つ目は、今までは長期欠席児童の減少ということでしたけれども、心の居場所づくりとさせていただきます。3つ目は、働き方改革ということで、この3つの中の2つ目、変えたところ、心の居場所づくりというところで、これはなかなか解決できない問題であると思っております。

その中で、やはり魅力ある学校づくりのためには、やはり児童生徒に対するきめ細かな柔軟な対応が必要であるということ。それから、学校と、先ほどお話ししていましたが、社会のつながりを強めた、やっぱり開かれた学校づくりというのが一番大事になってくるのではないかと思います。

今まであったスクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーとか、そういう専門機関と併せて、保護者、地域の方たちの力なくしては、学校は、子供たちが良くなっていかないというふうに考えております。

今日の不登校・いじめ緊急対策パッケージの中のところに合わせますと、やはり職員が一人一人資質の向上というんでしょうかね、それがやっぱり一番大事になってくるということ、それから一人一人の力は、やはりチーム学校、学校の組織で対応していかなきゃいけないということで、やはり長欠児童を減らすという数字だけの問題ではなくて、人として関わっていかなければならないということを考えております。

不登校につきましては、やはり保護者の方々に、教員がしっかりとした不登校についての知識、理解を持って、焦らなくても大丈夫ですよという説得力を持った話をできるような資質、能力を持たせる。で、その保護者の気持ちがそれこそ少しでも軽くなり、保護者と教員がその子供を取り巻く、ほかの環境の中でもどのようにしていったらいいのかという、何が必要なのか。それから、どのような方法が考えられるのかということをしっかり話し合える

ような体制づくりというのが非常に大切だと思います。

そのためには、やはり国も県もこのように緊急パッケージというふうに出したからには、やはり予算もつけていただきながら、その専門機関と、それから学校の間をやっぱりコーディネーター的な方がやはりついていかないと、学校も非常に多忙ですので、本当にそういう体制づくりというのが大事だなというふうに思っております。

やはり、そういう、私も以前教員という立場で、非常にやっぱり昔の考えで、学校に登校できるようにするといった、思っている考えがしみついていました。でも、このような機会を与えていただき、やっぱり自分も時間をかけて、少しずつでも考えが少し変わってきている、いろいろな安心できる居場所というのがたくさんあるよということを、少しずつではありますけれども、学校現場にも伝えていきながら、本当に子供たちを取り巻く様々な環境の中で、子供たちが社会的な自立を目指せるように進めていければなというふうに思っております。

ちょっと一言ではなくなりましたが、以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） 心のこもった温かいご答弁、ありがとうございます。本当に心に染みました。

あと、ちょっと時間がございますので、教育とまちづくりは切っても切れないと思いますので、町長、何か思いがあれば、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、いろいろと内田議員と教育長の話合いといいたいでしょうか、質問状況と答弁が非常にいい絡み合いがあったなという思いでいっぱいであります。

そうした中で、やはりまちづくりの上で、どれだけこの町の中でどういう人材を育てていくかということが、極めて重要なファクターになることはご承知の事実でございます。

これからも学校教育に対しましては、学校教育のみならず、いろんな部分の教育について、我々も、要は時代の背景の中でいろいろと教育も変わっているんだなというのを、もう今本当に参考にさせてもらった状況の中で、これからもそういう部分をしっかりとまた内田議員さんにも教えていただきながら、進めていければいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） 町長のご答弁もありがとうございます。

では、これで私の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君） 以上で内田美穂議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時56分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時59分）

◇ 森川貴恵君

○議長（鈴木和彦君） 一般質問を続けます。

森川貴恵議員。

〔7番議員 森川貴恵君登壇〕

○7番（森川貴恵君） 議長のお許しをいただきましたので、議席番号7番、森川貴恵が一般質問いたします。

質問は、大綱3点。1、町長の政治姿勢について、2、新型コロナウイルス感染症について、3、交通安全対策についてです。

2020年3月に、無投票当選で4期目を決められた町長ですが、来年3月には任期満了を迎えられます。今は今期のまとめや総仕上げに入った段階で、ご多忙のことと思いますが、これを機会に、2点質問させていただきます。

まず1点目として、今期4年間を振り返ってお聞きします。

①無投票当選という結果をどのようにお考えですか。

②無投票という中で、把握しづらい町民の政治意識をどのように捉え、町民の声や要望にお答えになってこられたのですか。また、ここ数年は新型コロナウイルス感染症という未知のウイルスとの闘いの中、思うようなかじ取りができず、ご苦労もあったことと思います。

③として、そのような中でも、今期成し遂げられた事業の成果、そして反省すべき点があればお聞かせください。

町民の投票の機会がないということは、投票によって伝えるべき町民の意思を聞く機会がないということになりかねません。そのような中で、今後の町民の政治意識や投票率向上について、どのような考えか、所見をお聞かせください。

(2)として、ゼロカーボンシティよこしばひかり宣言についてお尋ねします。

令和5年3月、横芝光町は2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言しました。近年の地球温暖化が原因と見られる集中豪雨や気温上昇等により、全世界的に災害や農作物の生育不良等の被害が発生しています。

町では、ゼロカーボンシティ宣言前から、より一層地球温暖化対策の重要性が増している現状に鑑み、2030年度までを計画期間とする地球温暖化対策実行計画事務事業編を定め、事務事業由来の二酸化炭素排出量を2019年度比で30%削減することを目標にしています。

2030年といえは6年後に迫っていますが、現状はどのぐらい進んでいるのでしょうか。具体的取組と進捗状況をお聞かせください。

次に、6月定例会にでも取り上げさせていただきました事項になりますが、新型コロナウイルス感染症について質問いたします。

5月8日に感染症の法的な位置づけが5類に移行となった新型コロナウイルス感染症ですが、5類感染症へ移行後の現状について質問します。

①として、小中学校についてお聞きします。コロナ禍でほとんどの行事が中止または縮小で行われ、外部との交流も削減されたようですが、コロナ以前の状態に戻ったのでしょうか。現状と何か課題がありましたら教えてください。

②として、図書館やB&G等、町内各施設の利用状況、中止や縮小になっていたイベント、行事は、完全に回復となったのでしょうか。

③として、5類移行後、日々の新型コロナウイルス感染症の発生状況を把握することが難しくなったと思いますが、町内発生状況をどのように把握し、状況は現在どのようでしょうか、教えてください。

④に、始まった頃はワクチン接種の予約も非常に取りづらく、多くの人の関心を集めていましたが、現在は少しずつ人々の関心が薄れているようにも感じます。年代によっても必要性が違ってくるとは思いますが、接種状況はどうなっているのでしょうか。必要な方にきちんと行き届いていますか、教えてください。

また、新型コロナウイルス感染症から回復しても、後遺症で苦しんでいる方もいらっしゃると思います。⑤として、当町での後遺症の状況把握と対応についてお尋ねします。

次に、(2)今後の持続的な取組について伺います。

新型コロナウイルス感染症は減少が続いているようですが、専門家は、冬にかけてインフルエンザが例年より早く流行し、新型コロナとの同時流行が懸念されるとしています。現に、

町内小中学校でもインフルエンザが発生していると聞きましたが、同時に流行を迎えれば、より多くの患者や重症化が心配され、医療機関も逼迫する事態が想定されます。今から備えておく必要があるのではないのでしょうか。町ではどのような取組をお考えでしょうか。

(3)として、東陽病院はじめ町内医院、クリニックとの連携が大切ですが、予防接種を含め、どのような準備をなさろうとしておられるのかを教えてください。

最後に、3番、交通安全対策についてお聞きします。

最初に、(1)自転車の安全確保について2点質問します。

自転車は、道路交通法上、軽車両と位置づけられています。時々、歩道を元気いっぱいに行き交う自転車を見かけますが、①自転車運転者の交通ルール周知はどのように図られているのでしょうか。また、2023年4月1日より、自転車を利用する全ての人にヘルメットの着用が努力義務になりました。通りでは、ヘルメット着用者はまだまだ少ないように感じます。自転車運転者自身の安全のためにも、ヘルメット着用は必要であると思いますが、ご所見をお願いします。

最後に、(2)歩行者の安全確保についてお尋ねします。

駅前や新しい住宅地の開発が進み、町内道路の通行車両は今後も増えていくことが考えられます。同時に、歩行者が安心して歩くことのできる歩道の重要性は高まってくると思います。町内には、狭くて十分に歩道が確保できない道路、また、反対に十分な幅があるために、歩行者の妨げになるような車両や草木が見受けられる場所があります。歩行者の安全確保のために、歩道の整備はどのようになされているのか、教えてください。

以上、大綱3点、壇上からの最初の質問といたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

[7番議員 森川貴恵君降壇]

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） それでは、森川貴恵議員のご質問にお答えをいたします。なお、私からは、大綱1点目、町長の政治姿勢についてのうち、今期4年間を振り返ってにお答えし、その他のご質問につきましては、担当課長から答弁をさせますのでよろしくお願ひいたします。

初めに、今期4年間を振り返って、無投票当選結果をどう見たかでございますが、全国的にも無投票当選が有権者の選択する権利を奪い問題だ、というご意見が多々ございます。有

権者が候補者を通じて政策的な選択をすることにより民意が反映され、投票によって意思を伝えるべきと考えております。

私も4年前の選挙では、無投票当選という結果になりましたが、無投票当選は投票で選んでいただく以上の重みと責任があり、より町民に寄り添った町政運営に努め、町民の皆さんや町外の方にも選ばれる町となれるよう各種施策を推進してまいりました。

次に、町民の声、要望にどのように応えてきたかでございますが、町民の声を聞く手法といたしましては、直接お会いしたときにご意見やご要望をいただくこともありますが、町長への手紙等でいただいております。また、道路や農業施設、各地区集会施設の改修など各地区での要望につきましては、行政総務員を通じてお伺いしているところでございます。

いただいた要望等につきましては、すぐに対応できるものについてはすぐに実施しており、予算が必要なものについては緊急性や必要性が高いものなど、優先順位をつけて実施できるものは速やかに対応し、時間がかかるものについてはご説明し、ご理解をいただいております。

次に、今期成し遂げた事業、その成果や反省すべき点はでございますが、令和2年6月議会定例会での所信表明で、6つの重点施策について述べさせていただきました。

その中で1つ目の安全・安心では、重要な防災拠点でございます横芝光消防署の建て替えについて、本年度の敷地の造成等を行い、来年2月の完成に向け、現在進めているところでございます。

2つ目の高齢者福祉・医療の向上については、東陽病院の医師確保については、本年度より外科医2名と内科医2名が新たに着任し、医療体制の拡充が図られるとともに、元気☆はつらつ運動教室等の介護予防を充実し、住み慣れた地域で元気で暮らせるよう健康寿命の増進に努めております。

3つ目の子育て支援では、横芝小学校の建て替えについて、本年各種工事の契約を締結し、令和7年度の完成に向け、現在進めているところでございます。

4つ目の地域振興では、横芝駅のエレベーター設置や乗合タクシーなど、公共交通の充実を行うことができました。

5つ目の道路整備では、広域農道とつながる町道I-14号線の北清水ライスセンターから県道横芝停車場白浜線の区間が令和3年3月に開通し、大型車の通行も可能となりました。

6つ目の騒音対策では、成田空港のさらなる機能強化に伴い、増額された空港周辺対策交付金を財源として、地区への補助金の全地区交付を実施し、地域のコミュニティ活動の活性

化を促進するとともに、町単独事業による騒音地区以外へのエアコン設置補助等を令和2年度より開始することができました。

これらの事業が実施できたことにより、町民の皆様の安全・安心と利便性の向上により豊かな暮らしに繋がったものと考えております。公約に掲げた施策につきましては、この他にもございますが、事業完了には時間を要するものもあり、今任期中に完了できなかった施策もあることに対し、議員の皆様をはじめ、町民の皆様にはご理解をよろしくお願いいたします。

次に、今後の町民の政治意識や投票率向上についての所見についてでございますが、全国的に町村長、町村議会の選挙を含め無投票当選や投票率の低下について問題視する意見が多くなっております。

特に若い世代の方々において、政治に対しての関心が大変低くなっていることから、昨年度より20歳を祝う式典実行委員会の皆様と町の施策についての意見交換を行っております。

若い世代の方々に町政に関心を持っていただき、各種施策の取り組みに参加していただくことにより、政治意識や投票率向上に繋がるものと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 森川貴恵議員のご質問の大綱1点目、町長の政治姿勢についてのうち、ゼロカーボンシティよこしばひかり宣言の進捗状況はと、大綱3点目、交通安全対策についてのうち、自転車の安全確保についてお答えいたします。

初めに、ゼロカーボンシティよこしばひかり宣言の進捗状況については、令和5年3月議会定例会において、ゼロカーボンシティよこしばひかり宣言を行い、太陽光などの自然由来エネルギーの活用や省電力家電製品の使用により、行政・町民・民間事業者がともに地球温暖化への危機意識を持ち、持続可能なエコロジー社会を形成していくため、西暦2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言いたしました。

町では、宣言に先立ち、令和4年3月に、横芝光町地球温暖化対策実行計画（事業事務編）を策定しており、令和3年度から令和12年度まで10年間の計画期間を定め、町事務事業における省エネ・省資源対策の推進のほか、物品や電気自動車等の導入など環境負荷の低減に努めております。

直近では、公用車として、令和3年度に電気自動車を2台、また、今年度は電気自動車を1台とハイブリッド車を1台購入しました。

町民に対しては、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金制度を設けており、太陽光発電を活用した住宅用蓄電池やV2H充放電設備の設置及び電気自動車やプラグインハイブリッド車の購入に対する補助を行っております。

また、令和5年3月議会定例会において、横芝光町企業立地促進条例の改正を行い、新たに脱炭素化促進奨励金を設け、指定企業に対し新設または増築した事業所の敷地に設置した太陽光発電設備についての補助制度を設けたところであります。

引き続き、ゼロカーボンシティよこしばひかり宣言による、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、温室効果ガスの排出抑制や啓発活動に努めてまいります。

次に、自転車運転者の交通ルール周知はについてですが、町では、令和5年3月号の広報紙配布と併せて、地区回覧文書でちばサイクルールのチラシを添付し、地域住民へ周知いたしました。また、町ホームページや令和5年4月号の広報紙で、自転車運転利用時のヘルメット着用努力義務化の周知と併せて、知っていますか？ちばサイクルールと題して、自転車に乗る前のルールや自転車に乗るときのルールを掲載し、町民への周知を行いました。

これまでも山武警察署及び町交通安全協会指導員のご協力をいただき、町内の小中学生を対象とした交通安全教室を開催し、自転車運転時の交通ルールなど交通安全教育を行っております。

この他、春・秋に行われる全国交通安全運動や、夏・冬に行われる千葉県交通安全運動の期間中に山武警察署及び町交通安全協会指導員のご協力をいただき、大型商業施設の駐車場等において、来場者に対して、交通安全ルールや自転車運転利用時のヘルメット着用努力義務化などの交通安全啓発チラシの配布を行い、交通安全ルールの周知を行っております。

次に、自転車用ヘルメットの努力義務化についての所見はについてですが、元々、幼児や児童が自転車に乗る際にヘルメット着用が努力義務化されておりましたが、自転車事故で亡くなる人の約6割が頭部に致命傷を負ったことによるものであると言われております。

ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用時と比較した場合、2.2倍も高くなっていること等から、自転車事故による重大な事故を防止するため、令和4年4月27日に、道路交通法の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日から、年齢関わらず自転車利用者全員に自転車運転利用時のヘルメット着用が努力義務化されたものと考えております。

町では、これまで横芝中学校及び光中学校に入学予定の児童全員に、入学説明会時に通学

用ヘルメットを無償で配布しております。町としても、自転車による重大な事故を防止し、運転者自身の命を守るため、山武警察署や町交通安全協会と協力し、自転車利用者全員に自転車運転利用時のヘルメット着用を引き続き呼びかけていきたいと考えております。

〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

〔教育課長 鈴木正広君登壇〕

○教育課長（鈴木正広君） 森川貴恵議員ご質問の大綱2点目、新型コロナウイルス感染症についてのうち、5類感染症への移行後の現状はの小中学校の現状と課題はについてお答えいたします。

令和5年4月28日付の文部科学省発の通知を受けて、千葉県教育委員会から、新型コロナウイルス感染症が流行する以前の日常の学校生活において行われていた対応を基本とする旨の通知があり、当町では本通知に従って対応しております。

本通知では、感染予防を目的とした黙食の廃止、登校前の検温及び健康観察表の提出の廃止、マスクの着脱を強いることはないとし、学校生活の場面では、コロナ禍前に戻りつつあります。また、学習の場面では制限は特にありませんが、地域や学校において感染が流行している場合などには、活動に応じてマスクの着用や大きな声を出す活動など、一時的に制限を加えることも考えております。

課題といたしましては、新型コロナウイルスのほか、特に季節性インフルエンザの感染者が全国的に流行し、当町児童生徒におきましても感染者が増加しました。このことから、令和5年9月末以降、町内小中学校で学年閉鎖や学級閉鎖が行われ、授業日数の確保等を工夫しているところでございます。

感染症対策には、うがい・手洗いの徹底を図ること、こまめな換気を行うこと、咳エチケットを推奨することなどが重要です。新型コロナウイルスは5類感染症に移行しましたが、今後も感染症対策の周知・徹底をしてまいります。

〔教育課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 野村浩光君登壇〕

○健康こども課長（野村浩光君） 森川貴恵議員のご質問の大綱2点目、新型コロナウイルス感染症についての5類感染症へ移行後の現状はのうち、町内各施設、イベント行事の回復状況は、町内発症状況は、年代別ワクチン接種状況は、後遺症の状況把握と対応はと、今後の

持続的な取り組みはと、町内医院、クリニックとの連携はについてお答えいたします。

初めに、5類感染症へ移行後の現状は、町内各施設、イベント行事の回復状況はについてであります。現在、町内各施設の利用人数制限は撤廃されております。なお、基本的な感染対策は継続することが望ましいことから、施設のロビー出入口付近にサーマルカメラや手指消毒液を当面設置し、任意で利用できるようにしております。

また、イベントの開催につきましても、国から通知されておりました入場制限等が廃止されたことから、現在はスポーツフェスタ、文化祭、産業まつり等の町主催の各種イベントや行事につきましては、通常どおり各部署において開催しております。

次に、町内発症状況はについてであります。5類感染症移行前の感染症法に基づく新規感染者の全数把握は終了し、特定の医療機関から報告を受ける患者の定点把握に移行されたため、町内の発生状況については把握ができない状況です。

一方、千葉県衛生研究所に設置されている千葉県感染症情報センターが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく施策として位置づけられました感染症発生動向調査により得られた情報を集計及び分析をするとともに、情報提供しております。

これらの情報により、新型コロナウイルス感染症の1週間の定点当たりの患者報告数として、県内における保健所管内の発生状況が確認できます。なお、令和5年11月13日から11月19日までにおける第46週の山武保健所管内感染症情報によりますと、1医療機関当たりの1週間の平均患者報告数が、新型コロナウイルス感染症は1.67人で、前の週より減少している一方で、インフルエンザは10.50人で、前の週より増加しております。

また、令和5年11月20日から11月26日までにおける第47週の山武保健所管内感染症情報によりますと、1医療機関当たりの1週間の平均患者報告数が、新型コロナウイルス感染症は2.50人で、前の週より増加し、インフルエンザは24.17人で、前の週より2倍程度増加しております。

次に、年代別ワクチン接種状況はについてであります。国や県において公表しておりますワクチン接種記録システムによる集計データによりますと、現在実施中の令和5年秋開始接種につきましては、令和5年11月30日時点で、当町での65歳以上の接種者数は3,658人で、接種率は43.4%、65歳未満の接種者数は1,779人で、接種率は12.7%となっております。

なお、令和5年春開始接種につきましては、接種対象が65歳以上の方及び基礎疾患を有する方または医療機関や高齢者施設等の従事者となっており、参考までに申し上げますと、65歳以上の接種者数は4,696人で、接種率は56.0%、65歳未満の接種者数は595人でありました。

次に、後遺症の状況把握と対応はについてであります。新型コロナウイルスに罹患した後、ほとんどの方は時間の経過とともに症状が改善してまいりますが、中には症状が長引いている方がおります。症状が改善せず続く場合には、かかりつけ医や地域の医療機関、保健所に相談いただくようお願いしております。

現在、このような問合せは特にございませませんが、相談があった場合には、丁寧にお答えいたします。なお、町ホームページでも周知を図っているところがございます。

次に、今後の持続的な取組は、インフルエンザとの同時流行への取り組みはについてあります。県では令和5年9月20日にインフルエンザ注意報を発令したことから、町ホームページにおきまして、インフルエンザの予防について周知をいたしました。

また、国では、こまめな手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策も有効な手段であると言われております。引き続き、新型コロナウイルスをはじめとした様々な感染症の発生状況等について注視し、県が取り組んでおります医療提供体制等につきまして、町ホームページ等で周知啓発をしております。

次に、町内医院、クリニックとの連携はについてであります。特に新型コロナウイルスワクチン接種に関しまして、町内医療機関と連携して進めております。現在実施中の新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種の期間は、令和6年3月31日までとなっております。当町の接種体制といたしまして、現在、健康づくりセンタープラムを会場とした集団接種や個別医療機関における接種を実施しております。

なお、集団接種につきましては、12月17日をもって終了となります。また、国からのワクチンの供給状況を鑑みて、個別医療機関での接種の意向を伺いながら、ワクチン配送を継続して実施してまいります。

今後の接種体制につきましては、接種希望者の状況を踏まえて、町内各医療機関への情報提供を通じて連携してまいります。

〔健康こども課長 野村浩光君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 若梅吉伸君登壇〕

○都市建設課長（若梅吉伸君） 森川貴恵議員ご質問の大綱3点目、交通安全対策についてのうち、歩行者の安全確保についてにお答えいたします。

現在、歩道の整備は、主に近隣自治体や町内地域間を結ぶ幹線道路の整備時に実施しており、歩行者の安全確保については、歩道と車道の間歩車道境界ブロックを設置し、歩行者

と車を分離することで対応しております。また、既設の歩道に損傷や不具合が生じた場合は、その状況に応じて修繕をしております。

なお、歩道を設置することが難しい幅員が狭小である道路については、必要に応じて道路の端にゴム製のポールを設置し、歩行者と車が近づきすぎないように対応しております。また、車への注意喚起として、路面標示や看板の設置などを行っております。

今後も、幹線道路の整備を進め、損傷箇所の早期発見、修繕を実施し、歩行者の安全確保に努めてまいります。

[都市建設課長 若梅吉伸君降壇]

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、通告順に再質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず最初に、町長の政治姿勢についてのところですが、町長は町民の声を丁寧にするために、町長への手紙、それから行政総務員の方のお話を聞くなど取り組んでこられたということでしたが、もっともっと住民の声を丁寧に聞く、やはり町民が投票する機会が少なかったということですので、町民の声をもっと丁寧に聞くためには、地域に出ていって、町民の方の悩みや要望をより丁寧に聞いていく必要があると思います。その2つ以外に、さらにどのようなことをなさったか、ありましたら教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ごもっともでございます。そうした中で、私もいろんな会合、またそういう中で、農業振興会の青年部ですとか、いろいろ情報交換会にも極めて積極的に参加をさせていただいて、本当にもう膝を交えての意見交換を通年にわたってやってまいりました。

あとは、町長への手紙というのを、ちょろっとしか申し上げませんでしたけれども、ちょっと枚数は分かりませんが、正確には3年9か月でありますけれども、その間には相当数の町長の手紙も頂いておまして、それについて全て、中には返事は要らないという方もおられるんですけども、ほとんどの方にしっかりと返事を出させていただいて、ご理解をいただきながら、また、その中の提言もございます。その提言については、やれるものはしっかり、先ほどの答弁でございましたとおり、やれるものはすぐやるようにして、また、時間のかかるものについては、しっかり頑張っていきますというようなお答えをさせてもらいながら進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） コロナ禍ではなかなか難しいところもあったと思いますが、もうほぼ明けまして、実際にお部屋で顔を交えて町民との座談会みたいのを持つ機会があったらいいなど。以前、町長に伺ったときに、1期目はそういう場へ出かけて行きましたが、最近はニーズもないので、あまり出かけておりませんというお答えをいただいた記憶がございます。

ちょうどコロナ禍明けましていい機会と捉えて、再開といいますか、もう一度そういう機会を新たに設けていくお気持ちはないでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 1期目、各地区に足を運ばさせてもらって、その地域の人たちとの座談会をやらせてもらって、2期目でしたかね、だんだん人が集まらなくなってしまう、職員のいろいろと、土日にかかってやることで、負担も大きいということの中で、つつい横着をしているつもりはございませんが、どれだけの効果が得られるのかなというところの中で、結局そういう状況になりますと、そこの行政総務員さんですとか、区の役員さんたちが集まってくれての話になるので、行政総務員さんとは、連絡協議会の中で、こういう中で話をしておりますので、それはそれでいいのかなと思いつつも、今森川議員おっしゃったとおり、その場その場でやっぱり自由に参加できる場の、そういう座談会というものがあるというのは、それは理想でございますので、今後というか、私の任期もあと残すところ数か月になっているところの中で、機会があればそれはそれでよろしい、やっていくべきだなという思いはあります。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 奥様方との、奥様方に限らず、お父様方でもいいんですが、おじいちゃん、おばあちゃんでもいいんですが、何かお茶会みたいな、気軽な気持ちで参加していただけるような機会があれば、町民の意見もそこで構えないと言いやすくなると思いますので、ぜひそのような機会、よろしく願いいたします。

次に、選挙で選ばれているわけではないという状況ですと、たまたまほかに出る人がいなかっただけじゃないとか言われたりとか、それでちょっと遠慮がちになって役割を果たせないなんていうこともないとも限りません。

それで、ご自分が有権者にどのように評価されているのか、つかみにくいとは思いますが、4年間を通して、どのように評価されているとお考えでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） よくその質問を政治家とかいう中であるんですが、現実問題、評価するのは私が評価するんじゃなくて、有権者の皆さん、町民が評価することでございまして、あえて申し上げますれば、今後、横芝光町の未来がどういうふうになっているかということの中で、歴史が判断していただければうれしいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） じゃ、今すぐには分からなくて、何年か後分かるということによろしいでしょうか。

次に、町長もおっしゃっていましたが、町民の政治意識、それから投票率向上のために、何かやはり変えなくてはいけないかなと思います。18歳以上選挙権得られましても、投票率向上がさして見込まれないということで、その辺で何か変えなきゃいけないというのは、前回同じような質問をしたときにも、私は町長から伺いました。その期間に何か投票率向上に向けて努力されたことはありますか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当町のみならず、全国的にそういう傾向があるというのは、褒められた状況ではないというのは事実、認識はございます。そういう中で、先ほど壇上でも答弁をさせていただきましたけれども、20歳を祝う式典実行委員会の皆さんとの意見交換を昨年やりまして、今年度の、来年1月の20歳を祝う式典の実行委員会委員の皆さん、5名参加してくださいました。

そうした中でもいろいろと、子育て支援ですとか、定住施策ですとか、いろんなご意見を持った若い人たちがお話をしてくださって、ある意味、横芝光町の施策、そういうことをやってくださっていたんだというようなお褒めの言葉もいただきましたし、ぜひこうしてくれというようなお話もございました。

その辺のところを地道にしっかり一步一步進めていくことが、この地域における投票率向上につながるものだというふうに認識をしています。

あと、その中で、皆さんからお話いただいたのが、やはりちょっと宣伝が上手じゃないんじゃないですかという話を伺いまして、全くそのとおりだなと思いつつ、これからしっかりとそういう部分のいろんな町の施策について、この議場でしゃべっているだけではなくて、いろんな角度からできるような施策を考えてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

それから、先ほど今期成し遂げた事業のところ、町長は6項目ぐらいおっしゃってくださいましたが、その中で一番これだと、これ、佐藤町長だからこそこれができたんだという事項はどれでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） どれもこれも私一人がやったわけではございませんで、職員の努力、また関係者の努力によってなし得られたものでございますけれども、この中で1つを選べというのであれば、やはり私は非常に時間のかかってしまったことではございますけれども、横芝駅のエレベーターは、もう本当にできてよかったな。多くの職員のご苦勞、そしてまた関係者の皆さんのご苦勞もございまして、これがなし上げられたことについて、その6つの中の1つ選べと言え、これを選ばさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

さらに、このここ四、五年は本当にコロナ対策で振り回されて、町長もやりたいこと、もっとほかにあったのにできなかったという事業もあると思えます。もし、たればの話になってしまいますが、コロナ対策の時間がなかったら、何かほかに行いたかった事業とか、ございますか。あればお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） コロナ対策がなければできたという事業は、今ちょっと思いつきになってしまうんですけれども、特段ございません。その間においてもしっかりと横芝光インターチェンジの開発の問題にしてもしかりですし、JR横芝駅北口の開発の問題についても、いろいろな角度からやれるところでやれる事業、やれる仕事、それを積み重ねてきてまいりました。

そういう状況でございましたので、あえてコロナ禍だから、ひきこもっていたかというものでもないし、そこら辺についてはしっかりとやってきたという自負は、私個人としては持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 安心しました、よかったです。ありがとうございます。さすが佐藤町長です。

それから、ゼロカーボンシティよこしばひかり宣言の一番の目的、町長があので宣言なさった一番の目的は何ですか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 目的はやはりこの地球温暖化で、大きな災害にそれが及んでいってしまっているという状況もあります。これはもう我々みんなが何かをしなければいけないという、意識を持つことが一番これに効果的になるんじゃないかなと思っていますし、そういう状況の中で、声高らかにゼロカーボンシティをしていきたいというふうに考えておりましたので、目的というのはあくまでも地球温暖化をどう阻止できるかということ、私の立場から言わせてもらえば、みんな、町内でみんなその意識の醸成をつくっていくことが目的とえば、そういう形になるんでしょうかね。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） まさにこれはもう喫緊の課題だと思いますが、今、町長が自ら行っていらっしゃる対策といますか、それはございますか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 強いて挙げれば、ハイブリッドの車に乗っていたり、なるべく徒歩で行けるところは徒歩で行ったり、あとは電気のエアコンを含めて、上手な使い方を研究したりですか、そういう流れの中で、あとはもうそれこそ食料の問題のロスを少なくするとか、もともと私はその辺については、そういうふうに捉えられないように思いがちですけども、結構細かいところ細かいんで、しっかりそれについてはやっているつもりではおります。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

ただ、電気自動車、それからハイブリッド、製造過程から終わりを迎えるまで、長い目でみるとどうかなというのはマスコミ、新聞とかでもどうなんだろうという記事は見ました。それから、町には太陽光発電の施設がたくさん最近また増えてきてございますが、町には何

か所ぐらいあって、それは許可制なのでしょうか、届けなのでしょうか。それから、点検等はどうなっているのかというのがちょっと気になったもので、教えていただきたいです。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、森川議員のご質問に回答したいと思います。

太陽光発電でございますけれども、当町のほうに届出というのは特にございませんので、これについては、経済産業省のほうを調べました。

横芝光町で認定されている20キロワット以上の発電施設ということで、令和5年10月31日現在ですけれども、483か所となります。

また、メンテナンスのほうですけれども、これにつきましては、平成29年4月1日に施行された改正FIT法というのがありまして、この中で、一部の住宅用特例太陽光発電を除く保守点検、維持管理が義務づけ、義務化されたということございました。ですから、FIT法適用発電所は、義務化ということになります。

特に、50キロワット以上のこれが太陽光発電施設ですと、電気事業法によりメンテナンスが義務づけられているということです。

あと、届出の制度なんですけれども、太陽光発電に関しては特にありませんけれども、設置することによって、山林の場合ですと林地開発の申請だとか、あと、その許可ですか。あと、盛土関係がある場合には、小規模埋立てに関する申請等ございます。

以上になります。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。町に483か所もあるということで、びっくりしました。何か草刈りが始まって、土地が平らになったなと思ったら、そこに太陽光発電の施設がぱっと一気にできたりとかして、先日新聞で見えていましたら、太陽光発電に許可制を取り入れている自治体も出てきているようです。

自然環境や景観が悪くなるということで、ある程度許可にして、ちょっと抑制しようという自治体が出てきているようですが、あまり乱開発をすると、鳥や獣のすみかもなくなってしまふのかなと心配されますが、その辺は何か許可制にしようとか、そういうお考えのほうへ行くことはないでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、森川議員がそういう自治体もあるというようなお話でございましたけれども、それこそ石油ですとか、天然ガスだとか、化石燃料そういうものを使っていく

ことが、SDGsに反対に行っているというような意見もある中で、一時期、太陽光発電が非常にドイツだとか、ヨーロッパのほうで非常に大規模なそういうのができて、それがもう次のエネルギーに変わるもんだというような話もございました。

ある意味、地球温暖化と乱開発はどうなるかということの中で、今後あまり目に余るようなことがあるとすれば、それは当町でも考えていかなければならないことであろうと思いますが、その前に、政府としてどのような、国としてどのような対応にしていこうかというの、しっかりと注視しながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 今町長がおっしゃった答弁、そのものです。

あと、ちょっと最近新聞等でも、野田市の太陽光発電の関係の条例等載っておりましたので、当町につきましても、今後いろいろな形で太陽光発電については調査研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 手後れにならないうちに、何かちょっと手を打ったほうがいいかなという気もしないでもありません。

以上で、1番はちょっと町長にたくさん答弁いただきましたが、町長、良薬口に苦しいうことでお許してください。

では2番目、新型コロナウイルス感染症について、小中学校の現状について再質問したいと思います。

小中学校で運動会と、それから卒業式、入学式、随分変わったようですが、その辺で保護者の意見等どのように、例えば半日になったからこれは1日でやったほうがいいんじゃないとか、子供たちもそうですけれども、何かあつけない体育祭じゃつまらないとか、そのような、どういう意見があるのか教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） お答えいたします。

1日開催を望む声というのは若干聞こえてきたところではございますが、こちら、運動会でいえば種目の変更だとか、削減、時間の短縮だとか、平日開催につきまして、丁寧にご説明させていただいたところではありますので、特に強い意見というのはございませんでした。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） あと、心や体の健康を害してなかなか回復しない生徒がいないかというところも心配なことで、コロナでお休みが多くなって、これ、タイミングを逃しちゃうと、それこそ不登校にもなりかねませんので、長期にならないように、その辺体調を崩してしままだに復帰できないとかいう児童生徒はいるのか、いないのか、大丈夫なのか、ちょっと知りたいです。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） 体調を崩したという、その辺の情報はちょっと入っておりません。いないものと考えております。お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

それから、次に、インフルエンザが非常にはやっていると聞きました。インフルエンザがはやって、学校等お休みになるんですが、大分お休みが多いと聞きましたが、その際にお知らせとかがホームページとかであると、町民も把握しやすくなるんじゃないかなと思います。お知らせにホームページや何か防災無線まで入れていいのかどうかちょっと悩むところですが、何か町民に今日はこの学校がお休みですよみたいな感じのお知らせは来るのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） お答えいたします。

今現在、そういった、学級閉鎖、学校閉鎖等のお知らせのほうはしていないところでございます。これについては、また今後研究させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

次に、今後インフルエンザと同じ扱いでコロナウイルスのワクチンをやるという新聞記事を見ました。ワクチンが自費になって、ある程度の年齢の方は自治体の補助があったりとか、国の補助があったりとかするということで、インフルエンザ並みに自費ワクチンもあるということでしたが、町はそういうふうになった場合に、インフルエンザ並みに補助の予定はありますか。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） ただいまのご質問でございますが、今現在、国の分科会等

でその辺については議論をされているところでございます。少なくとも、来年度以降につきましては、インフルエンザ並みの扱いにするということですので、一定の費用負担が生じることが想定されております。

これにつきましては、また自治体向け説明会が今後予定されておりますので、内容を十分に踏まえつつ、国や県の動向に注視しまして、また関係機関と連携して対応してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君） 森川貴恵議員に申し上げます。あと1分です。よろしく申し上げます。

○7番（森川貴恵君） あと最後に1つだけちょっと、交通安全対策の歩道で非常に気になるところがあるのですが、車と歩行者の間でポールを立てて、歩行者の安全を図ると、さっき都市建設課の課長がおっしゃっていたんですが、1つすごく気になる場所があって、スーパーカスミから真っすぐの通学路に、ポールが立っています。

ちょうど歩行者が歩くど真ん中のところに立っているようなのですが、後でちょっと歩いてみてください。非常に歩きづらいのですが、あれは何のために立っているのかなと、毎回思います。後で教えてください。

以上で、私の一般質問、答弁は結構です。時間がないので、終わりにします。ありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君） 以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時10分といたします。

（午後 1時59分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

◇ 宮 蘭 博 香 君

○議長（鈴木和彦君） 一般質問を続けます。

宮蘭博香議員。

〔9番議員 宮蘭博香君登壇〕

○9番（宮蘭博香君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、宮蘭博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

年のたつのは早いもので、今年も師走を迎え、令和5年も残すところ20日余りとなりました。今年を振り返り感じたことは、温暖化の影響か、全国各地で大雨等による災害が発生しましたが、幸いにも当町は大きな被害を被ることがなかったことです。何よりも感謝しなければなりません。

また、私が一番うれしく思ったことは、阪神タイガースが38年ぶりにプロ野球の日本シリーズを制したことです。その中の主力選手に、当町出身の伊藤将司選手がいたことであり、誇りに思います。

もう一つは、11月12日に行われた東日本女子駅伝の千葉県チームの中学生のエース区間に、光中学校3年生の椎名美月さんが出場したことです。このように、当町の若者が大舞台で活躍する姿は、大きな感動を与えてくれました。お二人の来年度以降の活躍に大いに期待するものであります。

さて、当町は平成17年3月27日に合併し、18年8か月余りが経過しましたが、佐藤町長は15年8か月余り首長として行政を担当していますが、その間の状況はあまり好ましくないように感じられてなりません。

といいますのは、市原議員からもお話がありましたように、人口は全体的に減少傾向にあり、合併時の平成18年3月27日に登録されていた総人口は2万6,562人でした。その人数が令和5年10月1日には、2万2,423人になり、4,139人減少しております。出生数も平成18年には163人いましたが、令和4年には89人しかおらず、当時と比較すると半分程度まで減少しました。

また、合計特殊出生率も平成18年に1.15ありましたが、令和4年度には0.19まで下がってしまいました。参考までに、千葉県は1.18、全国では1.26という状況になっています。

佐藤町長もいろいろな面で頑張り、特に子供・子育て支援に力を入れているなどの発言をしますが、数字的には効果を見ることはできません。また、小学校入学者数におきましても、平成18年度には247人いましたが、令和4年度には136人と、100人以上も減ってしまいました。

一方では、準要保護児童生徒数は、平成19年度82人だったのが、令和4年度には111人になり、29人も増えています。一般的に考え、入学者数が激減しているにもかかわらず、準要保護児童生徒数が増えている状況は、極めて異常であります。また、それらの経費を確保することも大変だと思いますので、しっかりとした考え方に基づいて、今まで行った子供・子育て支援はどうだったのか、検証する必要があると思います。

さらに、財政関係については、平成18年度当初予算は86億9,500万円でしたが、令和4年度には115億6,300万円に膨れ上がりました。また、平成20年度には0.57あった財政力指数については、平成4年度には0.45まで落ち込んでしまいました。自主財源である周辺対策交付金が約9億円増え、14億円になったにもかかわらず、このような状況になっています。

参考までに、自主財源の大宗をなす町税は26億4,400万円程度しかありません。これらの状況を踏まえると、ふるさと納税等による自主財源の確保を図ることが必要と思われる。

さらに、合併当初は独立採算制を堅持してきました東陽食肉センター特別会計は、非常事態に陥り、当初予算が組めない状況になっています。これからは東陽病院事業会計、農業集落排水事業特別会計につきましても危惧される状況にありますので、十分なる検証を行う必要があると思われる。

そして、現在は新年度予算編成の真っ最中だと思われるが、大きく膨れ上がった予算をいかにきめ細かく精査し、より実りのある予算にしていくか、行政手腕が問われるときでもあります。職員一丸となり、英知を集約し、頑張ることが大切であり、それらが住民との信頼関係につながるものであります。

以上、気に障ることを数多く申し上げましたが、佐藤町長におかれましては、体に留意しながらも、職員が思い切ってそれぞれの仕事ができるように、しっかりとしたかじ取りをしていただくことをお願いするものであります。

それでは、大綱3点につきまして、一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、町長の政治姿勢について3点お伺いします。

1点目として、道路整備についてお伺いします。

約3年6か月前の佐藤町長の後援会だよりによりますと、町長の今任期中の主要道路整備の主なものとしましては、町道I-8号線東町、町道I-10号線古屋、町道I-18号線日吉については、令和3年度以降開通予定と示されていました。

しかしながら、残念なことに令和4年度の決算状況では、町道I-8号線の進捗率は約27%で、完成予定年度は令和9年度、町道I-10号線の進捗率は約65%で、完成予定年度は令和10年度、町道I-18号線の進捗状況は33%で、完成予定年度は令和10年度という状況で、今回の任期中の開通には程遠いものとなっています。

さらに驚くことは、町道I-7号線寺方地先ほかについては進捗率約22%で、完成予定年度は令和10年度ということでもあります。この道路は言うまでもなく、栗嶋橋の横芝側の接続道路であります。栗嶋橋が開通したのが平成25年5月ですので、既に10年が経過しているに

もかわらず、このような状況でよいのか、疑問が残るばかりであります。

道路整備につきましては、今日はこれくらいにしておきますが、今申し上げましたように、道路整備一つ取っても、ずさんな計画により行われているわけであります。このようなことを改めていかなければ、いつまでたってもしっかりした道路行政はできないものと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目として、人口減少対策についてですが、冒頭にも述べさせていただきましたが、どこかで歯止めをかける対策を講じていかなければなりません。11月13日の議会議員全員協議会で、旧横芝中学校プール跡地活用事業について説明がありましたが、時代に合った良い事業だと思しますので、このような事業を積極的に行っていただきたいと思っております。

今回、私が要望したいことは、棚上げになっている横芝中学校跡地につきましても、若者の定住対策として、土地については30年を一区切りとして無償で貸出しをし、希望者の負担により家を建築していい旨の許可を与え、定住させる制度を確立していただきたいということです。

また、条件としては、固定資産税や町県民税の滞納をしないこと、各種使用料等の未納をしないこと、集落に加入すること、土地の購入を希望する場合には譲渡する、転出等により当町を去る場合には更地にして原状に戻すことなどを付してはいかなものかと思っております。

さらに、町としてできる対策には限界がありますので、国・県並びに民間を巻き込まなければ抜本的な対策はできないと思っておりますので、今でなければできない芝山鉄道の延伸等を積極的に行っていかなければならないと思っております。

話は若干それますが、マスコミによると、流山市が現在全国の市で一番人口が増えているということですが、昔の流山市を思い浮かべると、広い平地が多くありました。そこに鉄道が引かれ、東京が通勤圏になり、土地の価格が低かったことから、多くの人定住先を求め転入してきたことにより、民間が参入してきました。それらを受け、行政がしっかりと計画行政を展開したことが、現在の状況になっているものと思われま。

それらを踏まえ、当町が発展をし、人口減少に歯止めがかけられる対策を早急に願うものでありますが、町長のお考えをお伺いいたします。

3点目として、企業誘致の推進についてですが、今やっと動き出しましたが、あまりにも遅過ぎるということでもあります。18年8か月前の新町建設計画の主要事業であり、当時、場所も決まったように記憶しております。計画に基づき事業を進めていたならば、現在は今と変わっていた景色が見えたかもしれません。

今、愚痴を言っても先に出ませんので、町長はそのことを肝に銘じていただき、成田市、芝山町及び多古町よりも立地条件に劣る当町としては、先行逃げ切りで各種対策を講じていかなければならないと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、大綱2点目の上塚小学校と日吉小学校の跡地利用についてですが、両校については、令和8年3月、末日を持って閉校することが決定しています。いずれの小学校も、地域のシンボルとして役目を果たしてきたわけであります。これからも地域のシンボルとして、地域コミュニティーの場等として有効活用を図っていかねばなりません。

そこで、今から実行委員会なるものを立ち上げ、有効利用を図っていく方法を検討する必要があると思われませんが、町長のお考えをお伺いするものであります。

続きまして、大綱3点目の東陽病院について2点お伺いします。

1点目として、現在の運営状況についてであります。平成23、24年頃と比較しますと、医師等も充実してきていると思われませんが、その割には思ったほど医業収益が伸びてきません。そして、令和3年度と4年度の医業収益を比較すると、7,100万円減額になっています。それらの要因としては、入院患者や外来患者がともに減ってきていることだと思います。

町で運営している病院ですので、特別なことがなければ、少しでも多くの町民が利用できるようにしていただき、医業収益を伸ばし、医業費用を削減できるように、真剣に努力をしていただきたいと思います。管理者である町長のお考えをお伺いいたします。

2点目として、土・日曜日及び祝日の面会についてですが、新型コロナウイルス感染後、患者や病院スタッフの状況などを踏まえ、行っていないということですが、祖父母等が入院しているときに、ふだん通うことのできない孫たちが面会に来てくれると、患者も元気になるので、何とか考えていただけないかという声も聞かれますので、患者保護や病院の状況や考え方もあると思われませんが、何とかならないものか、管理者である町長のお考えをお伺いいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の明快なご答弁をお願いいたします。

[9番議員 宮菌博香君降壇]

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） 宮菌博香議員のご質問にお答えをいたします。なお、私からは大綱1

点目、町長の政治姿勢についてのうち、人口減少対策についてにお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、人口減少対策についてであります。当町では、令和2年3月に策定しました第2期横芝光町人口ビジョン及び第2期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、諸施策を動員して、人口減少対策に努めていますが、現状として、人口減少を食い止めるまでには至っていない状況であると認識しております。

ご要望のありました、旧横芝中学校跡地の活用につきましては、今定例会で議案のご承認を得られたならば行おうとしている旧横芝中学校プール跡地活用事業の効果や影響などを見たいうで、宮菌議員のご意見も参考にしながら、どのような活用が町の発展にとって有効なのかという観点から検討していきたいと考えています。

また、ご指摘のあった流山市でございますが、注目すべき事例と感じております。流山市の人口減少対策について、地理的な状況などが異なるため、当町で取り入れることは難しいと思う点もありますが、例えば、「母になるなら、流山。」というキャッチフレーズを前面に出したいいわゆるシティーセールスなどは、非常に参考になると思っております。

言うまでもなく人口減少は当町にとっても喫緊の重要課題であるため、流山市など、人口減少対策に効果を上げている先進事例を参考に、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業の充実を図るなどにより、今後とも魅力あるまちづくりを目指してまいります。

以上で私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 若梅吉伸君登壇〕

○都市建設課長（若梅吉伸君） 宮菌博香議員ご質問の大綱1点目、町長の政治姿勢についてのうち、道路整備についてにお答えいたします。

ご指摘のありましたとおり、主要道路整備について、完成予定年度が遅れているものがございます。路線名で申し上げますと、町道Ⅰ－8号線、町道Ⅰ－10号線につきましては、用地買収は完了していないものの、概ね道路用地の買収は済ませており、国からの交付金の配分などの歳入状況により、道路整備の進捗が遅れているところでございます。町道Ⅰ－7号線、町道Ⅰ－18号線1工区につきましては、交付金の配分などの歳入状況や道路予定地の相続が完了してしていないなど、用地交渉が難航していることもあり、道路整備の進捗が遅れ

ているところでございます。

このように、交付金などの歳入要素や道路用地の関係などで主要道路整備の完成が遅れているところではございますが、どの路線についても、町の発展のためには重要な道路でありますので、早期に主要道路が完成できるよう、住民の理解を得ながら道路整備の推進に努めてまいります。

〔都市建設課長 若梅吉伸君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 宮藺博香議員ご質問の大綱1点目、町長の政治姿勢についてのうち、企業誘致の促進についてお答えさせていただきます。

企業の立地ニーズは時代とともに変化がみられ、近年では、圏央道の開通見込や成田空港の更なる機能強化の効果から、空港周辺には物流を始め航空関連企業の進出が活発化しております。

当町では、空港の機能強化を踏まえて、平成31年3月に策定した町土地利用ビジョンの重点戦略に掲げている横芝光インターチェンジ周辺における複合拠点の形成、未利用地の積極的な活用による市街地の再生、こどもの国跡地の有効活用などを進め、町の新たな拠点づくりに取り組んでおります。

その結果、横芝光インターチェンジ周辺や横芝駅北側など、民間企業と連携したまちづくりが動き始めつつあると感じているところです。今後も、企業誘致による町の活性化に取り組んでまいります。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） 宮藺博香議員ご質問の大綱2点目、小学校の跡地利用についてお答えいたします。

上堺小学校と日吉小学校につきましては、横芝小学校の改築事業の完了時期と小規模で複式学級が懸念される令和8年度を踏まえ改定された横芝光町立小中学校の適正規模・適正配置等基本方針に基づき、上堺小学校と横芝小学校が統合し、また、日吉小学校と光小学校が統合することとなり、上堺小学校と日吉小学校は、令和8年3月をもって閉校となります。

歴史ある両校は、地域住民の代々の学びの場としては勿論のこと、地域との関わりも深く、

交流の場や憩いの場として地元の核となってきた施設であり、コミュニティ活動の中心を担ってきた資産であります。そして、地域住民にとっては、地域活動やコミュニティを支えるシンボリックな存在となってきました。また、指定緊急避難場所や指定避難所になっているなど、地域防災の拠点施設でもあります。

このようなことから、議員ご質問の両校の跡地利用につきましては、施設等の現状の課題を整理した上で、町の重要施策との整合性、施設の維持管理費の適正化等に留意し、地域の活性化や地域の課題解決に向けて活性化を図るなど、今後の行政需要に対応するとともに、各種の取り組み事例を参考にするとともに、活用方法を検討してまいります。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君） 宮菌博香議員ご質問の大綱3点目、東陽病院についてにお答えいたします。

初めに、現在の運営状況についてですが、令和4年度は外科で千葉大学附属病院からの医師派遣が無かったこと、更に6月末に医師1名が退職したことから、外科の入院及び外来患者が大幅に減少し、更に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う入退院の制限等による影響があったことから、医業収益は大幅な減少となりました。

一方、令和5年度は千葉大学附属病院から外科医師2名の派遣をいただき、手術を再開したことに加え、内科医師も2名増えたことで、入院及び外来ともに患者数が増加し、収益も回復傾向にあります。

しかし、依然として厳しい運営状況は続いておりますので、現在進めている病院経営強化プラン策定の機会を最大限活用し、コンサルタントの力を借りながら、病院全体で経営改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、土・日曜日及び祝日の面会についてですが、面会制限については、感染状況に応じて見直しをしており、5類感染症移行後は、月曜日から金曜日までの午後3時から午後5時まで、入院患者1名に対し、中学生以上のご家族3人まで、1日1回15分程度とさせていただいております。

ただし、状態がよくない場合など、状況によっては医師または看護師長の判断で柔軟な対応をしています。土日・祝日の面会については、平日に休みの取れない家族から希望はありますが、今期は新型コロナウイルス感染症だけではなく、季節性インフルエンザも流行して

いることから、慎重な対応が必要であり、職員数の少ない土日・祝日は、十分な感染対策を取ることが難しいことから、面会制限を継続してしているところです。

近隣の病院におきましても、平日のみとしているところが多く、土日・祝日を可としている場合には、患者1人に対し1人まで、1日1回15分程度といった制限をしております。

人の出入りが多くなれば感染のリスクは高まります。一度院内で感染が広まると、収束するまでに相当の期間を要し、患者の命に関わることでもありますので、ご不便をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 越川直樹君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） それでは、いろいろとご答弁いただきまして、ありがとうございました。改めて通告順に質問をさせていただきます。

最初に、町長の政治姿勢についての1点目の道路整備についてですが、先ほどの課長の説明ですと、用地買収等にかなり苦慮しているというようなこともありましたけれども、町長にお伺いしますが、町長は難航している用地買収に自らがお願いに行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 担当のほうから話があれば行っています。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 伺っているという答弁を聞き、少しは安心しました。

しかしながら、計画どおりに進捗することが大切だと思います。やっぱり道路というのは、インフラ整備の基になるものであります。それらを踏まえて、これだけ遅れてきている状況になっているということですが、町長のお考えを再度お伺いをいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、幹線道路につきましては、町の単費だけで工事ができるものではございません。特段、令和元年以降、大きな災害等があった中で、国の交付金等の削減がございまして、それに対してなかなか進捗が進まなかった状況もありますし、いかんせん行政の仕事は道路を造るだけが行政の仕事じゃございません。

先ほど壇上で宮菌議員は、財政規模のお話を云々を申し上げておったところでございますけれども、やはり限られた財源の中で、当然道路も重要な一つではございますけれども、福

祉にしる、教育にしる、いろんな部分にお金を使いながらの分配でございますので、やっぱり行政に一番必要なバランスだというふうに認識をしています。

その中で、理解の得られるところ、また、国の交付金がついたところについては、逐次道路整備に進めていて、現に今進められているところも、やっぱり貴重な、先祖から培った土地を提供してもらう方たちの協力も得ながら進めているところでございますので、ひとつそういう認識でご理解を賜ればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 町長から、道路だけじゃない、バランスだという言葉は聞きましたが、ちょっと私には理解できないものがあります。

それでは、ちょっと1つ、町道I-7号線寺方地先ほかですが、壇上でも申し上げましたが、栗嶋橋が開通してから10年が経過しますが、現在の進捗率が22%という状況にあるというのは、もう計画性も何も全然ないんじゃないかなど。ですから、こういうものをしっかりとやっていかなければしょうがないと思っています。

町長はどういうふうに話を聞いているかどうか分かりませんが、もう近隣の人、嫌みですと、横芝光町は橋はできても道はできないよねというような話もなされます。ですから、そういうのを踏まえて、これだけ計画性、バランスだと言っているにもかかわらず、こういうふうに棚上げになっている状況というのは、どういうことなのか、その辺、町長、あればご意見のほうをお伺いしたいと思うんですけども。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 棚上げとは言っておりませんが、現に今I-7号線につきましては、先日、完成検査の決裁を差し上げさせていただきましたけれども、あれから議員行ってこられたかどうか分かりませんが、一部区分の工事も終わりました、しっかりと、計画どおりかどうかについてははっきり申し上げませんが、一歩一歩状況に応じて進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 計画どおりということは申し上げられないということなんですけれども、言えない状況だからだと思います。いずれにしても、当町の合併したときの状況を踏まえれば、やっぱり上部地区からも、北側からも、要するに両方をまたぐ橋を開通、造って、

道を開通させなければ、不便が生じるということでやったにもかかわらず、こういう状況になっているんだということを踏まえていただきたいと思います。

道路行政だけやっていますと時間がなくなっちゃいますので、次に、人口減少対策についてですが、町長も人口減少に歯止めがかかっていないというふうに認識していることに対しては安心しました。

そして、私の意見も参考にするということでありますが、先ほど壇上でも申し上げましたように、やっぱり横芝光町が発展していくためには、町の財政力ではどうにもならないと思います。やっぱり、国、県、民間、そういうものを巻き込んだ中でやってくというのが本来の行政の姿、お金を使わないでできる姿なのかな。

それで、町長は私が何回聞いていても、こんなに今はいい機会なのに、芝山鉄道の延伸は予定していない。これ、何が根拠でそういうことを言っているのか私は分かりませんが、ですから、私はやっぱり地域インフラを良くするためには、そういう経済効果が示されるような調査でもし、その結果を踏まえてやりましょうよと。今やらなかったら、多分やる時がないと思います。

それで、今の各自治体そのものについても、今のそれぞれの規模ではこれから成り立っていかないということになってこようかなと思っています。ですから、そういうものを踏まえて、やっぱり活用できるものは活用していく。私も空港にはよく言いますが、共生共栄ってどういうこと、ともに生き、ともに栄えるということでしょう。

ですから、そういうふうに思っているのにもかかわらず、首長である町長が芝山鉄道の延伸を考えない。だって、延伸をすることによって、道は開けてくると思います。そうすれば、当然人も住むようになってくる。そうすれば、優良な企業というのは利潤を追求し、それを税ということで各自治体に還元をするわけでありますので、そういうものが入ってくるものを見込められる。

なぜそういうチャンスがあるにもかかわらず、人口減少対策を打たないのか、それについて町長、再度お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 千葉県のみならず、全国で今JR廃線の問題が大きく取り上げられているのは議員ご承知でしょうか。銚子鉄道にしましても、本当にもう子供たちまで浄財を集めながらやっているという新聞報道もございました。

そういう状況の中で、1,000億以上の費用対効果が現れるという認識は私は持っております。

せん。現に、今の芝山鉄道2.4キロの中で、毎年2億円の赤字を芝山町と成田市で負っている状況の中で、じゃ、総武本線がしっかりと地域の足になっているのは事実でありますけれども、それがJRのほうも赤字路線だとも言っている。

そういう状況の中で、芝山鉄道を延伸することについては、私はもうその話を宮菌議員から再三ご意見いただいている中で、その都度私のほうからお願いすることもないし、それについて今考えていない状況であって、芝山鉄道の延伸については、具現性も非常に極めて低いと思いますし、私自身もそういうような考えの中で進めている状況の中でございますので、ご理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 具現性が低いというのは、私は町長の考えだと思っております。といいますのは、今バス等にしても、運転手がないということで、無人のバスを走らせるような状況になってきております。

それで、成田空港は、羽田空港と併せて日本の表玄関、ハブ空港にするとされておりまして。そして、今、羽田はモノレールが通っておりますけれども、鉄道も1本通すと。関西空港についても、鉄道を通すというような状況であります。

それであれば、なぜ日本のハブ空港にする、空の表玄関の成田空港ということを考えていけないのか。やっぱりまさに地域発展していくのには、私は一番の手法だと思っております。

そして、今、芝山鉄道が赤字路線でどうしようもならないということでもありますけれども、人がいないところをあれだけで止めておけば、赤字になるのはあって当然だと私は思っております。

そして、まさに今度更なる機能強化がなった場合については、従業員の数もかなり増えるわけですね。今度は7万人になるわけですね。ですから、そういう人たちの足にもなる。

それで、北側が駄目になった場合には、南側が使えるということになれば、まさにハブ空港として機能がさらに出てくるのかなというふうに思っています。

見解が違ふといえはそうなんですけれども、骨を折る仕事は、私はそれ一つとっても佐藤町長はしたくないのかなというふうに個人的には思っております。

それでは次に、人口減少対策の中学校の跡地の関係ですけれども、先般、議会議員全員協議会で説明がありました旧横芝中学校プール跡地活用事業は、時代に合った良い事業だと私も評価しております。

しかしながら、かなり先に活用方法を決めていた横芝中学校跡地がいまだに示されていないことについては、残念でなりません。計画的にやっていく、やっているということであるんですけども、これが佐藤町長の計画行政なのか、疑問を感じるばかりであります。

ただ、無駄に空いている横芝中学校跡地であれば、そういう方法を早急に検討し、活用していく。そして、生産人口を定住させ、個人住民税でも、固定資産税でも上げていくような方法を取っていかなければ、これから人口減少には歯止めがかかっていかないと思いますので、まさに今モデルでやるのに一番いい時期じゃないのかなと思いますけれども、その辺、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私ども行政を預かる身として、毎年100億円から130億円という予算を使わせてもらっている中で、やはり貴重な町の財源であります町有地の空いているところでございますけれども、もともとあそこについては今、特別養護老人ホーム横芝光が進出させていただいて、あの跡についても土地利用の計画がございましたが、その後、成田空港の容量拡大の計画が上がりまして、騒音地区にもなることもあるんで、今後どのような対応をしていくかということで、一旦白紙という状況でもありませんが、ただ、若者の移住定住策のための土地として位置づけて、それを進めている状況でございました。

そういう状況の中で、取りあえず今珍しくお褒めいただきましたけれども、宮菌議員からのプール跡地の件につきましても、第1弾として、そのような成功例になるかどうか、それについてもやっぱり貴重な町有地でございますので、しっかりそれも対応していかなければならないという認識でおります。

例えば、先ほど関西空港、羽田空港の話もおっしゃっていましたがけれども、関空は、じゃ、あの電車はどこ行っているかといったら、大阪市のど真ん中ですよ。羽田のモノレールは羽田と浜松町を結んでいるという状況の中で、なかなか過疎のところとのつながりということでは、いささか考え方が矛盾があるんじゃないかなという認識の中で、しっかりともう一歩一歩進めることで、簡単にものごとが全てできるようであれば誰も苦労しないわけでございますので、そのところは本当に職員と一緒に汗を流しながら、一歩一歩進めているところに、皆さんご理解を賜ればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） ですから、一歩一歩進めていくためには、そういう伏線を打たなけれ

ば、やらないんじゃないなくて、打たなければならないということを私は言っているわけであり
ますので、その辺をこれからの、ふだんから言っている町民のことを考えれば、考えていか
なければならない。

ですから、考えた結果として、アクションを起こした結果として、何もやらないでできな
いのと、アクションを起こしてできなかったということでは、やっぱりプロセス違いますの
で、そういうことをしっかりと考えていただきたいというふうに思っております。

次に、企業誘致の関係ですけれども、これについても壇上で言いましたけれども、既に当
町よりも立地条件の良い成田市下福田地区には、成田空港の機能と一体的利用となる大型の
物流拠点の開発が計画されております。多古町飯笹地区には、空港内外一帯の世界最先端の
航空物流拠点の開発が計画されております。

壇上でも申し上げましたが、しっかりした考え方を持って、既にアクションを起こさなか
った場合、当町の将来はなくなってしまうと思います。いずれにしましても、政治とは結果
責任が求められますが、やっぱり今やるべきことをやらなければ、私は駄目なんじゃないか
なと思いますけれども、町長のお考えをお伺いするものであります。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今やらなければならないことについては、しっかり取り組んでいるつ
もりでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 言葉は強くしっかりということでありましたけれども、私たちが納得
するようないっきりということ、お願いをできればと思っております。

それで、やっぱり当町に明るい未来が来ることを切望する一人として、今も言いましたけ
れども、町長には大いに頑張ってくださいことを期待しますので、期待を裏切らないよう
にしていだければと思っておりますが、その辺、再度町長のお気持ちをお伺いしたいと思
います。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） しっかり頑張りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） それでは、令和6年度の新年度予算等、楽しみにしておりますので、
よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは次に、小学校の跡地利用についてですが、やっぱり答弁いただきましたように、閉校後については、速やかに地域のシンボルとして有効活用していただきたいと思いますが、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 基本的には、民間活力を導入しての中で、いいものが入ってくればいいなと思っている中で、現に、既に大総小学校と南条小学校が民間によって借りていただいて、使っていただいているわけでございますけれども、特に南条小学校の跡地については、キャンプ場として株式会社運動会屋さんがしっかり頑張ってくれていて、非常ににぎわいも創設されているというふうにお話を伺っておりますし、地域の皆様からは、シンボリックな存在になりつつあるのかなという、大きな大きな期待をしているところでございます。

また、大総小学校については、若干ちょっと疑問なところもないわけではございませんが、しっかりとこれからも、ただ、なかなか表には出せない部分もあるんですが、中では非常に濃いものをやっているという話も聞いております。その辺の中で、今後時代の流れ、変遷とともに、ユーチューバーの活躍も大いに期待できるのではないかというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 大総小学校の問題ですけれども、南条小学校は今町長言われたように、私も現場を確認していますので、十分分かっています。

それで、聞いてみるとかということは、町長も実際にそれがしっかりした形で機能しているかどうかというのは把握できていないというふうに認識しております。ですから、やっぱりそういうものについては、しっかりとした考え方を持って調査しなければならないのかなというふうに思っております。

それで、いずれにしても、閉校になってから決めるまでかなり時間がたっております。やっぱり建物でありますので、すぐにでも有効活用すれば、寿命も長くなるわけであります。そういうものを踏まえた場合には、もういつ閉校するというのは分かっているわけですから、やっぱり今からも有効活用するものについては考えていかなければならないのかなと思っています。

そして、私が1つ思っていることは、現在、大総会館に収納してある多くの文化財でありますけれども、耐震性の優れた、やっぱりどちらかの学校に移動させ、複合施設として歴史

資料館なるものを併設し、児童生徒の社会科学習と併せ、一般にも公開するような対策を講ずるのも一つの方法だと思いますけれども、町長はどのように思っておりますか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 文化財の取扱いについてでございます、確かにそのようなお考えもあって、そういうものがあればいいのかなという部分は確かでございます。

しかしながら、それがあまり中途半端なものをつくってもしようがないだろうし、それにどれだけの費用対効果を見いだせるのかということについては、今のマンパワーの中ではちょっとそこまで今仕事が進められる状況にはないということをご理解いただきたいと思います。

ただ、今の文化財のほうにつきましては、図書館ギャラリーにおいて、三輪環展もやっておりますけれども、横芝光町の中にこういうような人材がいたのかなという思いの中で、その辺からひとつ一步一步進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 私は耐震性のないところに、貴重な文化財をそんなに長く置いておいていいのかということをもっと言わんとするのが1点あります。それと、やっぱり町の文化財でありますので、いろんな面で有効活用する方法も考えていかなければならないのかなと。

それをやることによって、そんなにお金がかかる問題なのか、私は幾らもかからないと思います。それで、そういうものは、民間だけにいろいろ使い方を預けるんじゃなくして、やっぱり地域の人たちにも、職員にも、いろいろ考えていただいた中で、いいアイデアを出して、それに向かって対応するのも一つの方法だと思いますけれども、そういう方法というのは、町長は考えられているのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 文化財といいましょうか、大量の土器のパレットが大量にございます。それを町民の皆さん有志の中で進めてもらって、いろいろと修復作業をやってくれたり、そういう団体もございまして、そういう人たちと一緒にこれからやれるところから一步一步進めていく状況にございまして、何もやっていないわけではございませんので、ひとつご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） いずれにしても、そういう部分は目立たない部分かもしれませんが、やっぱり横芝光町の歴史を踏まえた場合に、しっかりとした考えを持って対応していただきたいとお願いをしたいと思います。

続きまして、東陽病院の関係ですけれども、まず、現在の経営状況についてであります。現在のままですと、財政計画ではある程度の持ち出しを計画しているようではありますが、一般会計からの持ち出しも多く、将来に不安を残すしかありません。

やっぱり自治体病院として存続していくことも困難になってくるのが懸念されると思いますので、やっぱりその辺しっかりとした考え方を持ってやらなければ、病院についてもうまくいかなくなってしまうんじゃないかなと思いますけれども、管理者である町長のお考えを再度伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど来、人口減少のお話で議論をさせていただいている中で、今後、横芝光町のみならず、この日本の中で人口がどんどん減って行って、情報によりますと1億2,000万人から8,000万人ぐらいになるんじゃないかなという臆測がありますし、また、評論家の中には、今後あと10数年で高齢者も減って行ってしまいます。そういう状況の中で、病院にかかる人の数もこれからどんどん減っていく状況にあるのは、これはもう間違いない状況の中でございます。

今後、この地域が横芝光だけではなくて、近隣市町と併せて、医療圏の中でどのような医療体制で医療整備をしていくかについては、今後千葉県とともにしっかりとそれを対応していくことが一番肝要なのかなというふうに思っています。

人口減少を少しでも食い止めながら、とはいいいながらもやはりそれを波を避けるわけにはいかない状況の中で、病院経営についても今後決して明るい状況にはならない。ただ、この地域の住民の皆さんが、しっかりと病院にかかれる状況をつくってあげるといえるのは、必要肝要なことであって、また、もう一つは、病院と病院の中で、基幹病院とそれに対する基幹病院の反対側、サテライト形式の病院づくり、医療体制づくりというのが今後、日本全体で求められている状況の中で、その中で東陽病院に何が一番ふさわしいのか、皆さんと相談させていただきながら、一番いい方法で横芝光町の医療をできるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） 前後しますけれども、私は日本全国的に人口が減ってくるというのは十分分かっております。要は、その地域がいかにかいい仕事をして、その人口を奪っていく。やっぱり、まさに地域間競争の時代だと思っております。ですから、当然住民はいい行政をしているところには来ます。ですから、そういうふうにならぬようにしていただきたいということでもあります。

それで、東陽病院についても、今先ほどの事務長の話ですと、収益は回復状況にあるというような発言をなされておりましたので、決算の状況、また、来年の予算のほうを楽しみにしておりますので、そういう状況を踏まえて、お願いをしたいと思います。

そして、要するに、病院にかかる人が減ってくる云々じゃなくして、自治体病院としてある。要するに、近くにあって入院しやすいということは、かなりの利便性があるということは、住民にとってもかなり良いことでもあります。

ですから、そういうものを踏まえて、やっぱり自分のところにある地の利のいいものについてはうまく活用しなければならないんじゃないのかな、それが行政ではないのかなというふうに私は思っております。

時間のほうも来ましたので、今私がこれから申し上げることは非常に難しいと思っております。現在、東陽病院には、自治医大の医師が多くいます。それらの医師等をお願いをし、小児科の医師を派遣することができたならば、子供・子育て支援の一役を担うことができると思われませんが、管理者である町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） おっしゃるとおり、町の病院に小児科があるということは、子育て支援の中でも一番かなり影響力の高いものであるというふうに認識をしておりますが、いかにせん、なかなか小児科の医師が極めて不足している状況の中で、難しい状況ではあるものの、今後それについても何らかの手だてができるかどうか、頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） それでは次に、2点目の土日及び祝日の面会についてであります。新型コロナウイルスは第5類の感染症に格下げされました。病院の状況もあると思われませんが、患者サイドに立った対応も考えていただければと思います。なぜこのようなことをお願いするということにつきましては、新型コロナウイルス前には行っていたものが、なぜできなくなっちゃったかなと思っておりますので、病院の状況もあろうかと思いますけれども、その辺を

踏まえてよろしくお願ひしたいと思うんですが、管理者である町長のお考えをお伺ひいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。最後でございます。

○町長（佐藤晴彦君） 誰のために制限をしているか、やっぱり患者さんの命を守るためだという認識の下で、この状況があるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） いろいろありがとうございました。

最後になりますが、まだちょっと早いですが、職員の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えになられますことをご祈念申し上げ、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木和彦君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後3時20分といたします。

（午後 3時09分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時19分）

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（鈴木和彦君） 一般質問を続けます。

秋鹿幹夫議員。

〔8番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○8番（秋鹿幹夫君） 皆様、改めましてこんにちは。議席番号8番、秋鹿幹夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

ロシアがウクライナへ軍事侵攻を行ってから1年9か月がたち、兵士の死者は両国で推計19万人、民間人は1万人を超えると報道されております。全国の自治体や諸団体から、軍事侵攻を非難する共同声明が出され、ご承知のとおり、当町からも昨年の3月10日に声明を出しておりますが、それもむなしく一向に終結を迎える気配がありません。

イスラエル軍によるガザ侵攻でも、死者はほとんど民間人ですが、兵士を含めると1万

3,000人を超えと言われております。1993年のオスロ合意以降、7年もの歳月をかけて築き上げてきた平和は、当時の首相の勝手な行動で崩れていき、内戦が頻発、対話をする姿勢も次第になくなり、あつれきは高まるばかりです。

2000年に及ぶユダヤ人の凄惨な歴史があったとはいえ、パレスチナの事実上の占領を繰り返すなど、被害者が加害者になることは許されません。また、宗教や各国の事情が絡み合い、さらに事が複雑になっております。

日本としての姿勢は中立を貫き、国連はイスラエルもパレスチナも認めながら、パレスチナの建国を目指していくべきと考えます。いずれにいたしましても、亡くなられた方々に心より哀悼の意を表します。そして、計り知れない被害に遭われている方々へ、心からお見舞いを申し上げ、一刻も早い平和の確立を求めます。

そのような暗い世界情勢の中でも、日本のプロ野球は日本シリーズで阪神がオリックスを打ち破り、1985年以来となる38年ぶりの日本一に輝きました。最終の第7選では、当町出身の伊藤将司選手が大活躍をして、チームを優勝、言わばアレのアレに導きました。私は野球に疎いものですが、そんな人間でも当町出身の選手が活躍している姿、または功績を伺うだけでも心が踊る思いでございます。伊藤将司選手には、心からお祝いと感謝を申し上げます。本当に優勝おめでとうございます。そして、ありがとうございました。

さて、ここから本題に入りますが、今回の質問は個人的に項目が多めですので、壇上での質問は簡素的にいたします。

大綱1点目、地域振興についての中で、度々話題に出ております横芝駅北口開発計画の進捗をお伺いしながら、その開発と同時に、栗山川堤防を利用した空港直結道路の要望をいたします。平成30年の要望当初から、2本の直結道路を要望されておりますが、旧横芝側の直結道路はまだ具体的なものは示されておられませんので、町の考えをお伺いいたします。

続いて、3点目の新しい成田空港構想検討会についてであります。この構想の背景としては、長年の懸案である空港アクセスの改善に伝える必要がある。成田空港は地域に支えられて成り立っているもので、地域の産業振興と雇用機会を創出する。空港と地域の一体的・持続的発展が必要であり、そのようなことを踏まえた空港の将来像を検討すると示されております。まさに、当町にとって重要な事項であります。しかしながら、その委員の中に町長は入っておりません。ここに町長が入り、参画していくことはできないものか、お伺いするものであります。

次に大綱2点目、イノシシ対策についてであります。ご承知のとおり、千葉県も南部か

らだんだん北上し、当町でもイノシシの被害は拡大しております。農業者からも悲痛な声をいただきます。防護柵設置補助金の創設は急務であり、多数の近隣自治体が既に整備されつつあります。2点目の遭遇した際の対応策を含め、町の考えをお伺いいたします。

大綱3点目の学童保育についてであります。現状は飽和状態にあり、目の行き届かないときも度々起こり得るという声をいただきます。環境改善のために、施設面積を拡充する考えと職員の負担軽減に対する考えをお伺いいたします。

最後に大綱4点目、自治体DXの推進についてであります。全国的に加速している背景には幾つかの理由が挙げられます。その中でも、やはり少子高齢化による人手不足が大きな要因であると考えます。

総務省の調査によると、令和3年時点の地方公務員の人数は、最も多かった平成6年と比較すると約48万人減少していると言われております。当町もデジタル推進室が本年度4月から設置され、千葉銀行のシステム開発部門より任期付職員として青柳デジタル専門官を採用されスタートしておりますが、その後の取組状況を確認させていただき、また、自身の提案を含め、質問するものであります。

急ぎ足になりましたが、以上、私の壇上からの質問といたします。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔8番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 若梅吉伸君登壇〕

○都市建設課長（若梅吉伸君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱1点目、地域振興についてのうち、横芝駅北口開発の進捗はと、駅開発と同時に、栗山川堤防を利用した空港直結道路要望をについてお答えいたします。

初めに、横芝駅北口開発の進捗はについてですが、町では、横芝光町都市計画マスタープランにおきまして、横芝駅周辺地区を都市拠点として位置づけ、町の玄関口として魅力ある顔づくりや新たな土地利用を促進し、商業・業務・サービス機能などを集積した拠点形成を目指しております。

本計画は、昨年度、駅北口の地権者であるベルテクス株式会社から、公共施設整備についての協力が得られることとなり、令和5年3月23日に横芝駅北口の開発事業の実施について、連携と協力に関する協定を締結いたしました。

計画初年度となる令和5年度は、具体的な検討を行う上で必要となる基礎的な調査を行い、地区の現状や課題を分析し、町が目指す将来像の実現に向けて取り組むべき事項を整理しているところでございます。

また、並行して土地利用計画案や事業手法等を検討し、早期事業化に向けて、事業課題の整理をより具体的に検討いたします。翌年度は、本業務の成果を活用し、より具体的な検討を行うため、補償・測量調査の実施に加え、土地利用計画や事業収支などの基本計画や公共施設整備等の事業計画の立案に着手したいと考えております。

次に、駅開発と同時に、栗山川堤防を利用した空港直結道路要望をについてですが、栗山川堤防は管理用道路という位置づけであり、一般車両の通行を考慮した道路幅員で設計されておりません。既に栗嶋橋上流の於幾地先まで事業が進んでいることから、河川拡幅完成区間の追加買収や手戻り工事が必要となるため、現実的には栗山川堤防を利用した空港直結道路は非常に厳しいのが実情でございます。

また、空港直結道路としては既に、銚子連絡道路横芝光ICからの道路整備を千葉県に要望し、昨年度より基礎調査業務に着手していると聞いております。更に、主要地方道横芝下総線についても、空港直結道路として整備していただくよう要望してありますので、もう1路線を要望することは困難と考えております。ご理解の程よろしく願いいたします。

〔都市建設課長 若梅吉伸君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱1点目、地域振興についてのうち、新しい成田空港構想検討会の委員に町長が入り、参画していく事は出来ないかと、大綱4点目、自治体DXの推進についてにお答えいたします。

初めに、新しい成田空港構想検討会の委員に町長が入り、参画していく事は出来ないかについてですが、新しい成田空港構想検討会は、成田国際空港株式会社が成田空港の更なる機能強化の推進とあわせて、旅客ターミナルの再構築、航空物流機能の高度化、空港アクセスの改善、地域と空港との相互連携による一体的・持続的な発展等に関する成田空港の将来像を検討するため、2022年10月に、学識経験者、国、県、地元市町で構成され、これまで5回の検討会が開催され、中間取りまとめが公表されております。

構成員となる地元市町については、空港敷地のある3市町、成田市、芝山町、多古町としたうえで、当町を含めた空港周辺自治体に対しては、検討会の開催に先立って、空港会社か

ら個別に事前説明が行われるとともに、必要があれば検討会で意見が取り上げられるものとするので、空港周辺自治体とも了解の上進めております。

検討会後には、会議の内容について個別に報告も受けており、当町の意見は検討会において十分反映されていることから、空港会社に対し町長の参画を求める状況ではないと認識しております。

今後も、成田空港の機能強化に伴う空港の活力を、町内の産業振興や雇用の増加に結びつけるため、町の考えを空港会社へお伝えし、空港の発展に合わせた地域振興に努めてまいります。

次に、D X、デジタルトランスフォーメーション導入後の取り組みはについてですが、自治体がD Xの推進に重点的に取り組む事項を国が定めた自治体D X推進計画や、地域社会のデジタル化を目指すデジタル田園都市国家構想などを鑑み、デジタル行政の進展に乗り遅れることのないようにするため、今年4月にデジタル推進室を設置するとともに、D Xの推進と導入に関する専門的な知見を有したデジタル専門官を新たに登用し、町執行部として行政事務の効率化と住民サービスの利便性向上を実現するための町D X推進計画を策定しました。

この推進計画は、町がD Xに取り組む事項の一つとして、国の自治体D X推進計画に基づく情報システムの標準化、マイナンバーカードの利活用と行政手続のオンライン化、自治体テレワークの推進、情報セキュリティー対策の徹底など、役場組織内におけるD Xの推進と導入、もう一つとしてデジタル技術を活用し、住民サービスを提供するD Xの推進と導入をそれぞれ実現し、デジタル化によるいつでも・どこでも・誰もが容易に質の高い行政サービスを楽しむまちを目指しております。

この推進計画に基づく現在のD X導入状況についてですが、職員業務の効率化とデジタルを活用した住民サービス向上に資するD Xツール、手段として、住民課窓口での手書きによる諸証明発行手続きをマイナンバーカードと専用タブレット端末を利用した、手書き不要な書かない窓口、スマート申請システム、スマートフォンを活用してスムーズ且つタイムリーに子育て情報を伝達するよこぴか子育て支援情報アプリ、紙による契約事務をインターネットの専用サービスを活用して契約を締結する電子契約システム、職員業務で会議録を作成する際にA Iを活用して会議録を自動作成する会議録作成システムを導入しました。

このほか、各課から職員を選出し、全庁的なD X推進導入についてを検討するための組織、D X推進チームを設立し、現在、各種手数料におけるキャッシュレス決済の導入、マイナンバーカードとデジタルツールを活用し、自宅や外出先から申請手続などが完結する、行かな

い窓口、職員業務のペーパーレス化、テレワークの実施体制構築などを検討しているところ
です。

また、D Xの推進導入には、全ての町職員がD Xに関する意識の醸成と組織の運営を活性化
させることが重要なことから、D Xに関する知識とスキルを習得するための職員研修を実
施すると同時に、D Xに精通した職員を育成するための指針となるD X人材育成計画の策定
について検討を進めています。

今後とも、デジタル推進室を中心に、組織横断的なD Xの推進導入を展開しながら、町総
合計画に掲げた将来像、人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまちを目指し、
県内市町村の先進自治体となるよう努めてまいります。

次に、情報格差の解消に向けた取り組みはについてですが、情報格差とは、デジタルデバ
イドとも言われているもので、インターネットやパソコン、スマートフォンなどの情報通信
技術を利用できる人と出来ない人との間に生じる格差のことで、デジタル社会の進展に伴う
生活様式の変容と多様化などの要因から、社会的、経済的、教育的な不平等によって、社会
から孤立を生じさせること、国内では特に若年層とシニア世代との間で情報格差が多く生ま
れていること、情報格差を解消するためには、国や自治体、民間企業、コミュニティ団体な
ど、様々な組織が連携・協力しながら情報格差の解消に向けた対策に取り組むことが重要な
こと、町におけるD X推進導入に対しても、情報格差の問題を解消しなければ影響が生じる
ことを認識しております。

この情報格差の解消に向けた取り組みとしましては、令和4年度より町内在住、在勤され
ている60歳以上のシニア世代の方を対象としたスマホ教室を、社会文化課と民間事業者の共
同により実施しており、今年度も同様に実施しているところです。

さらに、情報格差の解消を目的とした地域貢献事業を展開している民間事業者から協力い
ただき、令和6年1月に、町内のシニア世代を対象とした町独自のスマホ体験会及びスマホ
相談会を実施いたします。

町としましては、情報格差の解消は喫緊の課題と捉え、シニア世代はもとより、全ての世
代の方々が情報格差を感じないまち、デジタルを活用した住民サービスを享受できるまちを
実現するための事業の検討と実施について、引き続き取り組んでまいります。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

〔産業課長 加瀬淳一君登壇〕

○産業課長（加瀬淳一君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱２点目、イノシシ対策についてのうち、防護柵設置補助金の創設をについてお答えいたします。

近年、イノシシによる畑作物の食害や水稻への臭いの付着などといった、農作物への被害が増加しております。町では猟友会と協力して、くくり罠や箱罠による捕獲を通年で行っており、加えて侵入防止対策としての電気柵の支援を検討しているところでございます。

効果的な対策のためには、捕獲や侵入防止のみならず、収穫残渣などによる餌付けをなくす、隠れ場所をなくすといった、地域ぐるみでの対策が必要となります。電気柵設置を含めた総合的な対策を検討し、イノシシによる被害を減らせるよう努めてまいります。

〔産業課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱２点目、イノシシ対策についてのうち、イノシシに遭遇した際の対応策、避難訓練の機会に周知してはどうかにお答えいたします。

当町においては、イノシシの目撃報告や足跡、作物被害等の情報は寄せられておりますが、幸いにして現在までに人的被害は発生しておりません。

イノシシによる被害の未然防止を図るため、遭遇した際の対処方法などを町ホームページや防災行政無線などで周知し、注意喚起を行っております。

この他にも、耕作放棄地や荒地の草刈り管理を行い、イノシシが身を隠せる場所を無くすことや、餌となるような生ごみ等を畑や民家周辺に投棄しないことなど、地域住民が一体となって寄せ付けない対策を行うことも必要です。

このことから、避難訓練など、多くの住民が参加する行事等を活用し、広く啓発活動を行うことは有効な手段の一つであると思われまますので、今後検討していきたいと考えております。

〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 野村浩光君登壇〕

○健康こども課長（野村浩光君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱３点目、学童保育についてにお答えいたします。

初めに、施設面積を拡充する考えはについてであります、国で定める放課後児童クラブ

運営指針では、放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であるとされており、横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第1項の規定により、1人当たりの専用区画をおおむね1.65平方メートルと定めております。

町内各クラブにおきましては、定員に対して十分な専用区画であります。特に現在、横芝小学校では、上堺小学校との統合を含めた改築工事を行っており、児童クラブにおきましても、横芝小学校児童クラブと上堺小学校児童クラブの統合・集約の検討を今後行うこととし、施設面積の拡充も踏まえて、子どもたちが安全に安心して過ごせるよう、更なる保育環境の向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、職員の負担軽減に関する考えはについてであります。放課後児童クラブ利用児童の入室及び退室の管理に着目いたしますと、現在、児童クラブ職員である支援員が手作業で紙ベースによる記録を行っており、出欠連絡等につきましては、電話で行っている状況となっております。このことから、支援員の事務負担や利用児童の保護者の負担にもなっていると感じております。

また、運営側からのお知らせ等につきましては、令和4年度からウェブサービスを活用して実施し、支援員の負担軽減又は保護者の利便性向上に努めたところであります。

今後、更なる支援員の事務負担軽減等の職場環境の改善や保護者の利便性向上を図ることができるよう、利用児童の入退室の管理や保護者との連絡機能を有した効率的かつ効果的なシステムの構築について検討してまいります。

〔健康こども課長 野村浩光君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 答弁ありがとうございました。順を追って再質問をさせていただきます。

北口開発計画の進捗の中で、今計画をされているという状況だと思ったので、このような質問をさせていただいたのですが、先ほど宮菌議員から出ております芝山鉄道の関係ですけれども、こういった要望も出されているため、そういった線路を乗り入れるための、接続するためのスペース、そういった計画というのは同時に考えられているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君） 先ほど申し上げたように、基礎的な調査をしている段階で、具体的にここをどうするかということについては、今のところ計画としては立っておりません。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。それであれば、なおさらそういった大きな計画、素案の中から、そういったスペースも確保できるような形というのを考えていくべきではないかなと思いますが、町長、お答えいただけますか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） なかなかちょっと難しい話になってくるんじゃないですかね。それだけの大きな面積の土地でもないし、取りあえず今は約2ヘクタールの土地で、ベルテクストの結びの中にあリまして、いずれにしても、芝山鉄道延伸の計画があるのかについては、今存在していませんので、それを反映するというのは極めて難しい状況にあるのかなと思っています。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 分かりました。私は、せっかくつくったものを、また別の計画が入って、取り壊すようなことのないようにしていただきたいなと思っています。芝山鉄道の話はここでは広げませんので、そういった開発の中で、次にまいりますけれども、栗山川堤防を利用した空港直結道路要望、こちらは町民の方から直接いただいたご意見でありまして、私も十分加味した上で実際に実効性のある計画といえますか、提案なのかなと思いましたが、こちらで質問をさせていただいておりますけれども、先ほどの答弁ですと、用地買収等々もあって、現実的に難しいのではないかとということでございました。

しかしながら、空港の機能強化を踏まえて、今が本当に空港アクセスの確立する中で、非常にチャンスのと看だと思いましたが、まだ横芝側から延びる直結道路の具体的な延伸のポイントというのではないと思うので、これを仮にこの道路を造ったとすれば、堤防のかさ上げにもつながりますし、ちょっと目的と違いますが、しっかりとした雑草対策を行えば、年々参加者が減ってきている栗山川周辺環境ボランティアの負担軽減にもなる、一石二鳥の事業になるのではないかとこのように考えます。

これからの計画の中で、そういったものに変更していくような考え、そういったことはできないのでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、成田空港の容量拡大の問題の中で、ワンターミナルの話も議員のほうから今壇上でございましたけれども、今後、やはりその空港の南側をどういうふうにしていこうか、当然、空港滑走路の上を、下をとというわけにもいかない状況の中で、当然、空港の東側は多古町を、そして西側は芝山町を、おのおのの空港の滑走路の脇に機能回復道路というのはできてくると思います。

そういう状況の中で、この間も県にもお話をさせていただいたんですけれども、芝山にしたって、多古にしたって、そこで道路が終わってしまったら何もならないわけであって、それをどこまでつなげられるか。

やっぱり126号までつなげたいよね、できればそういう状況の中で、やはりうちの町だけが、あっちがどうのこうののではなくて、空港の南側がトータルに良くなるような考えの中で、道路整備もやっぱりしっかりと県がやってくれないと、うちの町だけでもなかなかできないというのが現状でして、それに、その選択肢の中にそういうのもあっても決して不思議ではない状況の中で、今、うちの課長は、あれは管理道路だから難しいんじゃないのという話をしていましたけれども、現実問題としては、これから本当に今回の容量拡大がこの地域発展のために、大きな大きな問題につながっていくだろうという話の中で、いろいろな選択肢の中で、ただ、拙速に物を考えてもしようがないし、状況を見ながらケース・バイ・ケースでやっていって、最終的にこの空港の南側がみんなウィン・ウィンになれるような状況につくれるのがベターである、ベストであると考えておりますので、今後ともしっかりと県と、また近隣とのスクラムをしっかりと取りながら進めてまいればよいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 航空写真を確認すれば、非常にいい道路になるのではないかなと、本当に本気で思っています。少し念頭に置いて、今後の計画に考えていく一つの参考にしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次にまいりまして、新しい成田空港の構想検討会、町長が入るのは難しいというように、十分反映されているというようなお答えであったかと思っておりますけれども、事前説明会を経て当町の意見が十分反映されているという中で、私が一番やっぱり気になるというところは、この構想検討会のこの背景の中にも、空港アクセスの改善というのが何度も入ってまいりま

すが、そういった意味での意見というのはされているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） ここでのアクセス、現段階では全体的なアクセスのことであって、個別的にうちの町と空港についてのアクセスというのはまだ論点になってございません。全体的なアクセスの問題については、空港周辺市町が十分空港の発展の効果を反映できるように進めなければならないという程度の今現在は記述でございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） それでは、これから具体的なものになっていくということなんですか。でも、その前に、やっぱりその意見がもう先に出しておかないと、その先の話にはなっていないかと、具体的などころになっていった場合、横芝光町としてはこう考えているよというのにも先に言うておかないと反映されないと思うんですが、そこ1点ですね。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） その点につきましては、千葉県を通して、千葉県がつくっています実施プランの中に入れていただけるように、当町からの直結道路については要望を出していますので、そういう中で反映されるものと思っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 私はやっぱりそのテーブルについたわけでもないのですが、やっぱりそういった検討会のしっかりしたテーブルの中に、ご本人がついていただくような形のほうがやっぱり話は通りやすいと思うんですよ。その方のやっぱり声色一つでも、熱意でも伝わると思うんですが、これからでも入っていただくというのは、やっぱり難しいのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） これにつきましては、答弁でも申し上げましたとおり、空港周辺市町全体で了解の上進めていることでありまして、茨城県も含めまして、関係する自治体もこういう構成員でという了解をしております。全ての市町がその場に出て発言してということになると、相当の時間もかかってしまうと思いますので、今現在、我々としましては、先ほど申し上げたような形で進めることについては、特に不安とか、そういうものを感じておりませんので、そのように思っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 不安は感じられていないということなのかもしれませんが、私はこの外側から見て非常に不安なんです。全ての自治体が入るか、入らないかというのは、ちょっと言葉が乱暴ですけども、ほかの自治体はもうどうでもいいんですね。横芝光町だけはいつも格別なひいきをしてもらってくださいというのが私のいつものスタンスですので、全ての了解を得られない、ずるいやり方なのかもしれないんですけども、やっぱり横芝光町の町長が入っていないというのは、私は不安なんです。

ですから、今後そういった機会、もしくは別の機会というものがあるのであれば、しっかりとやっぱり膝を交えた話ができるようなスタンスを取っていただきたい。今後の考えとしては、町長はいかがですか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 空港会社とは、社長、副社長をはじめ、役員とは常日頃コンタクトを取りながら、いろいろな情報交換をしながら進めている状況の中で、ただ、この新しい成田空港の構想検討会の中のメンバーを見ますと、大学教授ですとか、そういう人たちも混じっている中で、自主的なところの中でやっているということで、ちょっと我々が、ただ、一応その空港会社もちゃんとその会議の前に、こういう議題でこういう結論になるんじゃないですかみたいな話をしてくれて、この中で何か話することありますかと、ちゃんとしっかりそれは反映してくれるところでもありますし、ただ、それは、じゃ、道路整備につながるか、鉄道整備につながる、鉄道の部分については、今現在既存のところが入っていますよね。そこについてはやっぱりしっかりとやるようでございますけれども、それ以外の部分のアクセスの問題については、まだ今検討している状況ではないというふうに私のほうは考えています。実際そうでありますのでね。

今後、その中に我々が入って、どういったメリットがあるかどうかというのは、ちょっと見受けられないというのが正直なところで、現実問題として、今確かに横芝光町ファーストという言葉は、確かにそれは言っていることもよく分かりますし、私もその思いはありますが、ただそれだけでこれを押し切るというわけにもいかないのも現状ですしね、みんながウィン・ウィンになるためにはどうしたらいいかというところを今後模索しながら、ただ、最終的には、我々としては先ほど来申し上げておおり、空港の南側をどうするかということについては、しっかりと今後とも頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） いまだ空港の恩恵を感じられないという方々もたくさんいらっしゃいますから、やっぱりそういったものの思いを背負って、危機感を持って対応していただきたいと思います。

時間もないので次にまいります。

イノシシ対策についてであります。支援を検討していただけるということで、できるだけ早めに検討していただきたい。その財源については財政課長、お願いしたいです。

この中身について、総合的な対策というところまでご考慮いただいているようでございましたので、補助金せつかく検討するのですから、それに対しても効果的な対策を案内できるような体制を取っていただきたいということと、私も素人ながら調べたんですけれども、電気柵だけではなく、防護柵の中でも中に入ってくるの、ちょっと後でご説明差し上げますけれども、そういった電気は走っていないんだけれども、中に入ってくるような柵とかも、実際には特殊なものがあったりとかするんです。

そういった対策に対して支援ができるような、これだけだよ、このものだけに補助金を出すんだよとか、特定のものではなくて、全体的なものでできるだけ柔軟に考えていただきたいという要望を申し上げておきます。

続きまして、遭遇した際の対応策でありますけれども、人的被害は発生していないということで、また今後検討していただけると、有効な手段であるということで、課長、お考えいただいております。

人的な被害は発生していないということでありますけれども、発生していないからこそ、そのときにもう既に考えていくべきことでもありますので、災害と同じような考え方でございますから、何かが発生してから動くようなことのないように、強く進めていただきたいと思っております。

この中で保護者からのご意見もあるんですけれども、子供たちに対しても、機会を設けて周知していったらどうかと思っております。町なかでイノシシが現れて警官がさすまたで応戦したようなニュースも取り上げられておりましたので、対応策を求める保護者の声、いただきましたけれども、教育課としてはいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） お答えいたします。

まず、イノシシの目撃情報が入りましたら、まずは各学級で帰りの会などで、刺激しない

だとか、静かにその場を離れるとか、そのような注意情報を都度説明してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 今何ておっしゃいましたか、発見されたその連絡があったときにはではなくて、もう実際に大総でも、そういった防災無線でそういう情報が流れていますので、すぐ検討していただいてもよろしいのかなと思います。よろしくお願いいたします。

学童保育についてにまいります。

専用区画が1.65平米で十分な面積ということでございましたけれども、少し残念です。1.65平米というのは最低のラインでないかというふうに考えますので、本当に待機児童はほぼいないかと思うんですけれども、ほぼ受入れの限界で過密状態になっていることについても、これは本当に全国的な問題でありますので、これは支援員の方からもそういう声を実際にいただきます。中を見てくださいということで。

このスペースの改善について、当然のことながら、すぐ隣にある学校の活用が期待できるものとするわけですが、これは縦割りの問題が壁となってしまっていて進まない現状も私は承知しております。

そこで、また再度提案いたしますけれども、千葉市では、これを教育関係の課と、また福祉関係の課でしっかりとマニュアルを、責任の所在なんかを含めて、マニュアルを本当に細分化してつくり上げて、学校施設をアフタースクールとして使うような形というのを確立しているんですが、そういった考え、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） 議員ご提案の小学校施設の活用につきましては、有効な手段の一つであると考えております。主なメリットといたしましては、児童クラブまでの移動距離、移動時間の短縮、それと、学校生活での慣れた環境下での利用のしやすさがあるかと思えます。

一方、主な課題といたしましては、学校側の理解、連携協力、ルールづくりが不可欠であります。また、セキュリティー管理、ランニングコストの費用負担のすみ分け、教職員の負担軽減が挙げられますので、様々な面できめ細やかな協議合意形成が必要となってくることが想定されております。

このことから、ハード面、ソフト面の両面から、クリアしていかなければならない事項が多々あります。そのような状況の中で時間も必要と考えますが、安心・安全な児童クラブ運

営を展開していくための選択肢の一つとして検討させていただきたいと思います。よろしく
お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 一般的な考え方でいけば、すぐ隣にスペースの空いている学校がある
のに、何で使わないんでしょうという考え方というのは、普通に行き着くと思うんですね。
ですから、課題はたくさんあるのは私も承知しておりますけれども、せつかくですから十分
検討してみたいかなと思います。実際にやっているところがございますので、よろし
くお願いいたします。

職員の負担軽減に関する考え方でございますね。

今、健康こども課長おっしゃっていたように、事務負担が非常に煩雑であるというふう
におっしゃってございましたけれども、まさにその部分ですよね。今回、その自治体のDXの
話も取り入れておりますけれども、これ、例えば教育課では、校務支援システム、これスク
リレだと思っておりますけれども、こういったものを活用して、ちなみにですが、スクリレもまだ
完璧ではないです。

ですが、こういったものを活用して、教職員の負担軽減につながっておりますけれども、
そういったものを学童保育の現場にも導入していただいて、こういった紙ベース、電話ベ
ースの出欠確認なんかに活用してみたいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） まさに今、保育業務管理システムということで、導入を今
ちょっと検討している段階でございます。これによりまして、児童の入退室管理、保護者と
の連絡体制の確立、コミュニケーションツールとしての期待が持てますので、導入に向けて
進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

導入に向けて、そのスクリレとの連携というのをしっかり考えていっていただきたい。学
童保育を利用するか、利用しないかというのは、学童保育、放課後直前まで分からないこと
もあるんですね。そのときに必要であるか、必要でないかを、そのお仕事の判断とかそうい
った保護者の都合で変わることがありますので、そういったものもしっかり連携して、変な
話、同じようなアプリでもいいぐらいだと思うんですけども、そういったものを考えてい
ただけなら、スムーズにできるのかなと思いますので、ご提案しておきます。

自治体DXの推進に最後まいります。

いつでも・どこでも・誰でも容易にできるというお言葉がございました。全くおっしゃるとおりですね。これにはやっぱり誰一人として残さない自治体運営ということで進められておりますので、職員の方々はDXに関しての教育を受けられているかと思っておりますので、これは本当に言うまでもありませんけれども、生活を豊かにするための変革に対して、デジタルを活用していくというような順番の流れであるかなと思っておりますが、それが本当に住民本位のものでないと本当にいけないということでもあります。

これは専門家の意見なんかを参考にさせていただきましたけれども、これを第一に考えて変革をしていっていただきたい。壇上のほうでは少子高齢化に伴う人材不足ということで挙げさせていただきましたけれども、それに特化して工数を削減するというところだけに着目していくと、住民本位でないものになっていってしまいますので、そういった進め方については注意されておりますでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 今の秋鹿議員のご質問ですけれども、例えば職員に対する教育につきましては、研修等のゴールとしまして、業務の効率化というのは挙げていますけれども、当然のことながら住民サービスの向上ということを究極の目的に掲げておりますので、そういう点では配慮しているつもりでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 住民本位でない事業を強力に進めてしまったことによる失敗事例というのがたくさん出ておりましたので、そういったことにまず着目点を置いて進めていただきたいと思っております。

また、今工数の削減のお話でいただきましたけれども、人を省くと書いて省人化という言葉がこのDXの中に出てくるんですけれども、私の経験からの提案ですが、以前、民間会社に勤めておりましたけれども、業務改善チームというところのポジションにいました。こちらのDXについても、先ほど申し上げた省人化という言葉、また進め方が出てくるかと思っております。

まずは、ルーティンワーク等の自動化をして工数を削って、それをほかでも進めていくことによって、さらにその工数が削減されて、1人、2人と人数が省いていく流れが予想されますが、まずは、工数の圧縮より先に、職員から率直な意見を聞きながら、作業の中の無理

や無駄、むらを取り払ってあげると、これは理解が深まっていきます。抵抗がなくなっていくます。

なくなっていくますし、その後、皆さんのアイデアにもつながっていきます。そして、先ほどの省人化が可能となった場合でも、すぐに人員を削減するのではなく、DX推進室の人員を増員して、さらに変革を進めていく、そういった形がよいかと思います。人員配置の考え方としては総務課長ですかね。いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

○総務課長（及川雅一君） 貴重なご意見ありがとうございます。

今後、DX体制が構築することによりまして、職員業務の効率化とデジタル化による質の高い住民サービスが図れると思います。また、併せて各課の業務改善と職員の負担軽減にもつながるものと思っております。

そのような中で、今の職員数までの配置数がなくてもいい場合などにつきましては、デジタル化された業務の展開や状況を注視しながら、議員からいただいたご意見を参考に、職員が必要な場合などのバックアップですとか、協力体制づくりについて検討していきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 今バックアップの話が出まして、ありがたいです。余剰人員はDX推進室に置いて、ほかの課を、DX推進室に余剰人員がいるわけですから、そこで変革を図りながら、ほかの課を緊急的に助けに行ったり、不測の事態に備えることもできますので、この場合は、余剰人員がマルチスキルでないと、ほかの課を全部助けに行くということではできませんから、私は過去そのように動かしたり、自分がそのように動いたりしておりましたので、また提案として申し上げておきますので、よろしくお願いいたします。

最後、情報格差の解消に向けた取組でありますけれども、スマホの体験会、スマホの教室など挙げられておりましたが、こういった進め方の中に、これも専門家の意見で、直感的に使えるもの、例えば書かない窓口一つでも、説明が要らないというものに着目して改善していくとよいというような見解がありました。

便利にしようとするあまりに、たくさんの機能を搭載していってしまうと、利用者が本当に必要なものが逆に見つかりにくくなってしまうような、そういう状況もありますから、一目でも分かりやすいという部分に着目して、こういったものを進めていただきたいという考

えがありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 貴重なご指摘いただきありがとうございます。それを参考にしたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

先ほども何度も申し上げているように、住民本位であって、またはこういうデジタルデバイス、今おっしゃっていましたが、そういう方を一人も残さないような進め方をしっかりと、そして先進自治体となるようにというお言葉もいただきましたので、進めていっていただきたいなと思っております。期待しております。

近い将来、行かない窓口というお話もありましたが、そのまま足を運ばずとも、仮想空間の中でAIのキャラクターが丁寧に対応しながら行政手続を行うことができるような社会もすぐそのまま来ておりますけれども、それこそ本当に直感的に、今以上のサービスが提供できると思いますし、本当に積極的にそういったものに対して、先進事例となり得るように進めていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、議会といたしましても、せんだっての常任委員会の合同視察研修で、議会のICT化について研修してまいりました。ただ、このICT化にとどまることなく、町民の方々に広く分かりやすくお伝えできるような形に変革していけるように尽力してまいります。変革とは、そのトランスフォーメーションのところですよ。

当町の各事業におきましても、町民本位の変革という部分にこだわって進めてくださいますようお願いいたしますとともに、その後の大成功に期待を申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（鈴木和彦君） 以上で秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（鈴木和彦君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月9日から12月11日までは議案調査のため休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 異議ないものと認めます。

よって、12月9日から12月11日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木和彦君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月12日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

（午後 4時17分）

1 2 月 定 例 会

(第 3 号)

令和5年12月横芝光町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年12月12日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第14号（町長提案理由説明）
- 日程第 3 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第3号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第4号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第5号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第6号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第7号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第9号審議（質疑・討論・採決）
指定管理者の指定について（光B&G海洋センター、光しおさい公園）
- 日程第12 議案第10号審議（質疑・討論・採決）

令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）について

日程第13 議案第11号審議（質疑・討論・採決）

令和5年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第14 議案第12号審議（質疑・討論・採決）

令和5年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）について

日程第15 議案第13号審議（質疑・討論・採決）

財産の無償貸付けについて

日程第16 議案第14号審議（質疑・討論・採決）

令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第9号）について

日程第17 請願の件

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第17まで同じ

追加日程第1 発議第1号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書について

出席議員（16名）

1番	森	大地	君	2番	内	田	美	穂	君		
3番	霞	浩	子	君	4番	市	原	成	一	君	
5番	印	東	彦	治	君	6番	小	倉	弘	業	君
7番	森	川	貴	恵	君	8番	秋	鹿	幹	夫	君
9番	宮	菌	博	香	君	10番	山	崎	義	貞	君
11番	鈴	木	和	彦	君	12番	鈴	木	輝	男	君
13番	川	島	仁	君	14番	川	島	富	士	子	君
15番	鈴	木	克	征	君	16番	鈴	木	唯	夫	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 佐藤晴彦君 副町長 山田智志君

総務課長	及川雅一君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	向後和彦君	環境防災課長	北田勝也君
税務課長	佐久間真一君	住民課長	小川健二君
産業課長	加瀬淳一君	都市建設課長	若梅吉伸君
福祉課長	古作健二君	健康こども長	野村浩光君
食肉センター長	郡司勇君	東陽病院長	越川直樹君
会計管理者	石田賢一君	教育長	實川睦子君
教育課長	鈴木正広君	社会文化課長	平野和美君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 渡 邊 奨 書 記 椎 名 悦 子

◎開議の宣告

○議長（鈴木和彦君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木和彦君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

最初に、本日、民生文教常任委員会委員長から、請願第1号について、お手元に配付のとおり審査結果報告書の提出がありましたので、ご報告します。

次に、本日、町長から追加議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

◎一般質問

○議長（鈴木和彦君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（鈴木和彦君） 通告順に発言を許します。

川島富士子議員。

〔14番議員 川島富士子君登壇〕

○14番（川島富士子君） 改めまして、皆様、おはようございます。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、ご挨拶をさせていただきたく存じます。

本年も残すところ、あと20日となりました。一年を振り返りますと、4月には統一地方選が行われ、5月にはコロナも5類へと移行し、様々な各種イベントも開催されるようになりました。また、今夏は特に各地で記録的な猛暑日が続き、本町においてもクールステーションを設置するなど、町民に呼びかけていただきました。そのような中、今なお続く物価高騰に、町民を守るためのさらなる対策を急がねばなりません。町も議会も心一つに、精いっぱい

いの対応が必須と考えます。

さて、我が党には、先月、天寿を全うされた創立者が示してくださった「大衆とともに」の立党精神がございます。この不変の指針を片時も忘れることなく、人間主義・中道主義の政治に邁進し、町民に安心と希望を届ける生活者目線の改革に貢献できるよう、小さな声を聞く力をモットーに、改めて精いっぱい努力していくことをお誓いし、質問に入ります。当局の明快なご答弁をお願い申し上げます。

第1に、学校教育におけるICT利活用推進についてお伺いいたします。

さらなる電子黒板（大型掲示装置）の導入についてであります。GIGAスクール構想によって整備された1人1台端末のさらなる利活用が必要となります。そのICTの利活用には、各教室1台の大型掲示装置が必要であると考えます。電子黒板を1人1台端末と接続することで、児童生徒は自分の端末の画面を大きく見せながら、教室全体に向けて説明できるため、クラス全員が参加する授業が実現しやすくなります。

教員にとってもメリットが大きく、授業中の板書やプリントの用意、回収、配布にかかる時間も減り、授業準備の負荷軽減につながります。何より教員は、今まで以上に児童生徒の表情を見ながら授業を進めることが可能となるなど、電子黒板の活用は非常に有効であることから、全教室に整備したい設備であります。

そこで、本町の小中学校における設置状況及び電子黒板機能の重要性に対するご認識と予算確保が求められると思っておりますが、当局のご見解を伺います。

第2に、優しさあふれるまちづくりについて、3点お伺いいたします。

1点目として、児童福祉法改正で示された訪問家事支援について伺います。

我が国の出生数は最少を更新しております。若者が希望どおり結婚し、出産できる社会をつくることで、出生率をこの国民希望出生率1.83にほぼ近い1.8程度まで高めるとというのが当面の我が国の目標であります。

少子化の背景には様々な社会課題が横たわっている中、政府は常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策を我が国の社会の真ん中に据えて、子供の視点で子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることもまんなか社会を目指すこととしました。その理念を定めたこども基本法が成立し、こども家庭庁が本年4月1日に発足しました。また、地方自治体の具体的な取組を推進するための児童福祉法等の改正も行われ、施行日は令和6年4月1日であります。

改正児童福祉法では、こども家庭センターの設置と並んで訪問家事支援、児童の居場所づくり支援、親子関係の形成支援等を行う事業の新設がうたわれています。そこで、近年ニーズが高まり、一部の自治体では類似の事業が既に実施され、大きな成果を上げている訪問家事支援の事業についてお尋ねいたします。

事業の必要性和有効性が極めて高く評価されている子育て世帯訪問家事支援事業は、妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートしていく事業の一環として、出産後間もない家庭に家事ヘルパー、ベビーシッター、産後ドゥーラの3職種を派遣して支援するものですが、それぞれ専門性が異なります。最も特徴的なのは産後ドゥーラで、訓練を受けて民間資格を有する産後ドゥーラが母親の悩みを傾聴し、家事も育児も支援することができます。家事・育児の負担を抱え疲弊している母親や、家庭のニーズに応えるなど直接支援ができるのです。

本町においても、育児支援事業について、産後家事・育児支援事業における対応の拡充とともに、事業の担い手となる人材養成事業に着手し、人材育成に補助をすべきと考えます。改正児童福祉法による事業は来年4月から本格的に動き出します。ママと子供たちの笑顔のために、横芝光町が先駆けてさらなるこどもまんなか社会への第一歩を踏み出すことを強く願い、当局にお尋ねいたします。

2点目として、男性のHPV感染対策について伺います。

ヒトパピローマウイルスに年間で約1万人超の女性が罹患し、3,000人近くが子宮頸がんで亡くなっています。主に性交渉で感染するHPVが原因です。日本では女性への定期接種を進めておりますが、厚労省は2020年12月、男性接種についても承認をいたしました。しかしながら、あくまで任意接種であります。

ワクチンは、女性だけでなく、男性にも接種することで、男性のHPV関連の病気、中咽頭がん、尖圭コンジローマ、陰茎がん、肛門がん等から本人を守るとともに、パートナーへの感染を防ぐ効果が期待されております。男性の場合、9歳以上で必要な3回分の接種費用は総額5万から6万円に上り、全額自己負担となります。

そこで、横芝光町の大事な男性の皆様への接種公費助成を求めますが、当局のご所見をお聞かせ願います。

3点目として、千葉県がん患者アピアランスケア支援事業の活用について伺います。

がん患者には、人知れず治療に伴うアピアランス、外見の変化に心を痛めている人が多くいらっしゃいます。アピアランスケアは、がんと共生を実現していく、治療と仕事の両立等、社会生活を送っていく上で極めて重要であります。厚労省においても、がん患者に対す

るアピアランスケアの均てん化と指導者教育プログラムの構築に向けた研究が行われてきた中で、いよいよ本年、千葉県における支援事業として、財政的に支援する仕組みの創設が実現をいたしました。

この事業は、治療と就労の両立に必要であり、働き方改革の一助でもあることから、本町のがん患者に寄り添い、社会参加を応援していくことと、治療を続ける人の励みにしていくために、この事業の導入は大変意義深いものと確信いたしますが、当局のご見解をお尋ねいたします。

第3に、物価高騰・経済対策についてお伺いいたします。

重点支援地方交付金の活用についてであります。日本経済は今、コロナ禍での苦しかった3年間を乗り越え、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、前向きな動きが見られる一方、円安圧力も重なった中、物価高に賃金の上昇が追いつかず、生活実感の改善には至っていない状況がございます。

そこで、10月25日、26日の衆参両院の本会議で、我が党からは山口代表と石井幹事長が質問に立ち、どちらも真っ先に取り上げたテーマが物価高、賃上げ、持続可能な経済成長でありました。焦点は、税収増分を国民にいかに還元するかであります。特に、山口代表が苦しむ家計への直接支援が必要だと訴え、11月29日に、デフレ完全脱却のための総合経済対策の実行のための令和5年度補正予算、総額約13兆1,992億円が成立いたしました。これには、物価高の影響を特に強く受ける住民税非課税世帯、いわゆる低所得世帯への7万円給付や、電気、ガス、ガソリンをはじめ、燃油代の負担軽減策の期限延長等々が盛り込まれました。同予算の早期執行を図り、支援策を生活現場へ一日も早く届けなければなりません。

物価高対策のために積み増された重点支援地方交付金については、活用に向けた自治体の取組が最も重要です。物価高に苦しむ生活者や事業者を支えるため、より効果的な支援策をいかに早く実施できるかが鍵であることから、先月、佐藤町長に緊急要望を提出させていただきました。議会初日終了後の全協にて早速お取組の説明をいただき、スピード感を持ったご対応に心から敬意と感謝を申し上げます。

なお、今後は、事業の早期予算化と速やかな給付につなげる取組が喫緊の課題です。改めて、町当局のご決意をお伺いいたします。早急に支援が行き届く制度に仕上げていただきたく切にお願いし、私の最初の質問といたします。

〔14番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 鈴木正広君登壇〕

○教育課長（鈴木正広君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、学校教育におけるICT利活用推進についての更なる電子黒板（大型掲示装置）の導入についてにお答えいたします。

令和2年度に導入した児童生徒1人1台端末や高速大容量の通信環境の下で、新しい学びがスタートしており、町内小中学校では、積極的に電子黒板やタブレット端末等のICT機器を活用した授業が行われているところでございます。

電子黒板は、普通教室や特別教室などで活用できる移動式の電子黒板を採用し、小学校には、学校の規模によりますが、1校当たり3台から9台、中学校には9台を配備しております。また、現在改築中の横芝小学校につきましては、全ての普通教室に埋込式の電子黒板を整備することとしております。

令和3年度から、国におけるデジタル教科書の実証実験が開始されており、ICT機器を活用したデジタル教育は今後も活発になることと思われまことから、当町ではデジタル室教育を推奨していくとともに、ICT機器の活用・整備に努めてまいりたいと考えております。

〔教育課長 鈴木正広君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 野村浩光君登壇〕

○健康こども課長（野村浩光君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、優しさあふれるまちづくりについてにお答えいたします。

初めに、児童福祉法改正で示された訪問家事支援についてであります。児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえて、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを趣旨として、児童福祉法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されます。

この改正児童福祉法では、子育て世帯への包括的支援に向けた体制強化や拡充策として、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設し、これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じて実施し、ヤングケアラーを含む支援を要する幅広い子育て世帯を対象とした生活支援を強化することとしており、取り分け訪問による家事支援の必要性は感じております。

当町では、既にまち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な施策の中に、母子健康手帳を

交付された妊婦、満1歳未満の乳児又は多胎児の場合は満1歳6か月の乳幼児を養育する保護者に対して、家事代行を主としたエンゼルヘルパー派遣事業を平成28年度から実施しております。しかしながら、現状といたしまして、活用できる民間資源、地域資源が少ないことが当町を取り巻く課題として挙げられます。

また、そのような資源が開拓でき、訪問支援サービスを受けられることとなった場合、人的援助という業務内容から、サービス提供事業者と利用者との相性、子どもの年齢や家庭の状況により、適切な訪問支援員はそれぞれ異なるため、複数の事業者と委託契約を行うことが望ましいとされていることなど、解決すべき課題が想定されます。

更に、支援を受ける側の課題といたしまして、基本的には利用者負担を求めることとされているため、支援を必要とされている方が迷いなく支援を受けることができるよう、利用者負担軽減措置などの経済的な支援につきましても併せて検討する必要があります。

改正児童福祉法への対応については様々な課題がございますが、新たな事業の実施に向け、民間資源、地域資源との一体的な支援体制を構築しつつ、先進自治体事例の調査研究を念頭に、当町の実情を踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、男性のHPV感染対策についてであります。ヒトパピローマウイルスいわゆるHPVに感染しても、直ちにがんになるわけではなく、通常は感染しても自然に排除されますが、長い間感染が続いた場合、細胞が少しずつがん細胞に変化していくことがあります。HPVは男性にも感染し、咽頭がん・肛門がん・陰茎がん等の発症に関与すると言われております。

国は、令和4年8月に男性のHPVワクチンの定期接種化について議論されてはおりますが、現在、定期接種の対象とはなっておりません。一方、女性へのHPVワクチンは定期接種化されておりますが、このHPV感染症は男女間で感染を繰り返すため、女性への接種だけではなく男性にも接種することで、HPV感染への予防効果が期待されます。このことから、今後もHPVワクチン接種に係る国や県の動向等について注視し、必要に応じて周知してまいります。

次に、千葉県がん患者アピアランスケア支援事業の活用についてであります。アピアランスケアとは、がんの治療を受けている方が治療内容等により、頭髪等の脱毛、皮膚や爪の変化、乳房切除等でアピアランスいわゆる外見の変化により心理的な負担が大きいため、医療用かつら、いわゆるウィッグや胸部補整具を装着することで、社会参加や生活の質の向上を図ることが期待できます。

県では、がん治療に伴い、医療用補整具等を購入した方に対し、市町村が購入等費用の一部を助成する事業を行った場合に、県から補助金が交付される事業として、千葉県がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付要綱を、令和5年8月31日に施行しました。また、令和5年9月に行われました県によるがん患者QOL向上事業に関する調査についての集計結果によりますと、9つの市が既に導入している状況です。

今後、当町における助成制度の実施につきまして、県内市町村の導入状況を鑑みて、検討してまいります。

〔健康こども課長 野村浩光君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君） 川島富士子議員ご質問の大綱3点目、物価高騰・経済対策についての重点支援地方交付金の活用についてお答えいたします。

重点支援地方交付金については、内閣府から各自治体に対して、年内の予算化に向けた検討をいただきたい旨の通知が発出され、早期の予算執行が物価高騰対策のために必要と考えられるため、本日、本交付金に係る町一般会計補正予算案を町議会定例会へ追加提案させていただくこととしました。

本交付金を活用する事業を選別するにあたっては、低所得世帯支援を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するとの本交付金の趣旨や、当町が今まで物価高騰対策として行ってきた事業の効果・評価を踏まえ、また11月20日付けで川島富士子議員から町長あてにいただいた緊急要望を参考にさせていただいたところです。

〔企画空港課長 平山貴之君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

通告順に、まず、学校教育におけるICT利活用推進について、さらなる電子黒板の導入についてでございます。

10月13日に、山武市の山武市立日向小学校で、先生のためのICT教育ハイブリッドセミナーというのがございました。運よく、私もオンラインで参加をさせていただいたんですけども、本当にデジタルデバイド、もうとにかく格差があってはならないというのがまず第一に感じました。いいことは、言葉は悪いですけども、盗みながら、またいただきなが

ら、うちの町にも導入していくということがいかに必要かなというふう感じた次第であります。

この日向小学校を紹介しますと、令和3年から文科省のリーディングDXスクール事業を行っておりまして、タブレットと電子黒板を併用して既に始めているわけですね。うちの町も課長から、非常に安心というか、今の実態を教えてくださいまして頑張っているというのが伝わってきたわけでありましてけれども。ここの日向小学校では、職員会議にペーパーレスでもう既にオンラインが日常化しているということと、学校の目標は教職員の働き方改革ということで、ICTの恩恵を受けるということだそうです。欠席者に関しては、オンラインで参加させているということでありました。

何よりも、この日、山武郡市内の各学校に呼びかけたそうです、教育参観またはオンライン参観。非常に残念ながら参加が少なかったということで、20人いなかったのかな、校長先生のそういったお話を伺いました。ここで、全国的に有名な堀田龍也博士がお見えになって、こういうセミナーがあったわけですがけれども、こういった千載一遇のチャンスにきちんと我が町の教員、何名参加されたのかなって、調べてはありませぬけれども、思った次第であります。日向小学校の取組をぜひ参考にさせていただけたらいいのかなというふうに思いましたので、紹介をさせていただきました。

電子黒板には、文科省の説明ですと、大きく分けると3つのタイプがあるのが現状だと、負担が一番少ないのがテレビタイプの一体型電子黒板だということでありました。ですが、先ほど課長のほうで、もう現に小学校には3台から9台、中学校には9台ということであります。でも、クラスに1台というわけではありませぬので、ぜひこのところをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

各教室に1台の導入計画というのはあるんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） 導入計画についてですが、現在のところはありませぬが、将来的には各学校、各教室に移動式の電子黒板で全てを網羅できるような、そのような体制はつくっておきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 移動式も分かるんですけども、先生の準備の負担をコストの面で省くためにも、ぜひ各教室に1台の導入を計画していただきたいと思いますというふうに思います。

その際、国の制度の活用ということがあります。文科省は今年1月、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画を2年間延長し、計画期間を2024年度までとすることを決定したということであります。2024年度ですからもうあんまりないわけですがけれども、ICT環境の整備を持続的・継続的に進めていく重要性が示された上で、引き続き単年度1,805億円の地方財政措置が講じられることになりました。1人1台端末の活用が進み、学校現場での課題も出てくる中で、実情に合った電子黒板を整備するには絶好のチャンスと考えますけれども、ご見解を伺います。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） 今の国のお金があるというところ、検討・研究させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 電子黒板と直接はあれですがけれども、改めて教育長にお伺いしたいと思うんですが、端末の更新時期というのは、これはいや応もなくやってくるわけでありまして、先ほど課長から、ICTを継続的に持続的にやっていくという前向きな答弁だったというふうに私は受け止めておりますけれども、この更新に対する決意を一言お願いしたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 川島富士子議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、学校の現状ですけれども、アンケートを取らせていただきましたが、ほぼほぼ毎日、各職員は使っている状況でございます。それで、やはり習うより慣れろということで、職員と、あと子供たちのほうですけれども、児童生徒もタブレットとほぼほぼ毎日、毎時間ということではありませんけれども、使用している頻度は非常に高い。

先ほど、日向小学校の事例のほうを参考にさせていただいて、確かに日向小学校は指定を受けておまして、私も知っております。実際にあの黒板を配置したときに、ちょっと見学をさせていただいて授業も見させていただきました。それぞれ、横芝光町もきちんと整備されており、山武市についても整備されておりますけれども、多少いろいろ会社等も違いますので、すぐそれを同じように導入するというのは、構造上というか、難しいところはありますけれども、本町でも職員のほうは非常に活用ができています状況でございます。

更新につきましても、令和8年度を更新の年というふうに考えております。現段階のところですね。それで、同じようにタブレット等の更新等も考えておりますので、そちらのほう

は大丈夫かと思えます。

それで、私的にはやはりメリット・デメリットって非常にあるかと思えます。教育って、このICTが本当にこのコロナ禍の中で急速に入ってきました。その中で情報を速やかに児童生徒に伝えるということは、やはり学力の向上とか、それから学力の効率化にもつながってきているかと思えますけれども、それも加味しながら、今までのアナログ的な紙、要するに本を材料にした、そういう教育の方法というんでしょうか、それもやっぱりうまく調和しながら進めていくのが大事なのかなというふうに思っております。

実際に、昨年度もタブレット等、非常に使用度が高くなったので、その分、タブレットの故障についても非常に多くなってきております。ですので、今後、来年度も検討していく上で予算の問題とか、非常に高価なところもありますので、町当局とも相談しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ありがとうございます。

今、教育長から出ました故障とかの件なんですけれども、不登校の方、8日の日に内田美穂議員からもありましたけれども、不登校、病気療養等の学びの保障からオンライン授業の取組、もう既にやっているかと思えますし、進めていく中で、家庭への持ち帰りによる故障や修理というのがあろうかと思えます。

知らないのですが伺いますけれども、そういった保険の加入というのはどうなっているんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） 保険の加入についてお答えいたします。

タブレット端末なんですけど、こちら購入時から、パッケージとして5年間の保証を加えておいておりますので、この保証内であれば、正常に使ったところの壊れてしまったような自然故障とか、いわゆる破損とか水ぬれとか、水にぬれたやつですね。このような物損故障、あとは盗難にも対応したような、そういうような保証には入っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 分かりました。何事もメリット・デメリットってあろうかと思えますけれども、とにかく全教室に整備したい設備でありますので、未来を担う横芝光町の子供たちが世界標準の授業が受けられるように強く望むところでありますので、よろしくお願

たします。

次に、健康こども課長、ご答弁ありがとうございました。子育ての訪問家事支援について、今回、産後ドゥーラをとにかく前に進めていただきたくて、この質問を取り上げました。

子育て支援の様々な事業は、幾ら国の制度があっても、自治体の取組なしでは住民に届きません。国の施策を踏まえて、それを地域における持続可能なまちづくりの中にどう生かしていくか。来年の4月に向けた自治体の準備と、その後の展開の手腕が問われることになっていきます。町においても、これまで様々な取組をやっていただいたのを承知しているところでありまして、そういった成果を踏まえて、さらなるこどもまんなか社会に向けた取組が強く求められていると思います。

本町におけるこども家庭センターの適切な整備、どのようにお考えか。改正児童福祉法で示された取組などをどう受け止め、どう対応準備をお考えか。先ほど答弁いただきましたけれども、改めて決意をお聞かせください。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） まず、産後ドゥーラの関係についてでございますけれども、東京都では、とうきょうママパパ応援事業の一つとして家事・育児サポーターを派遣し、産後の家事・育児を支援する事業を行う自治体に対しての補助金を交付する産後家事・育児支援事業を展開していると。その中で議員おっしゃられたとおり、産後ドゥーラ、ベビーシッター、家事支援ヘルパー等の派遣、これが様々な状況で展開されているということは承知をしております。

また、当町におきましても、現在、子育て世代包括支援センターにおきまして、子育て支援制度、母子保健事業に関する情報をプラムっこファイルとして、ウエルカムベビークラス、伴走型相談支援、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等の利用のご案内をさせていただいているところではございます。

議員ご質問の子育て家庭センターにつきましても、まずはこの子育て世代包括支援センターを基礎として、さらなる拡充・充実を図るべく進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ありがとうございます。今、課長からもおっしゃられたように、東京都の事例が一番、東京都はもう全てのところで家事ヘルパー、ベビーシッター、産後ドゥーラ、進んでおります。

ただ、家事ヘルパーは家事支援のみ、ベビーシッターは赤ちゃんのお世話のみ、訓練を受けて、とにかくトータルに支援できるのが産後ドゥーラでありますので、どうかさらなる研究をされて、取組に向かって進んでいただきたい。エンゼルヘルパーの制度があっても、エンゼルヘルパーのできないところをできるのが産後ドゥーラでありますので、もっともって子育てしやすい横芝光町を目指して導入を求めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。その際には研修、また、ママが使う助成も非常に大事になってくると思いますので、併せて東京の例を見ながら研究していただければと思います。

次に、男性のHPV感染対策でありますけれども、世界保健機構、WHOなどの国際チームが、15歳以上の男性の31%が女性の子宮頸がんを引き起こすヒトパピローマウイルス、HPVに感染していると発表いたしました。25歳から29歳で特に感染率が高いという報告です。

繰り返しますが、男性のHPV感染は女性にうつす危険性のほか、様々ながんの原因になることが知られ、また労働人口が減少し、経済的余裕を失っていく中で、今回明らかになった予防可能なリスク要因に起因するがんの経済的負担を減少させていくためにも、男性は4価のみのものでありますけれども、近隣では、いすみ市がもう既に今年度から実施をしておりますので、女性同様、ワクチン対策が重要と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、議員のほうから、いすみ市がもう既にやっているということでございますけれども、しっかりとこの対応については考えていかなければならない大きな問題であるということの認識はございます。

ただ、議員ご理解いただけたと思いますけれども、令和6年度予算の中については暫定予算ということになって、新規事業についての予算が盛り込めないという状況もございますので、今後、その暫定予算をクリアした中で、いろいろと事業化に向けて努力をしていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 町長は、福祉全国日本一、福祉日本一を掲げて、町長は長いこと福祉に力を入れてやってくられました。いすみの市長は、福祉、千葉県一とおっしゃっているようでありますが、ぜひ負けないでいただきたいというふうに思います。

男性から女性に感染するということがありますので、ここで再質問でちょっと女性のこともお聞きしておきたいと思っておりますけれども。

女性が使用できるHPVワクチンは、2価と4価と9価の3タイプでありまして、200種類以上の中の2種類、4種類、9種類の方に対応ということでもあります。特に9価は子宮頸がん、HPV感染を8から9割防ぐ。国内では年間1万人以上が子宮頸がんと診断されて、約2,900人が死亡するということと言われております。2013年6月から2022年4月の中止後の後、有効性や安全性が確認されて、2022年4月から再開し、接種しなかった1997年4月2日から2007年4月1日生まれの方は無料で受けられる救済措置がございます。

そこで、キャッチアップ接種対象者の人数と接種率、また、令和6年度が最終年度となりますけれども、未接種者に対する勧奨通知をどのようにお考えか。分かる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） キャッチアップ接種の接種状況につきましては、ちょっと今手元にございませぬので、後ほどご回答させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 後ほどぜひお願ひしたいと思ひます。令和6年度が最終年度ということでもありますので、ぜひ、このワクチンを接種するだけで多くの命が救われるわけですから、さらなる安全性の確保と、コール・リコールなどで接種率の向上に期待したいと思ひますので、課長、どうかよろしくお願ひいたします。

それと、3点目の千葉県がん患者アピアランス支援事業の活用でありますけれども、県は事業の目的を、あくまでも市町村長が実施する助成事業に県が補助と言っております。事業主体は市町村であります。補助額と補助回数は上限5万円、県と市町村それぞれが2分の1、回数は市町村が定めるとあります。本年4月に遡ってオーケーということで、自治体に制度必要であり、女性はがん治療を続けていく人の励みになるので、ぜひ町長が手を挙げてほしいというふうにお願ひします。

そこで、私は令和3年6月議会で担当課長から答弁をいただいております。「医療用ウィッグには健康保険が適用されない。がん患者の心身・経済負担等を考慮し、ウィッグ等の購入助成について研究してまいります」、このような当時の担当課長の答弁でありました。そこで私は再質問で、「医療用ウィッグ、かつら、これを1つ作るのに約30人分の髪の毛が必要だと聞きました。中には、小学校、中学校、高校生などの若い方たちが自分の髪の毛を伸ばして、医療用ウィッグを作るのに協力している場合もあるそうでございます。実際に使われた方は、たくさんの方の真心が伝わってきて感謝でいっぱいになりましたと同時に、絶対

にがんを勝とう、私も誰かの役に立てるように頑張ろうと決意が固まったそうでございます」と、るる再質問をさせていただきました。

また、「病気で外見が変わり、外出などで悩む患者は多く、女性も男性も社会に出て活躍していくための必要な支援と考えますが、町長、一言ご見解を」と再質問で聞きましたところ、町長からはこのように答弁がありました。「がん患者のウィッグについては、自分の髪の毛を正直申し上げまして、この役場職員の中にも、実は自分の髪の毛を伸ばして、それを寄附して、そのために使ってくださいという方が実はおられるんです。そういう人たちの思いも、本当にもうすごい昔の言葉なのかどうか分かりませんが、髪は女の命だというような表現も過去にございましたけれども、本当に命の大切な部分だという部分も十分に認識しているところがございますので、ほかの事例がどういう状況だか、ちょっとまだ分かりませんが、考えていかなければならない一つなのかなというふうに思っております」という佐藤町長からの答弁でありました。思い出されたでしょうか。ぜひ町長には手を挙げていただきたいと思います。

姉妹都市であります長野県千曲市は、本年の7月から購入費助成をスタートいたしました。今年度から実施が決まった県の補助制度をやはり活用のほか、千曲市独自のメニューも取り入れたそうであります。千曲市は独自で3,000円プラスして、帽子、つけ眉毛・まつげ、ネイル用品、手袋など、追加メニューしたそうでありますけれども、ここで町長のご決意を再度伺わせていただければと思います。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほどもHPV感染対策のときも申し上げましたけれども、来年度の予算については暫定的な予算であるということも含めて、新規事業については、予算の計上は今控えている状況の中でありまして、この問題につきましては前向きにしっかり対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 町長、先ほど申し上げましたけれども、4月に遡って助成をしていただける、本当に大金がかかるがん患者さんもいるわけです。何十万から何百万という装具をつけなくてはいけない、そういう方もおられるわけですから、たかが5万、されど5万です。私、前回の答弁読ませていただきましたけれども、真剣に受け止めていただいて、町長の手挙げ一つで受けられるわけですね。ですから、ぜひ手を挙げていただきたいというふうに思

いますので、よろしく願いいたします。

物価高騰・経済対策について、重点支援地方交付金の活用についてであります。本当にばたばたと議会のほうに上げていただいて、大変な状況の中での準備と執行になろうかと思えますけれども、本当にこれ全国的に取り組んでいるところでありますので、よろしく願いしたいと思えます。

7万円の支給は、とにかく年末年始の何かと物入りになる時期でありますので、安心して年越しができるように何とか年内の支給開始をとということで思っておりましたけれども、システムの改修に時間が要することが原因なのか、何が課題なのかあれですけれども。

ちなみに、県内でも同じ一斉に、11月29日に各自治体に通達が来て、用意ドンで準備されたのは一緒なわけです。例えば、県内、四街道市でありますけれども、ここは市長の専決処分、12月25日から7万円に関しては支給開始が決まっているということを伺いました。また、富里市、ここは12月1日の基準日でありながら、12月27日から支給開始をするということも伺いました。

人口が多くても、やはり気持ち一つ、やる気一つ、意識の問題でこんなに早く取り組めるんだというふうに感じた次第でありますので、大変でありますけれども、本当に現場に入ると大変な人がおります。3食食べずに2食で我慢している、いろんな方から相談を受けます。夜中に電話がかかってくることもあります。ですから、そういう町民の人がいるということをお忘れなでいただきたいと思えますし、大変ですけれども、そういう方たちのために何とか頑張りたいというふうに思えます。

参考までにですけれども、システム改修に時間がかかるということもあろうかと思えますけれども、迅速給付に向け、特定公的給付制度を活用するところもあると思えます。これは、支給対象者からの申請を経ずに、マイナンバーとひもづいた情報などを利用して、公金受取口座の積極活用をすることによって支給する。給付事務を担う自治体の負担軽減になるというふうに言われております。

また、11月30日は、政府のほうから表明がありましたオンライン申請と給付、ファストパス制度を導入する、簡易な方法で素早く配れる、2次元コードをスマホで読み込みオンラインで申し込む。これも基準日12月1日のできるという、そういうお話もありました。

また、年明けてからの推奨メニューでありますけれども、1つ課長に伺いたいと思えます。

3月の執行残、従来予算の剰余金というのはいないのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） 応援券の第1弾の残額ということだと思わなうですけども、それについては1人当たり3,000円お渡ししました応援券の第1弾については、この年末までが使用期間なので、ちょっと確定ができない状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 分かりました。もう既に余剰が出ているところもあるので伺ったところでもあります。国には1,000億円あるということでありましたので伺いました。

ちなみに、これは一案ですけども、長柄町は第1弾の商品券のときに、500円券を7枚配ったということでありました。500円券を5枚でもいいのかなというふうに思ったんですけども、一応ご紹介させていただきます。

あと、所得税・住民税の減税が行われた場合、9,000万人が恩恵を受けるそうです。主に現役世代、中間所得層に恩恵が及びますけれども、来年1月の通常国会で所得税法等の改正を行う予定があり、所得税や住民税の減税や、7万円の給付金の対象とならない、いわゆるはざまの所得層の方が町内に何名ぐらいおられるか。もし、もう既に数字が出してある、また出るということであれば、お聞かせください。

○議長（鈴木和彦君） 税務課長。

○税務課長（佐久間真一君） 現在のところ、そのような条例の改正等も、あと法律の改正等も聞いておりません。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 国が現在、既に千葉日報にも載ったと思いますけれども、検討しているということでもありますので、ぜひ、国は約900万人いるとおっしゃっていますから、町で住民税均等割のみの課税世帯がどのくらいか、定額減税を満額受けられない所得水準の方がどのくらいか、また低所得の子育て世帯はどのくらいかということ、ぜひ前もって取り組んでおいていただければ、いざというときに早い給付、取組ができるかと思っておりますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

ただいま政府が、確かに税務課長がおっしゃったように、今、結果は出ていないことでもありますけれども、今回のように本当に慌ただしく補正を出していただくような状況がございますので、ただいま検討中とは思いますが、定額減税の恩恵、支援の恩恵が十分に受けられない所得層への丁寧な対応をできるためにも、今から準備をお願いしたいというふうに思います。その際、早期の給付を例えば起こる、また、やる事態が起きたときに、町長は

専決処分もあり得るということ、ぜひ念頭に入れていただきたいというふうに思います。

先走って大変に申し訳ありませんけれども、例えば、定額減税同等の給付を2月に補正予算計上して、年度内の迅速な給付を目指すとか、特に、低所得の子育て世帯は卒業・入学シーズンで出費が重なることが私は頭をよぎったので、そういうことも考えました。先走りで大変申し訳ありませんけれども、でも、このようなことがあったがゆえに、いざというときに、もう既に千葉日報に出ましたから、いざというときに町が素早く対応できるような、そういう準備というのはしておいてもいいのかなというふうに思いますので、町長、一言お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 確かに、そういう準備については非常に重要な認識というのは持っています。

ただ、一つ言えることは、今回も慌ただしいと今、議員おっしゃっていましたが、政府がどうしてこういうふうに右往左往しながらこの支援をしている状況が、正直言って私はそう思っちゃっているんですね。もうちょっとしっかり根を張った、例えば物価高騰対策をしてほしいとか、そういう部分で、私が言うべきかどうかは分かりませんが、ちょっと目先に走っている状況の中で、なかなか本当の当然、物価高騰で苦しんでいる皆様の対象になっているというのは分かるんですけど、先ほど専決処分の選択肢のこともお話がありましたけれども、今回についてはしっかり議会の中でも議論してもらって、それでこれをやるべきじゃないかというふうに、いかんせん3,000円を10月ぐらいからやって、またその追加という形でやらせていただくことのでございますので、それについてもしっかり議会の皆さんとの議論も必要だなというふうに思って、そういうふうにさせていただきましたことはご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） もう町長のおっしゃること、皆さんやっぱり感じていることはたくさんいらっしゃると思いますし、私も分からないわけではないんですが、私はどっちかというと、庶民の皆さんが苦しんでいる方がたくさんいるということ、それを考えたときにどんなことであっていいじゃない、もうとにかく苦しんでいる人を助けましょうよと、そういう思いなんです。

ですから、いろいろ行政側にしたら言い分あると思いますけれども、本当に苦しんでいる

庶民の人を助けるという意味で、それをやっていくのが職員も議会も公僕だというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、公明党は来年、結党60周年を迎えます。「大衆とともに」との立党精神を掲げ、物価高に苦しむ国民に寄り添ひ、未来に責任を持つ政策の実現へ全力を挙げてまいります。

本町においても、未来に希望のある事業の展開とさらなる安全・安心のまちづくりに、断じて鋭意努力せねばなりません。具体的には、2029年3月の成田空港C滑走路完成までが勝負です。現在、町の将来に向け、様々な事業が大きく進み始める重要な局面のときでなかろうかと存じます。

そのような中、来春早々、一大イベントであります町長選がございますが、過日、町長のお考えを伺いましたが、改めて町の今後に対する町長の思いとご決意を伺ひ、私の質問を終わります。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ご質問ありがとうございます。

横芝光町長として4期目も残すところあと3か月あまりとなりました。その間、議会の皆様をはじめ、多くの町民の皆様方の本当に温かいご理解とご協力の下、大過なく務めることができていると思料しております。改めて、皆様方に感謝と御礼を申し上げたいと存じます。

今お話がありました成田国際空港の容量拡大、2016年9月に発表され、2018年3月の四者協議会において、断腸の思いでの合意の判断をいたしました。全ての町民の皆さんの理解が得られない中ではございましたが、当時、先日逝去いたしました川島勝美議会議長と共に記者会見を行い、合意することで横芝光町は必ず発展していくと、記者のマイク越しに町民の皆様にお約束をしてから5年の歳月を経て、私ども職員と共にしっかりと積み上げてきたものが、ただいま川島富士子議員からもご指摘をいただいたように、幾つかの大型プロジェクトが動き始めようとしています。

現在、66歳の私ではございますが、気力、体力についても問題もありません。これから皆さんと共有する大きな思いを必ずや達成するためにも、来春3月に予定されている町長選挙に出馬をさせていただき、町民の皆様への負託をいただけるものであれば、引き続き約束を果たす努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分といたします。

（午前10時59分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時08分）

○議長（鈴木和彦君） 先ほどの川島富士子議員の一般質問での追加答弁を健康こども課長にさせます。

健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） 先ほどの川島富士子議員再質問の中での追加の答弁をさせていただきます。

子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種についてでございます。令和4年度につきましては、対象者は769人、実際の接種についてでございますが、3回分の接種になりますが、延べ751件となります。令和5年度につきましては、4月から9月末現在でございますが、キャッチアップ対象者851人、3回分の接種になります。接種者は延べ825人となります。なお、キャッチアップ接種対象者につきましては、全員通知しておるところでございます。

以上でございます。

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（鈴木和彦君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

〔10番議員 山崎義貞君登壇〕

○10番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。議長の許可をいただき、一般質問を行います。

初めに、10月7日、イスラム組織ハマスによるイスラエルへの奇襲攻撃とその後のイスラエルからの反撃により、2か月余りでパレスチナのガザ中心とした死者数は1万7,000人を超えました。イスラエル側の死者数の10倍以上で、子供は7,000人以上です。今回のハマスとイスラエルの戦闘はあまりにも常軌を逸したものです。ガザでは4万6,000人以上が負傷、

避難民はガザ人口の8割以上の180万人を超えると推定されています。イスラエルはハマスの攻撃からの自衛を主張していますが、国際法を幾重にも踏みにじる蛮行は正当化できません。ガザ地区では多くのパレスチナ人の命が脅かされています。ジェノサイドが現実の危険として迫っています。国際条約が固く禁止をしている集団殺害を絶対に許してはなりません。イスラエルはガザ攻撃を直ちに中止し、ハマスは即時停戦のためのテーブルに着くべきです。

日本政府は、アメリカが支援するイスラエルに物を言えない状態を改め、病院攻撃などの国際法違反の行為をやめるようもっと求めるべきです。一刻も早い停戦が必要です。イスラエルはガザ攻撃やめよ、即時停戦の声を国際社会が広げることが重要ではないでしょうか。

政治と金の問題では、自民党の5派閥がパーティー収入の過少申告を告発され、東京地検特捜部が捜査をしています。この問題は赤旗日曜版のスクープから始まり、神戸学院大教授の上脇博之さんが調査をし、告発したことです。

90年代の政治改革で、企業団体献金を政党や政党支部に限定しました。通常の寄附は5万円以上ですが、パーティー券購入は20万以上なので献金の温床とされてきました。この政治資金規正法問題、一体何に使われたのか、使われ方を明らかにすることが求められています。政治の信頼を得るにはガラス張りが必要です。国会議員だけでなく、東京都議会議員も裏金作りを指摘されています。行政運営は特にガラス張りが求められています。

そして、今議会では、大綱4点の一般質問を行います。

大綱1点目、町長の政治姿勢について質問をいたします。

初めに、町長公用車の使用について、各自治体の首長が公用車利用の運用について不適切ではないかとの指摘報道が度々テレビなどで取り上げられます。黒塗りの高級車利用や私用目的での利用などが指摘されてきました。政治家、政治団体のパーティーの参加でも、行政執行上公益になるため公用車を使用すると判断すれば何でも公用車が使えることとなります。

町長は節度を持って公用車の使用をしているものと信じておりますが、無投票当選で町民の信頼を得てきたので、少しくらいの個人利用は大丈夫だろうなどの思い込みがあってはなりません。町長公用車の明確な利用基準はどのようになっているのか、どのようときに利用しているのかを伺います。

次に、運用基準について質問をします。

町例規集の中では、町長の公用車の明快な運用基準がありません。町民誰もが納得できる運用基準を示すことが必要と考えます。何が公務なのか、どこまでが公務なのかを明快にする必要があります。運用基準の作成を求めるものですが、どのように考えるのかを伺います。

次に、政務と公務の使い方について質問をします。

友人や知り合いが選挙の候補者である際に、応援に行くことやパーティーの参加も度々あるかと思います。私たち議員も、選挙となれば応援に駆けつけたりもします。これらの活動は政務であって、自治体の公務ではありません。政治家との付き合い方についてはどのように考えるのかを伺います。

大綱2点目、農業問題について質問します。

初めに、食料自給率向上に向けた耕作放棄地解消の取組について質問をします。

日本の食料自給率は38%を切っています。これはカロリーベースであり、種や肥料、ヒナなども輸入に頼っているのもっと下がります。1960年に79%あった自給率が2000年には40%まで落ちました。小麦や肉などの輸入品の増加、食生活の変化によるところが大きいものです。

しかし、この食文化の変化は、戦後の食糧難に学校給食におけるパン食の推進、豚の餌に使われていた脱脂粉乳により日本人は助けられたものですが、余剰小麦の処分に困ったアメリカが小麦を売り込むための戦略でした。自動車や電気製品などの工業製品輸出の身代わりに農産物の輸入が増え、農家の経営を圧迫してきました。

特に稲作農家の1戸当たりの農業所得は、2020年に18万円、21年に1万円で、水田活用交付金などの受け取りを除けば完全に赤字です。稲作農家の時給は、2020年に181円、21年には10円で、他の産業の時給をはるかに下回って国民階層との均衡とは程遠い状態です。そして、農家所得の減少は、町商店街の衰退と町の財政収入にも影響を及ぼし、町が疲弊するだけです。

そして、下がり続ける農家所得と反比例に荒廃農地が増え続けています。2020年の5年前の調査結果から比べ、千葉県荒廃農地面積のうち再生利用が可能な荒廃農地面積は1,390ヘクタール、5年間で14%増え、再生利用された面積は174ヘクタール、28%解消されています。当町では新たに7ヘクタール増えていますが、再生利用された面積は12ヘクタールあります。農地を荒廃させない取組の成果だと思いますが、再生利用が可能な農地面積が59ヘクタールあり、自給率向上に向け、さらなる取組が求められています。耕作放棄地解消の取組についてお答えください。

次に、国内産小麦、大豆の有効利用について質問します。

令和12年、2028年に農水省は小麦の生産量を108万トン、1.4倍に、大豆の生産量を34万トン、1.6倍に引き上げるとしています。食料自給率の向上と安全な麦、大豆の生産拡大を国

民は求めています。グリホサート農薬の検出されないパンなどの国産小麦製品や遺伝子組換えでない国産大豆の生産者に対して、大きな励ましを送りたいと思います。地元で生産され、地元で消費する。地産地消は食料自給率の向上につながります。より有効活用が進むよう支援すべきと考えます。どのように考えを持っているのかを伺います。

次に、新規就農者支援について質問をします。

国連食糧機関、F A Oは、2011年以降、アグロエコロジーに関する国際シンポジウムを相次いで開催しています。このアグロエコロジーとは、アグリカルチャー、農業、そしてエコロジー、生態系を組み合わせさせた造語で、自然と調和した農法のことです。そして、国連は2019年から2028年の10年間、「家族農業の10年」と定めています。持続可能な開発目標、S D G sを達成するためには、アグロエコロジーの担い手である小規模の農業、林業、漁業、畜産など、多種多様な姿がこれからの進む道ではないでしょうか。

しかし、農業の後継者不足は深刻です。あと5年もたないという悲鳴には、全国に共通する担い手減少の実態を反映しています。家族農業を柱に、地域の誰もが担い手の政策が求められています。そのための新規就農者支援が必要です。どのような支援策を考えているのかを伺います。

最後に、町内農産品の開発と支援策について質問します。

農業者が生産し、製造、加工したものを流通、販売する6次産業化で、農家所得を豊かにする取組が全国的に進められています。地産地消の活動が地域を活性化させます。農産品の開発と支援についてを伺います。

大綱3点目、防災活動について質問します。

自主防災組織づくりの取組についてを質問します。

大規模な災害が発生したときに、互いに協力し合うことによって被害の軽減を図ることができるのが自主防災組織です。しかし、自主防災組織を運営するに当たっては、多くの課題もあります。若者の参加がない、協力しない、構成員、住民の高齢化、住民がついてこない、災害時の都市が機能するか、不安などがあります。

しかし、千葉県防災政策課が作成した資料によると、令和3年度自主防災組織ですが、5,958の組織で68.9%の組織率、全国平均が84.4%ですから、15.5ポイントも低いのが千葉県です。当町の組織数についてお答えください。

次に、組織づくりの問題点ですが、当町での組織率が県平均よりも低い水準にあります。組織数だけを増やしても大規模災害時に機能しないのでは、形だけの組織で終わってしまい

ます。自主防災組織の位置づけは、市と公の隙間を埋めるコミュニティーづくりだとも考えます。そして、誰もが強制されて加入する組織ではなく、自分の意思で自発的に参加でき、自由意思で退会できる組織でもあると考えます。組織づくりが進まない問題点についてお答えください。

最後に組織づくりの支援策についてです。

本来、自主防災組織とは自発的な防災組織であり、原則役所が関与しないものですが、組織をつくるためには何らかの支援が必要と考えます。1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を生かすのが自主防災組織です。この教訓の学習こそが自主防災組織づくりに役立つのではないのでしょうか。組織づくりの支援策についてお答えください。

大綱4点目、医療福祉について。

町独自で带状疱疹ワクチン接種費用の助成を求めることについて質問をします。

带状疱疹は80歳までに3人に1人が発症すると言われています。初期症状は皮膚の痛みや違和感、かゆみですが、皮膚症状が表れると刺すような痛みとなり、夜も眠れないほど激しい場合があります。また、合併症として带状疱疹神経痛が知られています。予防には規則正しい生活習慣や適度な運動が大切と言われています。

また、50歳以上の人はワクチン予防接種を受けることができます。今、全国280の自治体でワクチン接種の助成をしています。千葉県の自治体でも、全額助成から一部費用負担まで違いはありますが、コロナワクチン接種後から带状疱疹の発症が多くなったとも聞きます。带状疱疹ワクチン接種費用の助成を求めることを伺い、壇上からの質問といたします。

〔10番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 及川雅一君登壇〕

○総務課長（及川雅一君） 山崎義貞議員ご質問の大綱1点目、町長の政治姿勢についてにお答えします。

初めに、町長公用車の使用についてであります。町長公用車の使用については、公務の遂行上、町長車の使用が必要な場合には、その使用により当該公務が円滑かつ安全に遂行でき、町の政策実現や課題解決に寄与し、公益の増進に資するとともに、社会通念上認められるか否かで判断し使用しているところであります。

使用の範囲としては、公務への移動・公務から次の目的地へ移動する場合、車内において

事務連絡・その他の公務を行う場合、危機管理体制を確保する必要がある場合、警護上必要な場合、社会通念上認められる合理的な範囲で使用する場合などを総合的に判断して使用しております。

なお、土曜日、日曜日、祝日に町内で行われる短時間の事業については、職員の働き方改革に配慮し、町長車を使用せずに町長が運転し自家用車で参加しております。

次に、町長公用車の運用基準についてであります。当町では町長公用車の運用基準は定めておりませんが、先ほど述べさせていただいた事由により使用しているところであります。

次に、政務と公務の使い方についての考えであります。公務は地方自治法第1条の2第1項に規定する地方公共団体の役割を果たすうえで必要な業務であり、これに即して使用しております。

政務は政治的活動であります。町長車の使用は地方公共団体の長として相手方との友好又は信頼関係の維持増進を図ることを目的とする会合等、町の政策実現や課題解決に寄与し、公益の増進等に資するとともに、社会通念上認められる場合には使用しております。

〔総務課長 及川雅一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

〔産業課長 加瀬淳一君登壇〕

○産業課長（加瀬淳一君） 山崎義貞議員ご質問の大綱2点目、農業振興についてお答えいたします。

初めに、（1）食料自給率向上に向けた耕作放棄地解消の取り組みについてでございますが、食料の安定供給、食料自給率の向上を図るためには、優良農地を確保するとともに、耕作放棄地を有効に活用することが必要です。

耕作されている方の高齢化や、土地持ち非農家の増加に伴い、担い手農家に農地の集積が進んでいるところではありますが、効率的な営農のためには農地の条件が良好であることが望まれます。

用排水や狭小な圃場区画を改善するためには、地域の合意により圃場整備事業を実施するのが有効であり、現在も新井、宝米、二又、篠本1区、匝瑳市貝塚の一部を含めた南条地区で、土地改良区や県と協力しながら地域との話し合いを進めております。また、土地改良区や町の補助を活用して用水パイプライン整備等を実施し、圃場条件の改善を進めている地区もございます。

一方、耕作する方がいなくなり、遊休化した農地の荒廃が進む前に、各地区の農業委員、

農地利用最適化推進員の方々が地権者や周辺の耕作者に働きかけていただいているところでございます。しかしながら、地形によって日があまり当たらない、圃場面積を大きくしにくいなどといった条件の厳しい農地については、なかなか引き受けていただける方が見つからないといった状況もございます。

町といたしましては引き続き農地の条件整備や、農地中間管理機構の活用を推進するほか、様々な事例を研究し、耕作放棄地の解消に向け取り組んでまいります。

次に、町内産小麦、大豆の有効利用についてでございますが、町内では小麦、大豆の生産に取り組んでいる営農組織等があり、主にJAを通じて出荷されておりますが、営農組合に付属した加工施設を持ち、味噌や饅頭などを製造して直売所や道の駅に出荷している団体もございます。地元産の安心・安全な商品ではありますが、出荷先が増やせず売上げが伸びないため、経営が厳しいと聞いております。

この事例のように、町内産小麦、大豆を独自に有効利用するためには、生産から販売、流通の過程を整える必要がありますので、他の事業者とのマッチングなど、可能な支援を研究してまいります。

次に、新規就農者への支援策についてでございますが、農業就業人口の減少に対応するため、新規就農者の確保は喫緊の課題であります。当町においての新規就農者は親元就農が多い状況でございますが、都市部からの新たに農業に取り組みたいと来られる新規参入の方も必要であります。

農業を始めるにあたっては、農業技術の習得、農地の確保、農業機械の調達などの課題があり、これらの相談に千葉県山武農業事務所や各JAと協力しながら対応しておりますが、ワンストップで一貫して支援できることが望ましいところでありますので、そういった体制の構築事例について調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、町内農産品の開発と支援策についてでございますが、農産物の付加価値向上のため、町内では様々な事業者が取り組みを行っております。梨やブルーベリー、イチゴの生産者によるジャムやドライフルーツ、酪農家によるアイスクリーム、自家生産のブドウによるワインの醸造、米粉を使用したパンの製造販売、梅干しや梅を使用したクラフトビール、もつの煮込みをはじめとした食肉加工など、それぞれの創意と工夫により事業を展開しております。

町としましては、これらの取り組みの情報発信や連携を、観光まちづくり協会、商工会、農業振興会と協力しながら進めてまいりたいと考えております。

〔産業課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君） 山崎義貞議員ご質問の大綱3点目、防災活動についての自主防災組織作りの取り組みについてにお答えいたします。

初めに、組織数についてですが、自主防災組織とは、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき自主的に結成される防災組織であり、平常時には災害に備えた取り組みを実践し、災害時には被害を最小限に食い止めるための応急活動を行うこととなります。令和5年12月1日現在の組織数については、10組織です。

次に、組織づくりの問題点についてであります。共助の柱として自主防災組織が町内89地区、行政区の数では117行政区の全てに設立されることが理想ではありますが、あくまで地域住民による自主的に結成される組織であることから、その数が飛躍的に増えるものではありません。都市化や核家族化の進展等社会構造の変化による自営業者の減少、高齢化による活動の担い手不足、地域コミュニティーの希薄化が組織づくりの問題点であると考えております。

次に、その支援についてですが、地域での共助の根幹となる自主防災組織設立に向けた相談窓口の開設や設立に係る費用等について、1団体当たり50万円を上限とした補助金の交付を行っております。

災害の発生を未然に防止することはできませんが、いざという時自分や家族の命と財産を守る備えをする自助、地域が一丸となって助け合う共助、行政が担う総合的な防災対策などの公助の3つが最適に機能することにより被害を減らすことは可能であり、災害の被害を最小限に抑えるためには自助、共助、公助それぞれが災害対応力を高め、連携することが重要と考えております。引き続き町防災訓練やまちづくり出前講座などによる自主防災組織の重要性の周知及び町広報紙や町ホームページを活用した設立の呼びかけなど、自主防災組織設立に係る施策を実施し、支援をしていきたいと考えております。

〔環境防災課長 北田勝也君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 野村浩光君登壇〕

○健康こども課長（野村浩光君） 山崎義貞議員ご質問の大綱4点目、医療福祉についてにお答えいたします。

町独自で带状疱疹ワクチン接種費用助成をのご質問につきましては、直近では令和5年3

月議会定例会の一般質問でもご答弁させていただきましたが、帯状疱疹は水ぼうそうと全く同じ水痘・帯状疱疹ウイルスが起因して起こり、子どもの頃に水ぼうそうにかかった方は、ウイルスは完全には排除されずに休眠状態のまま神経細胞などに潜伏し、免疫力が低下したときに休眠状態であったウイルスが活性化、増殖して、神経に沿って発疹や水疱が出現し、痛みの症状が表れます。帯状疱疹を予防するためには、免疫力が低下しないよう、バランスの取れた食事、適度な運動、良質な睡眠、心身のストレスを溜めないことが大切となります。

帯状疱疹の発症を予防できるワクチンは、国では50歳以上の方を対象に予防接種法に定められていない個人の判断によって接種する任意接種に位置付けており、接種費用は全額自己負担となっております。現在、国の審議会において、定期接種化について期待される効果や安全性、費用対効果を検討し、審議が継続されております。

当町では、帯状疱疹ワクチン接種への費用助成は実施してはおりません。県内では9市町村が助成制度を設けていることを把握はしておりますが、補助対象としておりますワクチンが生ワクチンと不活化ワクチンの両方の場合や不活化ワクチンのみの場合があり、また補助金額にもばらつきがございます。現段階では、今後の国や県の動向に注視しながら、引き続き調査研究してまいります。

〔健康こども課長 野村浩光君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） それでは、通告順に再度質問させていただきます。

初めに、町長公用車の使用についてですが、町長、登庁時、それから退庁時に公用車を使うことはあるのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 基本は、朝は今妻に送っていただいて、帰りはですね基本自分で、帰りも、帰るときは自分の車で来て車を駐車場に止めさせてもらっています。夕方、お酒の席があるときは妻に送っていただいて、帰りは公務であれば公用車を使っていたり、タクシーで帰ることもございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 首長さんによってはそこも使っているというところもあるので、佐藤町長は非常にそういう点では立派だなというふうには評価を私は一応します。ですが、今その中でお酒の席とかというのがありました。そのとき公用車を使う場合があるっていった

ときには、それは運転手は当然町の職員がするということになるのでしょうか。総務課長、お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

○総務課長（及川雅一君） 山崎議員おっしゃるとおり、公務で夕方などに行った場合には、職員が運転して待機しています。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） じゃ、そうしますと、運転手の待遇はどのようになるのでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

○総務課長（及川雅一君） その場合には、時間外対応させていただいております。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

それと、年間に登庁、それから退庁時に公用車を使うというのは、年に何回くらいの頻度でそれがあられるのでしょうか。課長、お願いします。

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

○総務課長（及川雅一君） 年間に登庁時ですとか退庁時、それについてはちょっと回数的には把握はしておりませんが、平常時で公務で使っている回数については、令和4年度については把握しております。公務で平日ですと49回、あと休日ですと26回、計75回ほど公務で使っております。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） じゃ、休日26回ということなんですが、この休日のときは運転手はつけますか。

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

○総務課長（及川雅一君） 休日で公務で町長が行かれている場合については運転手をつけて、その運転手に対しては時間外勤務手当で対応させていただいております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。49回、それから26回、1週間に1.ちょっとという形になるのかなとは思いますが……。そうですね。

私は、先ほど課長が言われましたが、運用基準に関しては定めていないということでした。

やはりその運用基準は定めるべきだと思うんですね。佐藤町長の場合には常識的な範囲で町長車、公用車を使われていると思いますが、これほかの誰かが町長選挙にでもなって町長が代わったということになったときには、いや俺はこういうふうにするんだということになると、そのところはやっぱりちょっとまずいのかなと。つくっておくべきだと思いますが、町長、どう思いますか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ただ、先ほど総務課長の壇上での答弁もございましたけれども、公務と政務という状況の中で、極めてその判断が曖昧な部分があるのもこれ事実でございます。

そうした中で、私自身が思っていることにつきましては、まずは山武郡市の中での首長、また議員さんとの付き合い、また空港圏、それと東総衛生組合なりそういうような一部事務組合で一緒になっているところの首長さん、また議員さんの中でもやはり横芝光町に対して有益だと判断できる人については、そういうような状況で使わせてもらうという私なりの基準は持っているつもりでございます。あと国会議員ですとか知事との意見交換会などもあることがございますので、そこにつきましてはまた別途違う範疇になりますけれども。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。そうであれば、ちょっともう一点、町長に質問したいんですが、11月5日に大網白里市議会議員選挙の告示日だったんですが、町長、このときに数名の市会議員の候補者のところへ挨拶回りをしているかと思えます。これ議長車を使っていたんですが、これは当然公務、今の町長の説明では公務になると。私は首長、要するに市長選挙の場合にはそれはありなのかなとは思いますが、一般の議員選挙の応援というものに関してはいかがなものかなというふうには思っています。

私の考えというか、町長とはこのところは相入れないんですが、政治家の選挙応援や葬式とか、それから宴会などの移動に公用車を使うというのは、首長に特権が与えられるという錯覚をしているというふうに私は感じてしまうので、そういうものが意見交換ということであれば、公務に役に立つということであればそれは甚だどんなものなのかなは詭弁ではないのかなというふうに私は思います。町長はそうじゃないということで今あったので、答弁は結構です。

次に、大綱2点目の耕作放棄地解消の取組についてご質問します。

耕作放棄地に関してはどれくらい、水田、畑、合わせてでもいいし、分かればどれくらい

の面積があるのか、分かればお願いしたいんですが。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

農業委員会の実施しております遊休農地調査におきまして、令和4年度での遊休農地は水田が50.16ヘクタール、畑が18.8ヘクタール、合計で68.95ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 61.6ヘクタールですが、耕作放棄地を解消するには地域農業者の担い手というものがどうしても必要になるかと思えます。確保するための政策というものは何か考えているのか。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） 確保するための考え方ということではありますが、現在人・農地プランのほうで定められております。こちらのほう、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画として今後策定していくことが求められております。この中で、この農地につきましては今後この方がやっていただくというようなものを定めていきますので、そういった作業の中で今後の地域の担い手を確保してまいります。また、担い手となる農業者あるいは法人の方は、認定農業者となつていただくことで機械導入、設備投資、利子補給などの支援を受けることができるようになっております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 課長、地域計画ですが、前回もちよつとどのように地域計画を進めていくのかということで質問をさせていただきました。非常に厳しいというか大変な作業になるかと思うんですが、地域計画をつくって、これで耕作放棄地が解消されるような地域計画をつくっていくということで努力をするという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） ありがとうございます。地域計画につきましては、6年度末までに一度策定が求められております。ただ、その時点で全ての農地に対して埋めることは実質的には不可能でございます。ですので、見直しのほうを繰り返していきながら農地のほうを確保していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） その地域計画もそうなんですが、地域計画をつくる上で耕作放棄地の賃借ですかね、借受けに関しては無料での借受けということ、そういうことというのでもできるんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） 無料での借受けということでございますが、あくまで土地をお持ちの方が耕作されている方に土地を貸すということになります。あくまでその相対での話というふうになってまいります。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） そうなんですよね、相対ですよ。なかなかちょっとこのところは大変なことだと思いますが、ぜひ食料自給率向上のためには耕作放棄地を減らしていくという高い意識づけを持って進めていってほしいなと思います。

今日の農業新聞の記事で、担い手の米の生産比増の記事がありました。前年比3%の増ということでした。生産資材の高騰が要因とのことで、これは生産原価を下回っているのに借り受ける人を探すのは困難ということにもつながって、耕作放棄地を借受けしてやっていくというのはそういうようなことにもつながっていくのかな、より地域計画をつくるのが大変な状況に今追い込まれているのかなというふうには思うんですね。ぜひ町がどのような支援策が一番農業者にとって有利なのかというのを示していただいて、耕作放棄地の解消を進めていってほしいというふうに思いますが、ちょっと研究もしていただきたいと思いますが、課長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） 生産費の増につきましては、材料価格の高騰などによって上がり続けているという状況は理解しております。その中でコストダウンのためには、壇上の答弁でも申しましたように、圃場の条件整備といったところが有効なのかなというふうに考えております。また、担い手となる方々への支援につきましても、今後も続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。私、1点注文つけるとすれば、国や県のより有利な

補助事業、助成事業が出たときにはぜひそういうものを進めていってもらいたいと、いろいろ書類の審査とか申請とかが大変かと思います。なかなか進まないということもあるかと思いますが、ぜひ産業課、担当課として、そのところは手厚い支援をお願いしたいというふうに要望としてお願いしておきます。

それから、小麦、大豆の有効活用について再質問します。

当町の大豆栽培面積、これは2010年の26ヘクタールから2022年の88ヘクタールへと3.4倍に増えています。さらにその収穫量は千葉県の市町村で1位になりました。反収当たり242キロとなって千葉県の新記録を更新しました。全国的にも北海道除くと山形県の天童市に次ぐ第2位であり、誇るべき成果ではないでしょうか。

このような良質な大豆の地産地消をする取組の支援が求められますが、どのように考えるんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） 今、ご指摘のほうありましたように、当町における小麦の収量のほうはかなり高いものとなっております。こちらのほう、ひとえに生産者の皆さんの取組によるものだと考えております。

ただ一方、面積の主たるものは米の需給調整の中で取り組んでいただいているものとなっております。そちらのほうの支援のほうをしっかりとしていきながら、収量のほうを確保していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 収量のことに関しては分かりました。

私は、地産地消をもう少し大切にというか、重要に考えてもいいんじゃないのかなというふうに考えるんですね。食料自給率の向上のためには地産地消というのが大きな力というか、そういうものに、向上につながりますので、学校給食に国産大豆の加工品が利用されるとかは少量ではありますが、ぜひ町内産の麦、大豆の加工品を使ってみては、研究してみたらどうかと思いますが、学校給食なので学校の管理栄養士さんとの関係もありますけれども、ぜひ町のほうの強い支援がこここのところは必要になってくるかと思いますが、町長、どのように考えますでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 横芝光町始まって以来、まず今米飯給食が主流の中で、横芝光町の給

食センターで炊いているお米は全量町内産のコシヒカリをやっているということでございまして、カロリーベースでは自給率についてはかなり高い部分を誇っているつもりでございませぬ。

そういう状況の中でありませぬけれども、ただただ給食に使用するとなると、安定した供給がどれだけできるかというのが非常に大きな問題になってまいります。そうした中で、できる限りのことをしていきたいと思っております。

ただ一つ、ちょっと質問とは答えが変わりませぬけれども、この食料自給率を上げるというのは、やはりどれだけ日本人が米を食べるか。今日は実はお昼はお弁当、米を持ってきています、僕は。毎日米を食べています。それでありませぬけれども、ただたまにはスパゲッティを食べたいとか、ピザを食べたいとか、パンを食べたいとかというふうになってしまうのは、これはもういささか今飽食の時代の中で致し方ないことなのかなと思いつつも、これからもしっかりその地域農業を守るために、できるところから一步一步進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 町長、そうなんですね、茶わん1杯じゃなくてスプーン1杯のほんの1杯の増量、余分に食べるだけで国民全員がね、1%食料自給率が上がるというふうに言われていますので、町長のそういう取組は非常に素晴らしいと私は感じます。

今、町長言われたんですが、学校給食に関しては認識がちょっと違うのかなというふうに、週5回のうちの4回が米飯で、1日が麦、パンとかパスタなんかですね、麺とかということになっているので、そのところは麦を使っています。大豆にしろ、学校給食で使うのは水煮とかそういうもので、ほんの少量しか使っていないわけですね。ただ、加工するのに給食センターではできないから委託というかできたものを買っていると、国産の水煮ですが、そういうものを使っているというのが現状だと思っております。たしかそうでしたよね、教育課長ね。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） 今、山崎議員おっしゃるとおり、大豆につきましてはそのような加工したものでございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 食育にもつながるようなことになるのかなと、町内産の大豆を使う

ということは非常にいいことではあるのかなというふうに思うので、ちょっとこのところは教育課と産業課で検討していただければというふうに思います。

それと、麦のことも出ました。加工品ですね、いろんところで麦の加工品されていると言いました。麦の加工品は作るものによって、グルテン含有量の違いによって加工しやすいものができる、何に向くのかというのが小麦の場合にはありますので、ちょっとなかなか大変なところはあるかと思いますが、いずれにしろこの町内産小麦を使って何が加工できるのかということもぜひ研究してほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） 先ほどの給食とかについてはいろいろなハードルがあるところがございます。今現在そういった小麦とか大豆のほうを使っていくにあたりましては、壇上での答弁のとおり、生産から販売、加工、流通までといったいわゆるビジネスモデルを整えることが必要だというふうに考えております。まずはそちらにつきまして、研究のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

それでは、防災活動について再質問します。

初めに、先ほど課長の答弁で10組織という報告がありました。町の基本計画では、2021年には7組織でした。2025年度に13組織まで引き上げることが目標となっています。7組織から10組織に3組織増えたんですが、今後どのような支援をしていくのかをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、山崎議員の質問に回答させていただきます。

自主防災組織ですけれども、今現在10組織ということで、これを13組織という目標もあるわけなんですけれども、これを増やしていくのにはやはり防災意識の向上といいですか、皆さん防災意識持っていただいて、それでいろいろその地区で取り組んでいただければとは思いますが、今の町も地区の皆さんに自主防災組織の重要性の周知だとか、先ほども答弁させてもらいましたが、町広報紙だとかに掲載させていただいて積極的に今進めているところではございますけれども、実際に防災意識の向上や組織の防災リーダーの育成などが今後必要になってくると思いますので、これにつきましては既存の自主防災組織を含

めた中で千葉県の研修だとかそういうものがございますので、幅広く周知をしていきたいなと考えております。

先日ですけれども、12月9日に山武市の松尾ふれあいセンターのほうで、千葉県が主催しております防災セミナーということで、地域防災リーダー基本コースということで研修も行われておりますので、こういうものも周知して皆さん活用していただければと思っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） これから自主防災組織をもう少し広げていくための支援という今ご質問でございましたけれども、支援については財政的にもかなりの部分やれているのかなというふうに思っています。しかしながら、やはりその地区地区における防災意識とマンパワーの問題とかございますかと思っておりますけれども、議員さんのお膝元でもまだないようでございますので、ぜひその地域のリーダーとして頑張って自主防災組織を立ち上げるためにご尽力を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 町長、ありがとうございます、答弁を。自主防災組織をつくる上での課題として、やはり一人一人が危機管理意識を共有するということが重要で、住民全員参加型の研修会などを、これ町はコストとエネルギーをかけるべきだと思います。そして、危機意識が高まれば自主防災組織は当然増えると思いますので、ぜひそのところは頑張りたいというふうに思います。

そして、以前防災の問題で質問したんですが、先ほども言った千葉県の自主防災組織の現状の数字で、横芝光町の組織数が64となっているんですね。これ今現在10なので、64から10に修正すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

今、千葉県ホームページにも公表されている自主防災組織の数ですけれども、これにつきましては65組織ということで、これは令和2年ですかね、前にもご質問があったとは思いますが。そのときにも回答させていただいているんですけれども、これの数字につきましては合併前、横芝地域で全地区に対して自主防災組織とみなして担架だとかヘルメット、あと救急

箱だとかメガホンだとかを交付した経緯がございます。したがって、県に自主防災組織として登録して報告した経緯がございます。

合併後なんですけれども、新たな補助金交付要綱を定めまして、自主防災組織として認定する際に規約の制定だとか役割分担だとか活動計画などを提出してもらっております。その組織が今のところ10組織ということでございます。

県のほうに話をさせていただいたんですけれども、その当時の経緯もあり、今現在直すというよりはこの数で報告ということで、直さずこのままいきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員に申し上げます。

あと30秒でございます。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。直さないということですが、ぜひこのところはきちんとした数字を報告するというのが肝要かと思えます。ぜひそのところは直していただいて、正確なことが一番大事だと思いますのでお願いします。

ちょっと時間がなくなってしまったので、これで質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（鈴木和彦君） 以上で山崎義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午後1時といたします。

（午後 0時10分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

◎議案第14号の上程、説明

○議長（鈴木和彦君） 日程第2、議案第14号について、町長より提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 本日、追加議案を提出させていただきましたので、提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料、令和5年12月横芝光町議会定例会追加提案理由説明書をご覧ください。

議案第14号 令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第9号）についてであります。本案は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業及び地域生活応援券発行事業の経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2億5,595万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億2,120万円とすべく提案したものでございます。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせていただきますので、ご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第14号について、財政課長。

〔財政課長 向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君） 議案第14号 令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております議案第14号の一般会計補正予算書をご用意いたします。

この補正予算は、11月29日、国の令和5年度補正予算が成立し、デフレ完全脱却のための総合経済対策において低所得者支援枠を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するとして重点支援交付金が追加されたことから、当該事業を速やかに実施するため、今議会に追加提案させていただいたものであります。

それでは、令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第9号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,595万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億2,120万円とするものです。

2ページをお願いいたします。

2ページ、3ページは第1表歳入歳出予算補正で、本補正予算の款項ごとの金額です。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

4ページから6ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、説明は割愛させていただきます。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

15款2項1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金2億5,467万7,000円は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業を対象とする推奨事業メニュー分6,034万4,000円と、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業を対象とする低所得世帯支援枠分1億9,433万3,000円を見込みました。

20款1項1目繰越金は、本補正予算の財源とするため計上しました。

続いて、8ページ、歳出です。

2款1項8目企画費の地域生活応援券発行事業（第2弾）（重点支援交付金）は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者への経済的支援と地域経済の活性化を目的に、町内協力事業者で使用できる商品券を町民1人当たり2,500円分を配布するものです。

3節職員手当は当該事業の実施に伴う職員の時間外勤務手当、10節需用費の消耗品費は事務用品の購入代、次の印刷製本費は商品券送付用封筒や事業周知用ポスター等の印刷代、11節役務費の通信運搬費は商品券や協力店舗への案内の郵送料と、次の手数料は協力店舗へ支払う補助金の銀行振込手数料です。

12節委託料の地域生活応援券発送データ作成業務委託料は、各世帯への宛名入り通知文の作成業務委託料、次の地域生活応援券作成業務委託料は商品券を作成するための委託料です。

18節負担金、補助及び交付金は商品券が使用された店舗へ支払う換金分で、配布者数を2万2,390人、配布した商品券の換金率を98.5%と見込みました。

3款1項1目社会福祉総務費の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業（重点支援交付金）は、物価高騰の負担感が大きい令和5年度の住民税非課税世帯及び予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対して、1世帯当たり7万円を支給するものです。

3節職員手当は当該事業の実施に伴う職員の時間外勤務手当、10節需用費の消耗品費は事務用品の購入代、9ページ、印刷製本費は給付金の通知及び返信用封筒の印刷代、11節役務費の通信運搬費は申請書や振込通知書等の郵送料、次の手数料は給付金の銀行振込手数料、12節委託料は非課税世帯を抽出し、受給者を管理するための住民情報系電算システム改修費です。

19節扶助費は給付金の給付費で、支給対象世帯を非課税世帯2,750世帯、家計急変世帯10世帯、合わせて2,760世帯と見込みました。

10ページから14ページまでは給与費明細書となります。職員手当のうち、時間外勤務手当が増額しております。

以上、令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第9号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔財政課長 向後和彦君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 以上で提案理由説明を終わります。

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） これより議案審議を行います。

日程第3、議案第1号 横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） それでは、私のほうから3点ほどお尋ねをさせていただきたいと思っております。

まず1点目ではありますが、組織再編をすることは時代に合わせ大切なことだと思いますが、3年で所管課を変更し、元に戻すのはあまりにも計画性がないものと思われませんが、いかがなものか、お伺いをいたします。

2点目でありますけれども、今回の組織再編は全体を見直して行ったのか、また今回の再編により職員数は増員になるのか、お伺いをいたします。

3点目であります。人口が減少している中で、課や班を増やすことは一般的に職員の増員につながるもので、それらは全体の中でバランスを取る必要があると思いますが、町当局のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いろいろと2年、3年でころころ変えてしまうというご指摘だというふうに認識をしております。しかしながら、今当町を取り巻く環境が本当にもう日進月歩で目まぐるしく変化している状況の中で、それに対応するための施策というふうにご理解を賜

ればというふうに考えております。

そしてまた、3点目の人口減少に伴う中で、このような課を増やす、班を増やすということがいかなものかについてでございますけれども、まさしくその人口減少をどうやって止めるか、どうやって移住定住策を成就させるか、その中でしっかりと企業誘致も含めてこれからも進めていくという中で、まさに今が積極的にこれを行っていく、行政施策を行っていくときだというふうに判断をしての施策でございますので、ご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 総務課長。

○総務課長（及川雅一君） 職員を増員する考えはあるのかということですが、今回の組織改編につきましては、現在の職員数の中で調整をしていく予定でありますので、新たに職員を採用するという事は考えておりません。各課の業務において極力支障が生じないよう配慮した職員配置をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、今回の組織改編につきましては、横芝光インターチェンジ周辺における複合拠点の形成や横芝駅北側の開発、さらには横芝海のこどもの国の跡地周辺活用等、町の将来に大きく影響する事業だと思っておりますので、組織全体の視点としての体制で考えていく必要があると思っております。しかしながら、今回事業を促進していくために、企業誘致に係る関係課を主に組織改編をしたいというふうに思っております。よろしく願いします。

○議長（鈴木和彦君） 宮菌博香議員。

○9番（宮菌博香君） いろいろご答弁ありがとうございました。

ですから、私が一番懸念しているのは、そういう課をころころ変えたり班を変えたりということじゃなくして、やっぱり町の発展を考えれば、どこでやってもその成果が出てくればまず構わないと私は思っております。まずそれが第1点であります。

それと、いろいろ私も調査させていただきましたけれども、こういう組織再編をやるのであれば、やっぱり全体を見回した中でやらなければ、先ほど言いましたように人口が減っても職員数が増えていく、そういう状況になってきます。そうすると、当然うちの組織というのは財政的にも裕福ではありません。義務的経費等が増大してきます。そうすると、当然投資的経費に回せる財源というのはだんだんに減ってくるわけでありまして。ですから、やることは構わないんですけれども、やっぱりそのときにヒットし、計画性を持って、しっかりした考え方でやっていただきたいということをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 鈴木克征議員。

○15番（鈴木克征君） すみません、議会全員協議会で説明があったわけでありますので、その中で再度ちょっと確認をさせていただきたいなと思います。

この条例改正、いろいろ検討された結果の中の条例改正とは思いますが、全員協議会のごときに説明をいただいたこの資料によりますと、早期に企業誘致を実現させることを目的に、令和3年4月から企画空港課へ移管するとともに企業誘致班を設置しました。令和6年4月からは当該ビジョンの重点戦略に掲げている横芝光インターチェンジ周辺における複合拠点の形成や横芝駅北側の開発を具現化、加速化させ、都市計画部門と合理的に行うためと言われていますが、私は何かものの事業推進に当たっては、やっぱり事業推進委員会なりそういったものが大ざっぱなものを計画し進めていく、ちょっと例えが適切かどうか分かりませんが、土地改良事業なんかにおかれても、それについては工事部門、工事委員会部門とか、あと換地委員会、またそのほかにもいろいろあります。そういったものは事業推進委員会でおおむね決まって、時期を見計らってそれぞれの委員会をつくり、またその委員会の中で検討していく、そういったものが進んだ上で、なおかつ今度は大体の換地とか、そういった事業計画が見えた中で、それじゃ出来上がったものを今後の農地をどのような活用する、また担い手農業経営はどんな形で進めていくという時期を見計らって分けていくのが本来の姿じゃないかなというふうな、私はそのように思っているところであります。以上のそういった理由から、ちょっと今まであるものを分けてやるのは、私は逆じゃないかなというような感じがあります。

また、現在事業化検討パートナーということで単独企業1社、また共同企業体が1社、参加の意向を表明していただいているところであります。いずれにしても、これはすばらしい企業だと思います。役場のほうとしても、担当された職員の方は大変な努力があったのかなというような感じを持ちます。

そういった中で、この大手企業というか、そういった企業にしたら、あまりスピード感を持たないでただただやっているところは、多分今後企業として相手にしなくなってくるんじゃないかなというような、まだまだ私も圏央道、何度もちょっと通る機会があるんで通るんですけれども、本当にもう土地が出来上がっている、そういうインター付近の物流倉庫、そういったものも物すごい勢いで今できている状況です。それを時間をかけてこの企業誘致をするというようなことが、あまりそんなことをやっていたら駄目じゃないかというのは思い

ます。

それで、事業化検討パートナーに、この募集のあれに求めるには、事業化検討パートナーに求める事項ということで、開発行為、または土地区画整理事業などの検討に関する事、造成後の土地活用に関する事、企業誘致に関する事、地権者の合意形成支援、これは資料提供や勉強会への出席に関する事となっています。その他、事業推進に必要な事項に関する事というような、以上のように幾つものまだまだこの検討パートナーとしての募集の要項の、今後これは12月の今月の19日ですか、こういった委員会開かれて決定されると思いますけれども、まだまだこのようにいっぱい一緒になってやらなければならないということがあると思います。

それもありますし、先般のやはりこれも全員協議会で説明いただきましたけれども、横芝海のこどもの国の跡地、こちらのほうでは横芝光町周辺では成田空港の更なる機能強化による第3滑走路の建設や圏央道大栄－横芝間の開通見込み、銚子連絡道の横芝光－匝瑳市間の延伸など、大規模な交通インフラの整備が進められています。これらの交通ネットワークが形成されると今まで以上に人や物の流れが活性化し、当町でも大きな経済効果を期待していますと、そういったことでこれも一緒に進めるというようなことになっています。

こんなことから、そのほかにも横芝駅の北口の開発、これらをしっかりスピード感を持って進めることによって、今この成田国際空港第3滑走路に向けていろいろやっていますけれども、こういったものをしっかり当町でやれば、また成田空港等を今後も一緒に共に共生共栄する中で、当町に対する見方等もまた違ってくると思うんですね。

そういったことから、ほかにもいろいろあるんですけれども、そんな中、横芝光インターチェンジ周辺まちづくり推進協議会会長の副町長に、私の今言わせてもらったことについて、何かお考えあればちょっと伺います。

また、町長には、再度になりますけれども、前回全員協議会のときもお話しさせていただきましたけれども、今後のお考えというか、そういったところもしあれば、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） じゃ、先に私の今後のことについてお話をさせていただきます。

今の鈴木克征議員、いろいろとお話をいただいて、ご心配をいただいておりますとおり、本当に一部の室をつくっただけで組織改革だけで大丈夫なのかというご心配の質問だというふうに認識をしております。

先般、どれの全員協議会だったか、でも私がこの同じような趣旨の質問に対しましてお答えをさせてもらったことがあるかと存じますが、まさしくそれこそ新たな課を1つつくって、これをしっかりと腰を据えて進んで取り組んでいかなければならない、もう極めて重要な大きなファクターだというふうに認識がございます。

そういった中において、先ほど表明をさせていただきましたけれども、来年春の町長選もございますし、今の中でそれを大きな改革の中で新たな課をつくってというような組織改革が本当にふさわしいかどうかという部分も含めて、それについてはあくまでも一つの流れの中の1ページだというようなご認識の中で、今後しっかりともうスピード感を持って、どういふふうにやっていけば最大の効果、結果が得られるかについて、しっかり考えながら進めていきたいという思いでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 副町長。

○副町長（山田智志君） それでは、ただいま鈴木克征議員からご質問ありました件についてお答えいたします。

お話のありましたように、私のほうで横芝光町銚子連絡道路横芝光インターチェンジ周辺まちづくり推進協議会の会長を務めさせていただいております。また、先ほどお話もありましたが、横芝海のこどもの国のほうの検討パートナーの募集のほうの委員会の委員長も務めさせていただいているところでございます。

企業誘致につきましては、先ほど宮菌議員からもお話がありましたけれども、3年前に企画空港課に移管して、そこで町全体で企業誘致を進めておりました。町の中で企業を誘致する場所も少ないということで、特にインターチェンジ周辺の産業用地を生み出すことなどについて主にやっていたところでございます。職員の努力もありまして、少しずつですが今進んできている状況で、担当課等と話し合う中で、いわゆる企画、計画の部分については一定程度の段階を踏んで、次は事業に向けて進める段階ではないかということで、こういったような形で条例の改正を提案したところでございます。

今回、企業誘致につきましては、インターチェンジ周辺だけではなくて町全体の部分もございますので、そういう一般的な企業誘致は産業課のほうに持っていきつつ、横芝光インターチェンジ周辺、またこどもの国等については、それらに専念できるような体制をつくっていかないといけないのではないかと。

先ほど鈴木克征議員がおっしゃられましたが、実際に区画整理事業になったりすれば、ま

たその市街地の整備の事業化部分に分かれるとかという形もあるかと思いますが、さらに一步手前の段階に今は来ているのかなと思っておりまして、そうは言ってもこういった事業をこれまで経験のない中でどういう組織、どういう人事がいいのかというのは今非常に悩ましいところをごさいます、その辺については総務課長と町長含めて考えているところをごさいます。

いずれにいたしましても、今町長がおっしゃられましたとおり、これらを最も有効に進めていける、これまでの流れの継続性も担保しつつ、どういった形で進めていけるかも含めて検討しているところをごさいます。

以上をごさいます。

○議長（鈴木和彦君） 鈴木克征議員。

○15番（鈴木克征君） ありがとうございます。恐らくこの開発に関しては、町がこの発展に大きく左右されるような、そんな企業誘致になろうかと思えます。それができればやはりこどもの国の跡地、北側についても、またこの後これだけじゃなくてインター周辺の企画というのはまだまだ検討されている、表しているものもあるわけなので、やっぱりこれはどうしても早急に、重大な私はプロジェクトだと思っていますので、ひとつそういったことから、職員に関しては先ほど宮菌議員がおっしゃられておりましたけれども、やはり負担とかもありますので、その辺はまたいろいろ検討課題もあるのかなというようなことは思いますが、短期間でひとつそういったものをまとめていただかないと企業誘致が遅れるようなことがあってはならないなと思えます。

特にあそこの現地としては、また両総の国営事業の見直し事業で農地転用とか、そういったものに関しても今後まだまだ県と打合せ、また両総とか打合せもあろうし、またその地権者においても全部が町の町有地じゃありませんので、いろいろな細かな部分があろうかと思えますので、大変でしょうけれども、ひとつ遅れのないようにこの事業の推進を図っていただければなと思えます。

今回の条例改正については、ちょっとその辺のところは心配だったものでお尋ねをしたところでありまして。ありがとうございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第4、議案第2号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 人事院勧告によるということになっていると思いますが、コロナ禍の下で非常に生活が苦しいと、光熱費の対策で1人当たりの商品券配るとかというそういう状況の下で、特別職、特別公務員になります議員の歳費の引上げというのは町民の理解どうなのかなというふうに、人事院勧告だから仕方がないと言うかもしれないけれども、そのところは私はちょっと納得できないというところがあります。なので、そのところは町のほうはどのように考えているのか、ただ粛々とこれを進めるという考えなんでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、日本政府も国の経済の立て直しに躍起になっている中で、やはり報酬が物価上昇に見合わないというような状況の中で給与の改定を政府が経済団体のほうにお願いをしている状況の中で、やはり公務員、特にこの地方公務員にしてもその思いは一緒の部分もあります。それは確かに本当にもう困窮をしている皆さんもいますけれども、その皆さんにおいてはまた別のセーフティーネットを使ってそれはそれで我々と行政としてそれに怒めていかなきゃならない部分でございますが、この議員さんの報酬にしても、この後我々の部分、また職員全員の部分ありますけれども、そういうことによってこの物価高騰の大きな波に少しでも抑えられるような状況づくりというのもこれも必要だというふうに認識をしておりますので、ひとつご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第5、議案第3号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 今の議員報酬と基本的には同じになります。やっぱり特別職というのはそれなりの仕事も大変な責務を負っていますが、それなりの町民から見れば高い給料をもらっているというふうに私は見えるのかな、横芝光町の議員もそれから特別職も他の町と比べれば高いほうではないということをおも十分、重々承知はしているんですが、上げてあげたいという気持ちも分かるんですが、やはりこの経済状況の中で私は今回はちょっと納得できないというところがありますので、そのところは特別職の皆さんには理解していただきたいというふうに思いますが。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほどの答弁と同じ答弁でございますので、それでひとつご理解を賜ればというふうに思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第6、議案第4号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例及び横芝光町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第7、議案第5号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第8、議案第6号 横芝光町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） 異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第9、議案第7号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第10、議案第8号 横芝光町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第11、議案第9号 指定管理者の指定について（光B&G海洋センター、光しおさい公園）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 1点だけ教えてください。

ちょっと資料の見落としかもしれないんですが、フクシ・エンタープライズ以外に何件かのプロポがあったかどうか。あったらあったで、なければないで結構です。

○議長（鈴木和彦君） 財政課長。

○財政課長（向後和彦君） 今回のプロポーザル審査会におきましては、1社のみでございました。

以上でございます。

〔10番議員「分かりました」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第12、議案第10号 令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 2点質問いたします。

ページは23ページ、災害対策費の中の施設営繕工事だったかな。すみません、この中で、津波避難タワーのバッテリー付LED照明の交換ということでお伺いしていますが、これが塩害ということでございましたけれども、そもそも災害対策のものでありますし、これ塩害対策を講じての照明ではなかったのか、そういった具体的なところをもう一度質問いたします。

そして、26ページにまいりまして、体育施設費のふれあい坂田池公園一般管理事業のこの修繕料も野球場の照明ということでお伺いしておりますが、せんだってのリニューアル工事には全く関係しない部分だったのか、それ1点目、お伺いします。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、秋鹿議員の質問にお答えいたします。

この営繕工事なんですけれども、71万4,000円につきましては、屋形地区の津波避難タワーでございます。塩害、屋形ですので立会地先に設置されているわけなんですけれども、これにつきましてはタワー自体は溶融亜鉛メッキの仕上げになっておりまして、海岸付近に設置されているということで比較的塩害の影響が少ないものを選定して設定されております。今回の故障については、老朽化と塩害の影響が重なったものと考えております。比較的塩害の影響が少ないものということで選定されているということです。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 社会文化課長。

○社会文化課長（平野和美君） 今回の修繕につきましては、令和3年度の野球場の改修工事に含まれない部分で、夜間照明については改修を行っておりません。今回修繕するのは、8月の落雷により基盤のリレースイッチが故障したということで、こちらの修繕になります。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 避難タワーの件でありますけれども、比較的塩害に強いものということでございますが、このたびどのような経緯でこれが発覚したのか分かりませんが、今別の話で避難タワーも溶融亜鉛メッキ、どぶ漬けメッキだと思うんですけれども、十分強いものだとは認識しておりますけれども、そういったこのLED照明も同じですが、点検計画というのはあるんでしょうか。このたびこれ気づいたからよかったものの、災害時に緊急

的に使った際に照明がつかないではお話になりませんので、そこを2点目、お願いいたします。

野球場の件は承知いたしました。落雷が原因ということで、この修繕料の中にまた避雷針等々の対策は講じられているのか、2回目、お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） それでは、秋鹿議員の質問にお答えいたします。

今回交換するバッテリーですけれども、これにつきましてはメーカーバッテリーの交換推奨について設置から5年ということとなっております。今回交換するバッテリーの交換推奨、令和元年の7月ということ、実際にはこれがもう設置してから9年が経過しているということですので、今回実際に業者のほうを点検していただいて、電力の低下により照明不点灯となる懸念があったことから今回交換等を行うものでございます。実際、交換奨励時期の点検ということで、5年に1回とかそういうものは行っておりませんでしたので、今後は適切に交換できるよう、計画のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 社会文化課長。

○社会文化課長（平野和美君） 今回の修繕のほうはリレースイッチのみになるんですが、もともと照明灯につきましては避雷針がついていまして、しかしながら今回何らかの原因で故障のほう、落雷が原因で故障をしたということになります。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） LED照明は交換奨励時期って今おっしゃいましたかね、で発覚したというように受け取りましたけれども、であれば、それ以前に壊れていたかも分からないということですよ、きっと。5年に1回ではなくて、もう毎年何回とか、しっかりした点検項目と点検計画というのをつくって、いつでも安全に使えるような状態というのを確立していただかないと本当に危険なものだと思いますので、早急にお願いいたします。

野球場の件は、対策は講じられていますかという質問だったので、もう一度お願いします。これもう3回目ですので、しっかりしたお答えをお願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君） この避難タワーですけれども、毎年1回、防災訓練のほうでもこの津波避難タワーのほうにつきましては使わせていただいておりますので、その点でも

職員が点検しているということでご理解いただければと思います。

また、今後指摘のございました点検の計画につきましては、今後検討したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木和彦君） 社会文化課長。

○社会文化課長（平野和美君） 落雷対策につきましては避雷針を設置してありますので、対策済みということになります。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 2点ほど質問します。

20ページになります。農業振興費ですが、農業次世代人材投資資金事業、2名が対象外ということで300万あります。具体的になぜ対象外になったのかを教えてください。

それと、その下の農地利用効率化等支援事業ですが、トラクターが対象外という説明でした。なぜ対象外になったのかを教えてください。

それと、24ページの教育費の事務局費になります。部活動地域移行事業の委託料ですが、地域クラブ活動への移行に向けた実証事業事務委託料ということですが、どのような実証事業がなされるのか、ちょっともう一度教えていただきたいんですが。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 産業課長。

○産業課長（加瀬淳一君） 山崎議員のほうからご質問のありました12月補正予算の中のまず農業次世代投資資金事業のほう2名のほうにつきまして、最初就農相談から入ります。その時点で1度対象として上げていたところなんですが、経営計画を詰めていく中で、やはり親元就農という形での条件となりましたので条件不適合となりまして、こちらのほうは対象から外れたものとなります。

もう一点、農地利用効率化支援事業につきましては、こちらのほう事業のほう申込みをしたところなんですが、やはりこちらの事業、競争があります。競争するにあたりまして採点をするのですが、その中で経営面積、あるいはこの事業を使った労働時間の短縮化、あるいは管理の高度化などといった項目のほうで採点した中で、ほかの競合相手にちょっと勝てなかったというところがございます。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） それでは、山崎議員ご質問の部活動の地域移行について、詳細をお話しさせていただきます。

まず、この開始時期ですが、令和6年の1月から試行的に進めたいと思います。

運営団体につきましては、横芝光町スポーツ協会の陸上競技部でございます。

対象部活動につきましては、横芝中学校の陸上競技部と光中学校の陸上競技部、2つです。

指導員数につきましては、10名を想定しております。学校関係者で4名、スポーツ協会関係者で6名、このマックスで10名というふうに見ております。

活動日については、土曜日でございます。試行では、平日は学校部活動としてお願いする予定でございます。

この委託金の43万円の内容の中身でございますが、報酬と保険料、それと消耗品代ということで43万円を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 産業課のほうは分かりました。

教育課長、これ高くない金額ではあるんですがとを感じるんですが、期間とすれば1年……、どれくらいの期間なのか。それと、令和6年1月からというこれ期間と、それからどれくらいのそこに携わる日にちっていいですか、時間とかというのが分かれば教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） それでは、お答えいたします。

期間は土曜日ごとということで考えまして、2月から始めます。この指導については2月からを考えておるんですが、こちらのほうで大体15日程度考えております。期間は3月末までです。お願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木和彦君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） すみません、じゃ、課長、もう少しちょっと詳しく聞きたいんですが、最後なので。土曜日ごとということになっています、陸上部。光中と横芝中ということですが、クラブのほうで6名ということなので、3名3名で土曜日ごとという、時間は何時から何時の予定になるのかをちょっと教えてください。

○議長（鈴木和彦君） 教育長。

○教育長（實川睦子君） 山崎義貞議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど課長のほうから説明があったかと思いますがけれども、3月末日までで大体土曜日で4時間を想定しています。4時間全部練習をするということではなく、集まって、準備運動し、整理運動という一切で4時間ということで捉え、一応15日間を想定し、報酬は4名程度で計算をさせていただいております。

それから、10名で指導員のほうは一応集まっている状況でございますので、その方たちの出られる日というのがありますよね。ですので、その辺も調整しながら進めている状況です。

あと、何で……

〔10番議員「結構です、それで」と発言〕

○教育長（實川睦子君） 大丈夫ですか。

〔10番議員「大丈夫です」と発言〕

○教育長（實川睦子君） じゃ、以上です。

○議長（鈴木和彦君） ここで休憩します。

再開は午後2時5分といたします。

（午後 1時55分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

○議長（鈴木和彦君） 議案審議を続けます。

川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 17ページ、一番下の保育対策総合支援事業でありますけれども、フタバ保育園のエアコン、そして紙おむつ処理ということで5園でしょうか、説明がありましたけれども、いつから、またこれで全園になるのか、確認の意味でもう一度お教えいただきたいと思います。

それと、24ページの中段から下の横芝小学校教育振興事業でありますけれども、教員用の教科書、そして指導書という説明だったかと思うんですけれども、もう少し具体的に詳細を教えていただければと思います。

○議長（鈴木和彦君） 健康こども課長。

○健康こども課長（野村浩光君） それでは、川島富士子議員ご質問、17ページ一番下、保育対策総合支援事業の紙おむつの処理の状況でございます。

現在、既に実施している園は2園ございます。そのほかは今現在調整中ですが、今年度中に全て自園処理ということで予定されております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 教育課長。

○教育課長（鈴木正広君） お答えいたします。

こちらは教員用の教科書、それと教員用の指導書でございます。教科書につきましては各教科の各学校学年通常クラスの関係の教科書と特別支援教室用の教科書です。また、教員用の指導書につきましては、指導書というものと指導用教科書、それと指導用デジタル教科書ということで、こちらの教科書でございます。お願いいたします。

○議長（鈴木和彦君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） デジタル教科書も入っていることで確認をいたしました。ありがとうございます。そのところはちょっと確認したかったので。

最後に、これ直接この補正予算とは関係ないんですけども、町長、来期に向けての表明をしてくださったので、もし答えられれば町長に伺いたいんですけども、18ページの一番上に上堺保育所の跡地に関する委託料ということで113万計上されておりますけれども、思い起こしましたら、町長、町立保育所に関して、昔ですか、民間委託というそういうお話があった時期もあったのではなかろうかというふうに思いますけれども、今大総も上堺も横芝と1つになって、それこそ子供たちの安全・安心のために一生懸命取り組んでいただいているところでありますけれども、老朽化には間違いはないというふうに思うんです。うちの子供たちもお世話になりましたので、どれほど長いかがということが目の当たりにして感じるころでありますけれども、町長、来期以降、もしまた町のそれこそかじ取りを担うとしたら、この町立保育所の老朽化に対する今時点のお考えを伺っておきたいと思います。

○議長（鈴木和彦君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いかんせん今日びの少子化の流れが正直言ってなかなか止まっていない状況の中で、やはり民のしっかりやっただいていいるところがございます。でありますので、今後流れの中で公立保育所をすぐさまなかなか建て直すという環境にはならないのではないかと思います。これは私になるとかならないとかという問題以前の問題でして、せんだっての一般質問の中でも、1年間に生まれた子供の数が90人を割ってしまうような状況の中で、もともと旧横芝の時代の中で民間の保育園、保育所でいっぱいになってしまっていて、その子供たちが急成長している状況の中で行政がそれを担った経緯があるのではない

かと臆測しますけれども、そういう状況の中で子供の数が減って、それはあとはもうしっかり歴史のある民間の事業者がおられれば経験豊かなその部分でやっていただくのがよいのではないかと、今の段階ではそう考えております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第13、議案第11号 令和5年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第14、議案第12号 令和5年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第15、議案第13号 財産の無償貸付けについてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） すみません、1つ確認させていただきたいんですけども、この場合の大家さんに直接入る礼金と更新料についてなんですけれども、資料にちょっと書いていなかったと思いますが、大家さんにとってのアパート経営の一番のリスクは、空き部屋があって家賃が入らないということだと思います。でもこの事業の場合は、町が借り上げて、空き部屋があってもなくても決まった費用を大家さんにお支払いするということだと思うんですけども、大家さんはそのリスクは全くないということで土地も無償でお借りできるということで、大家さんにとってはこの上ないアパート経営じゃないかなと思って、単純に考えたら特定の方に利益を提供していないかなって心配してしまうところなんですけれども、子

育て支援住宅とするのであれば、借りていただく方がなるべく負担の少ないというところで一般的にかかる大家さんに払う礼金、2年ごとに一般的にはかかる更新料、そういうものは一切かからないということで認識してよろしいのか、その辺はまだ決まっていないのか、いかがでしょうか。

○議長（鈴木和彦君） 企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君） その礼金、更新料の関係につきましては、この事業提案の中では示されておられませんので、ないものと思っております。ただ、最終的にその部分の詰め、契約というかそういう形になると思うので、その点では確認したいと思っておりますけれども、町としても礼金、更新料はないものと思っております。

以上です。

○議長（鈴木和彦君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） ぜひともそのように進めていってほしいと思います。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 日程第16、議案第14号 令和5年度横芝光町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 1点だけ教えてください。

9ページ、先ほどの説明では2,760世帯分という説明でした。この2,760世帯分というのは町の全世帯の何%に当たりますか。

○議長（鈴木和彦君） 福祉課長。

○福祉課長（古作健二君） 約27%になります。

以上です。

〔10番議員「分かりました。ありがとうございます」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願の件

○議長（鈴木和彦君） 日程第17、請願の件を議題とします。

民生文教常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

秋鹿幹夫議員。

〔民生文教常任委員会委員長 秋鹿幹夫君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（秋鹿幹夫君） 民生文教常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において、民生文教常任委員会に付託された請願1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、12月5日午後2時29分から、委員8名全員出席の下、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

請願第1号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書についてありますが、「法律に不十分なところがあるということだと思う。製造企業の拠出金が抜けているというところで、建材メーカーの参加と被害を受けている人をより多く、より早く救済する必要があると思うので賛成する」という意見や、「製造した企業まで賠償を補償するのは国がやっていることなので、地方議会がそこに意見書を送ることは必要ないと思う。法律が足らなかつたら国が補償すると思うので賛成できない」、また、「難しいことだが、国がやっていることに対して不足があると感じている方がいるのであれば、地方議会から意見を上げるのは賛成です」との意見があり、採決の結果、請願第1号は採択と決定いたしました。

本会議においてご了承を賜りますようお願い申し上げまして、審査結果のご報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（鈴木和彦君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま民生文教常任委員会委員長から報告のありました請願1件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより請願第1号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願書についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立多数。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（午後 2時22分）

○議長（鈴木和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時24分）

◎日程の追加

○議長（鈴木和彦君） 休憩中に、民生文教常任委員会委員長から、発議第1号「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、そのように決定しました。

◎発議第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木和彦君） 追加日程第1、発議第1号「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木和彦君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木和彦君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木和彦君）　ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和5年12月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後　2時26分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木和彦

議員 鈴木唯夫

議員 秋鹿幹夫